

平成25年第3回矢巾町議会定例会目次

議案目次	1
第 1 号 (9月3日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のため出席した職員	5
○開 会	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第 5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度 財政健全化判断比率等の報告について	8
○報告第 6号 平成24年度矢巾町一般会計継続費精算報告書について	10
○諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	11
○議案第45号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求め ることについて	12
○議案第46号 盛岡地区広域消防組合理約の一部変更の協議に関し議決を求め ることについて	13
○議案第47号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定について	14
○議案第48号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	17
○議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	19
○議案第50号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例に ついて	20

○議案第 5 1 号	矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	2 2
○議案第 5 2 号	矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	2 2
○議案第 5 3 号	平成 2 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について	2 6
○議案第 5 4 号	平成 2 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	4 0
○議案第 5 5 号	平成 2 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	4 5
○議案第 5 6 号	平成 2 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	4 9
○議案第 5 7 号	平成 2 5 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	5 0
○議案第 5 8 号	平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	5 4
○議案第 5 9 号	平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	5 5
○議案第 6 0 号	平成 2 4 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	5 8
○議案第 6 1 号	平成 2 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 8
○議案第 6 2 号	平成 2 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 8
○議案第 6 3 号	平成 2 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5 8
○議案第 6 4 号	平成 2 4 年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 8
○議案第 6 5 号	平成 2 4 年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 8
○議案第 6 6 号	平成 2 4 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 8
○議案第 6 7 号	平成 2 4 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	5 8
○散 会		6 3

第 2 号 (9月4日)

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件	6 5
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	6 5
○職務のため出席した職員	6 6
○開 議	6 7
○議事日程の報告	6 7
○一般質問	6 7
1 谷 上 哲 議員	6 7
2 村 松 信 一 議員	7 3
3 米 倉 清 志 議員	9 1
4 高 橋 七 郎 議員	1 0 6
5 川 村 よし子 議員	1 1 5
○散 会	1 2 9

第 3 号 (9月5日)

○議事日程	1 3 1
○本日の会議に付した事件	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○欠席議員	1 3 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 3 1
○職務のため出席した職員	1 3 2
○開 議	1 3 3
○議事日程の報告	1 3 3
○一般質問	1 3 3
1 山 崎 道 夫 議員	1 3 3
2 川 村 農 夫 議員	1 4 9
3 小 川 文 子 議員	1 6 2

4 昆 秀 一 議員	175
5 藤 原 梅 昭 議員	189
○散 会	206

第 4 号 (9月20日)

○議事日程	207
○本日の会議に付した事件	208
○出席議員	208
○欠席議員	208
○地方自治法第121条により出席した説明員	208
○職務のため出席した職員	209
○開 議	211
○議事日程の報告	211
○報告第 7号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告につ いて	211
○議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	212
○議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	212
○議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	212
○議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	212
○議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	212
○議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について	212
○議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳 出決算認定について	213
○議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定について	213
○議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	

て	2 2 3
○議案第 6 9 号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協 議に関し議決を求めることについて	2 2 4
○議案第 7 0 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	2 2 5
○議案第 7 1 号 平成 2 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について	2 2 7
○議案第 7 2 号 平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	2 3 7
○議案第 7 3 号 平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	2 3 8
○矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について	2 4 2
○矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 2
○矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 2
○矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 2
○矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 2
○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出 について	2 4 2
○矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 2
○議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 2
○災害対策調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 2
○議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて	2 4 5
○閉 会	2 4 6
○署 名	2 4 7

議 案 目 次

平成 2 5 年 第 3 回 矢 巾 町 議 会 定 例 会

1. 報告第 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 2 4 年度財政健全化判断比率等の報告について
2. 報告第 6 号 平成 2 4 年度矢巾町一般会計継続費精算報告書について
3. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 議案第 4 5 号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第 4 6 号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
6. 議案第 4 7 号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定について
7. 議案第 4 8 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 4 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 5 0 号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 1 0. 議案第 5 1 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1 1. 議案第 5 2 号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 2. 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 1 3. 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 1 4. 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 1 5. 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 1 6. 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 1 7. 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 1 8. 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 1 9. 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 0. 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

21. 議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 22. 議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 23. 議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 24. 議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- て
25. 議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 26. 議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定について
 27. 議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 28. 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
 29. 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
 30. 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
 31. 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
 32. 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
 33. 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- て
34. 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
 35. 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
 36. 災害対策調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
 37. 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて
 38. 報告第7号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
 39. 議案第69号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて
 40. 議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて
 41. 議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
 42. 議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
 43. 議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

平成25年第3回矢巾町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月3日（火）午前10時開会

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 4 報告第 6号 平成24年度矢巾町一般会計継続費精算報告書について
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第45号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 7 議案第46号 盛岡地区広域消防組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 8 議案第47号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 9 議案第48号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第50号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第51号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第52号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第15 議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 第18 議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号) について
- 第19 議案第58号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号) について
- 第20 議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号) について
- 第21 議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第23 議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第25 議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第27 議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第28 議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	13番	藤原梅昭	議員
14番	川村よし子	議員	15番	米倉清志	議員
16番	高橋七郎	議員	17番	長谷川和男	議員
18番	藤原義一	議員			

欠席議員（1名）

12番 村松輝夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	川村光朗 君	副町長	女鹿春夫 君
総務課長	星川範男 君	企画財政課長	秋篠孝一 君
税務課長	中村 滋 君	生きがい推進課長	川村勝弘 君
兼会計管理者			
住民課長	山本良司 君	農林課長兼農業委員会事務局長	高橋和代志 君
道路都市課長	藤原由徳 君	区画整理課長	細川賢一 君
商工観光課長	佐藤 武 君	上下水道課長	藤原道明 君
教育委員長	松尾光則 君	教 育 長	越 秀敏 君
学務課長	吉田 孝 君	社会教育課長	立花常喜 君
代表監査委員	立花純幸 君	農業委員会会長	高橋義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美 君	係 長	吉田 徹 君
主 事	根澤のぞみ 君		

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成25年第3回矢巾町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、村松輝夫議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

6番 小川文子 議員

7番 谷上哲 議員

8番 廣田光男 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は8月21日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月20日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの18日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長(藤原義一議員) 日程第3、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度財政健全化判断比率等についてご報告を申し上げます。

平成21年4月1日に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化を判断する比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を、また公営企業を経営する場合は、あわせて資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと規定されておりますことから報告をするものであります。

矢巾町の平成24年度の決算に基づき、平成25年度に報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、矢巾町の一般会計並びにその他の各会計に赤字額がないことから、報告する比率はございません。また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合をあらわす指標である実質公債費比率については、平成23年度と同率で15.6%に、標準財政規模に対する矢巾町が将来負担すべき負債の割合をあらわす指標である将来負担比率については、平成

23年度より2.7ポイント減少し147.0%に、また公営企業の事業規模に対する資金不足額をあらわす指標である経営健全化判断比率については、各公営企業会計に資金不足額がないことから報告する比率はございません。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化計画を定めて、さまざまな制限のもと、財政または経営の早期健全化を図らなければならないこととなりますので、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告を申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 将来負担比率のところですけども、23年度149.7から24年度147%になっていますが、2.7%、この要因を教えてください。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 将来負担比率でございますけれども、これは将来かかってくる財政の比率を出しておるものですが、事業が完了していきますと、その将来の負担がなくなるということで、その分がだんだんに減っていくということで、特に駅周辺の整備事業なんかについては長い期間ありますが、そういったものが事業が完了する都度、若干ずつ比率が下がっていくということになりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 実質公債費比率15.6なのですけども、これは駅前の区画整理事業の部分は入っていないのですよね。これは、いつから入る予定でしょうか。

それから、もし入った場合は、どの程度を見込んでいるのか。

それから、今回災害がありましたけれども、それはどのようになっていくのか見通しというのをお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 実質公債費比率についてでございますが、これにつきまして

は、ここ3年間の平均の公債費比率を出しているものでありまして、要するに起債の償還とか、金利とかを含んだものが財政の比率としてどういう割合になっているかと示すものでございますので、これまで起債をしてきたものが全て含まれておりますので、基本的に事業に充当しております起債等入っておりますので、駅周辺の部分についても若干入っております。これまでそういったことで起債を起こしてきておりますので、そういった意味では入っております。

今回の災害の分につきましてですが、これから災害復旧費、例えば査定とかありまして、そういった部分で単費で負担をしなければならないものも出てきたときに、そういった起債を充当しなければならない部分も出てこようと思いますので、そういった場合には、これから起債をしていくということになりますので、将来的にはこういったものも含んだ数値になっていくと思います。今回の部分には入っておらない数値であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今の説明では、駅周辺という答えだったのですけれども、私は矢幅駅前事業のことを言ったのですけれども、この15.6の中には、矢幅駅前の区画整理事業、下水道は別ですけれども、その部分はどうなのかということをお答えをお願いします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 申しわけございません。ちょっと舌足らずでございましたが、駅前の部分につきましても起債を起こしている部分もありますので、その部分も入っている数字でございます。ただ、細かく何%分がその部分であるということまでは、ちょっとお答えしかねますが、入っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第5号を終わります。

日程第4 報告第6号 平成24年度矢巾町一般会計継続費精算報告書について

○議長（藤原義一議員） 日程第4、報告第6号 平成24年度矢巾町一般会計継続費精算報告

書についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 報告第6号 平成24年度矢巾町一般会計継続費精算報告書について説明を申し上げます。

これは、矢幅駅西地区の介護複合施設等建設事業に伴う医療法人社団帰厚堂への地域総合整備資金貸し付け事業及び矢巾中学校建設事業に係る継続費による事業の精算報告でありまして、地域総合整備資金貸し付け事業については、平成23年度と24年度の2カ年において全体計画総額3億9,900万円、矢巾中学校建設事業については、平成22年度から24年度までの3カ年において同じく総額19億9,437万6,000円でそれぞれ議会の承認をいただき、継続事業として実施したものでございます。

平成24年度をもちましてそれぞれ事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきご報告するものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第6号を終わります。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の人権擁護委員には、現在7名の方々がなられておりますが、このうち今回お一人の方が12月31日をもって任期が満了となります。人権擁護委員の任期は3年となっており、その任期は、法務大臣が委嘱した日からとなっております。

現在も人権擁護委員としてお願いをいたしております矢巾町大字藤沢第6地割15番地4、松館征雄さんを引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

松館征雄さんは、平成20年1月1日から2期お務めいただいているところでありますが、これまでの委員の職務を誠実に果たされており、非常に人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第45号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第45号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第45号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服
を審査、決定するために市町村は、固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこと
とされております。固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で任期は3年となっております。

その委員の1人、矢巾町大字赤林第16地割35番地2、小笠原孝夫さんがこの9月30日で任
期満了となります。小笠原孝夫さんは、平成7年10月から6期、固定資産評価審査委員とし
てお務めいただいておりますが、豊富な経験と識見もあり、かつ職務にも忠実でありますこ
とから、引き続き固定資産評価審査委員に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説
明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決
に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第45号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求
めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第45号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること
については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第46号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し
議決を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第7、議案第46号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協

議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第46号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成26年1月1日に構成団体である滝沢村が滝沢市に移行することに伴い、団体名及び役職名等の変更が必要であることから所要の改正をしようとする事について地方自治法第286条第1項の規定により、盛岡地区広域消防組合から協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第46号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第46号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第8、議案第47号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第47号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、平成24年8月に制定されました子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、質の高い乳幼児期の教育、保育の総合的な提供及び地域の子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、その計画の策定等に関し審議いただく機関として矢巾町子ども・子育て会議を設置するもので、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

その内容といたしましては、第1条で設置について、第2条で所掌事務について、第3条から第7条まで組織及び会議等について、第8条で委任について定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 条例の第3条のところの委員15人以内と書いておりますけれども、これは町長が委嘱するということなのですかけれども、公募とかは予定しているのかどうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

委員の公募の関係でございますけれども、委員の公募は予定してございません。

なお、委員それぞれここに掲載しているとおりの委員を町長が委嘱するということになってございますけれども、一般町民等からのご意見と申しますか、こちらにつきましては、同

時進行になるか、これからのあれですけれども、広く町民からパブリックコメントをいただきまして、それも反映しながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 私は、公募がいいと思うのですけれども、公募はしないということでも、町内にいる子育てにかかわる専門家はたくさんいて、大変学識は高いと思います。ですけれども、今度国で出される子育て支援法は、中を見ますと、保育士の免許がなくても働けるような、そういうふうな内容も書いてありますし、それから保育時間についても保護者がパート就労の場合は、短時間、6時間までしか預けられないとか、そういうところもうたわれています。今若い方々は、2つのパート、2つかけ持つとか、そういう状況もあります。また、労働条件がさまざま働けない若い方々もいます。そういうのもわかるやはり委員が必要だと思しますので、委員は本当に大切だと思います。

それから、子どもの発達上、土踏まずができない子どもたちも今指摘されています。例えば矢巾は、都会化しております、コンクリートの上ばかりで子育てされる、それからビルの中での子育て、これはやっぱり子どもたちは土で育てられるという学者もおりますので、そういう点も論議されるような委員が必要だと思しますので、その辺も考慮していただければいいですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれ今川村委員さんのほうから仰せございましたことをご意見、参考といたしまして委員の委嘱、選定に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第47号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第47号 矢巾町子ども・子育て会議条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第9、議案第48号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第48号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、個人住民税の公的年金等からの特別徴収税額等の変更があった場合の取り扱いを定めるほか、金融、証券税制の改正等に伴う所要の規定の整備を行う必要があることから、改正されました地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い矢巾町税条例の一部を改正するものであります。

その改正の主な内容であります。1点目は、個人住民税について1点目は、公的年金等からの特別徴収制度に関する取り扱いについて、年金所得に係る特別徴収税額等に変更があった場合における年金給付の際に徴収する1回当たりの税額の平準化を図るため、その算定方法等について定めることとしたものであります。

2点目は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税において、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備及び譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う規定の整備をそれぞれ定めることとしたものであります。

次に、国民健康保険税についてであります。所得割の算定について、個人住民税の例により改正するものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることから矢巾町税条例の一部を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） この条例の一部を改正する一番の理由の平準化なのですが、固定資産税、それから国保税、法人税も含めて、その税金にかかわるといふことなのですが、今まで平準化の中で問題点というか、今までの税務課で取り扱った困難な点とかはあったのでしょうか。もしありましたらお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の平準化というものにつきましては、年金特徴を行っている個人住民税に係る分だけということでございます。国保とか、固定資産税とか、そういうものの平準化とかというものは一切ございません。これは、あくまでも毎年同じ年金をもらって、同じ税額であれば、年6回の年金から引かれる、納めていただく特別徴収をやっている方があるわけですが、変更がなければ毎回偶数月に納入していただく税額というのは変更はないわけなのですが、申告等によりまして、例えば医療費控除等によって税額が前年に比較して下がったというような場合については、4月から8月までの仮徴収の場合につきましては、前年の本算定の部分のそれを持ってきて計算しますが、10月以降に納めていく本算定部分については、それを調整して低くなった額で納めていただきます。

翌年になってから、また同じように4月から8月まで仮徴収で納めていただきますけれども、その際は、前年の本算定で計算した部分を持ってきますので、4月から8月分までの年金については、低い額で納めていただくと。10月からは元の金額に戻った場合、今度は高い金額で納めていただくというようなことで1回変更があったことによって、それ以降の毎年の年ごとに高くなったり、月々に納めていただく税額が高くなったり低くなったりというような不都合というか、同じ額ではありますけれども、納税される方については、上がったり、

下がったりというようなことでわけがわからないというような状況になっております。

これらの部分を変更があったとしても翌年においては、1年間の部分を平均するというようなことで平準化を図るということで納税者については、毎回年金で納める部分の税額がほぼ同じ額になるというようなことに平準化するというようなものの改正でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第48号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第48号 矢巾町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第10 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、議案第47号でご可決いただきました矢巾町子ども・子育て会議の設置に伴い、その委員を地方自治法第203条の2に規定する非常勤の職員とし、報酬を日額7,000円に定めるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を
改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第11、議案第50号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第50号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、町税外歳入のより適正な徴収事務の執行に資するため、また地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正するものであります。

その改正の主な内容であります。1点目は、第1条において条例制定の根拠として、地方自治法第231条の3、第3項を新たに加えるとともに、本則中の所要の文言を整理するものであります。

2点目は、附則第2項中、延滞金に係る率につきまして地方税法の延滞金の見直しに合わせ、法定納期限の定められた期限を過ぎて履行遅滞となった場合に課せられる14.6%を、国内銀行の貸し出し約定平均金利に1%を加算した特定基準割合に7.3%を加算した9.3%に、納期限1カ月以内等の本則7.3%を特例基準割合に1%を加算した3.0%にそれぞれ改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） この町税外歳入という言葉でございますが、この中身についてお知らせをお願いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

町税外ということでございますけれども、町税条例に定められた以外の科目ということになります。ですので、地方自治法等で定められているものがございますけれども、町の場合であると、下水料金の使用料とか、あとは徴収、延滞金等の部分は若干外れますけれども、介

護保険料、あと後期高齢者医療保険料等の徴収、督促、督促というか、差し押さえ等についての、それらの部分についてもこの町税外条例の中に含まれてくるということで、それらの事務執行を行う場合についての所要の整備を行うというようなものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第50号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号 矢巾町町税外歳入督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第52号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第12、議案第51号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第52号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、この2つの議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第51号、日程第13、議案第52号は、一括上程することに決定いたしました。

職員に各議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第51号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第52号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について改正内容が同じことから一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、さきに町税等の改正を行ったところでありますが、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金につきましても改正するものであり、矢巾町介護保険条例については、その他所要の文言等の整理もあわせて改正するものであります。

その改正の主な内容であります。現行の法定納期限の定められた期限を過ぎて履行遅滞となった場合に課せられる14.6%を、国内銀行の貸し出し約定平均金利に1%を加算した9.3%に、納期限1カ月以内等の本則7.3%を特例基準割に1%を加算した3.0%に、徴収猶予等の7.3%を特例基準割合の2.0%にそれぞれ割合を引き下げる特例措置を見直す必要があることから、平成26年1月1日を施行日とし、改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点質問させていただきます。

介護保険料は、矢巾町は岩手県内で7番目に高いですけれども、今現在、現在というか、平成23年、24年で延滞金が発生した件数、年々ふえているというのが全国的にあります。延滞金発生件数、お願いします。

それから、後期高齢者のところもお願いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） 介護保険と後期高齢者医療保険の延滞金の件数というようにございませぬけれども、こちらのほうとしては件数というものは特に捉えてはおりませぬけれども、延滞金額でございませぬと捉えておりますので、ここでお答えいたしました。

いと思います。

介護保険料の延滞金につきましては、24年度につきましては17万3,400円、後期高齢者につきましては1万9,400円が24年度の延滞金ということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 全国的には、延滞金というか、金額ではなくて件数だったのですが、けれども、捉えていないと、単身というか、ひとり、身寄りがいない方とか、そういう方がもし亡くなった場合、介護保険料を払っていなかったという、そういう例とか、それから後期高齢者の保険料でもそういう例があると思うのですけれども、そういう件数、矢巾町ではどうなのかなと先ほど聞きましたけれども、捉えていないということなのですから、金額でこのくらいだということなのですから、今度は、その延滞金のパーセントが下がるということでお年寄りにとっては、よくなるという考え方をすればよろしいのでしょうか。

後期高齢者医療保険制度は、もう75歳になると、ご存じのように介護保険料と後期高齢者保険料も払わなければならないので、介護保険料が払えないときには、後期高齢者保険料も払えない、そういうのが普通ではないかと思えますけれども、だから後期高齢者保険は、私たちは廃止するべきだと主張していますけれども、このパーセントはお年寄りにとってはどうなののでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問にお答えいたします。

パーセントが下がればどうなのかということですが、これはあくまでも納期限を超過して納めなかった方に対する延滞金ということでございますので、納期限内に納められている方について課するものでは一切何もございませんので、どうなのかということになると、納められていない方にとっては1月1日以降の期日については、若干下がるということで滞納されている方は多分いいのかなというふうには思いますけれども、ただ全体的にどうなのかなということについては、大体約3分の2ぐらいの率になりますので、滞納される方についてはいいことかもしれませんけれども、私たちからすると滞納がいいということではありませんので、やはり納期限内に納めていただければ、こういう率は一切使うことはないということですので、いいのか、悪いのかということについては、ちょっとお答えが難しいのかなというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 町長にお伺いしますけれども、介護保険制度は65歳からの適用です。それから、後期高齢者は75歳からの適用、それで75歳を過ぎると介護保険料も、それから後期高齢者保険料も納めなければならないです。それで、今の税務課の課長では、窓口で払えないという、そういう方に延滞金が出るということなのですからけれども、今の制度では、年金が月1万5,000円以上の方々は、振り込みというか、銀行振り込みで納める、銀行振り込みというか、差し引き、引き去りになっているのですけれども、この条例の適用になる方は、1万5,000円以下の方々です。その制度をどのようにお考えでしょうか。

弱い者いじめのやはり制度だと思うのです。今の後期高齢者の制度なんかを見ると。そういう状況の中で今税務課の課長が答弁したのではないかなと私は受け取ったのですけれども、町長はどのようにお考えですか。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） お答えを申し上げます。

今のこうした制度がある中におきましては、妥当だというように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第51号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）
について

○議長（藤原義一議員） 日程第14、議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金に地域の元気臨時交付金、14款県支出金に子育て支援対策臨時特例事業費補助金、地域農業マスタープラン策定事業補助金及び里山再生松くい虫被害特別対策事業補助金を新設補正し、また17款繰入金に各特別会計繰入金及び18款繰越金に前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、平成25年度の定期人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、3款民生費の保育士等処遇改善臨時特例事業を新設補正し、また2款総務費の財政調整基金積立金、8款土木費の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰り出し事業、地域の元気臨時交付金を充当する。9款消防費の消防自動車更新事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,649万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,942万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。債務負担行為の補正でございます。変更でございます。限度額の変更でございます。事項で総合行政ネットワーク（LGWAN）の更新事業につきまして、補正前の限度額120万3,000円を補正後217万6,000円とするものでございます。

13ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明を申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金、補正額2億2,777万円、節に参りまして地域の元気臨時交付金同額で説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、国の平成24年度の補正予算で創設されました臨時交付金でございます。一次配分の交付金額でございます。地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として創出されたものでございまして、町では生活道路あるいは消防ポンプ自動車、保育園等の改修工事に活用を予定しておるものでございます。

14款県支出金、1項県負担金、3目土木費県負担金2万4,000円、節に参りまして国有林貸付料負担金同額、説明欄のとおりでございます。2項県補助金、1目総務費県補助金8万4,000円、節に参りまして土地利用規制等対策費交付金同額、説明欄のとおりでございます。2目民生費県補助金1,203万4,000円、節に参りまして児童福祉費補助金同額でございます。子育て支援対策臨時特例事業費補助金でございますが、私立保育園、民間保育園の職員の給与の増額支援等を行う補助金となっているものでございます。3目衛生費県補助金△8万2,000円、節に参りまして保健衛生費補助金同額で説明欄のとおりでございます。5目農林水産業費県補助金900万7,000円、節に参りまして農業振興費補助金204万7,000円、林業費補助金696万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金1万7,000円、節に参りまして統計調査費委託金同額、説明欄記載のとおりでございます。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金137万8,000円、節に参りまして国民健康保険事業特別会計繰入金同額、説明欄のとおりでございます。2目介護保険事業特別会計繰入金524万1,000円、節に参りまして介護保険事業特別会計繰入金同額、説明欄のとおりでございます。3目後期高齢者医療特別会計繰入金213万2,000円、節に参りまして後期高齢者医療特別会計繰入金同額でございます。4目矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰入金812万1,000円、節に参りまして矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰

入金同額で説明欄記載のとおりでございます。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2億77万1,000円、節に参りまして繰越金で同額、説明欄記載のとおりでございます。

17ページをお開き願います。歳出に参ります。なお、歳出の各款の人件費の補正につきましては、定期人事異動に伴う組み替えによります補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△13万9,000円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄のとおりでございます。5目財産管理費33万6,000円、節に参りまして需用費13万8,000円、委託料19万8,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。6目企画費8万4,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。8目財政調整基金3億4,815万8,000円、節に参りまして積立金同額でございます。財政調整基金の積立金3億4,815万8,000円ですが、このうち1億9,567万円につきましては、歳入で説明しました地域の元気臨時交付金のうち来年度に予定しておる事業に充当するために今回財政調整基金に積み立てをするものでございます。今回この財政積立金を積み立てますと、残高が17億6,256万4,000円となるものでございます。続きまして、10目電子計算費1,002万4,000円、節に参りまして旅費44万3,000円、役務費1万4,000円、委託料905万3,000円、使用料及び賃借料24万3,000円、負担金、補助及び交付金27万1,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございますが、委託料につきましては、共通番号制、いわゆるマイナンバー制度の導入に係る業務に係る委託料が主なものとなっているものでございます。続きまして、11目諸費600万円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項徴税费、1目税務総務費3万7,000円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄のとおりでございます。2目賦課徴収費214万6,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

5項統計調査費、2目指定統計費1万9,000円、節に参りまして報酬△9万2,000円、旅費2万6,000円、需用費6万4,000円、役務費2万1,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費△139万7,000円、節に参りまして給料△82万7,000円、職員手当等△43万4,000円、共済費△27万1,000円、報償費7万2,000円、需用費6万3,000円、いずれも説明欄のとおりでございます。3目老人福祉費44万5,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。保養センター費45万2,000円、節に参りまして需用費41万6,000円、役務費3万6,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費296万6,000円、節に参りまして報酬21万円、委託料230万6,000円、工事請負費45万円でございます。いずれも説明欄記載のとおりでございますが、委託料の子ども子育て支援事業ニーズ調査委託料につきましては、事業計画書の策定に伴います事業ニーズ等の調査を行うものでございます。

続きまして、3 目児童福祉施設費1,255万8,000円、節に参りまして需用費52万4,000円、負担金、補助及び交付金1,203万4,000円で説明欄記載のとおりでございますが、保育士等处遇改善臨時特例事業費補助金1,203万4,000円につきましては、歳入でも申し上げましたが、町内の私立保育園、民間の保育園の職員の給与の増額支援を行うもので県の補助金によるものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費124万9,000円、節に参りまして旅費2万9,000円、委託料73万5,000円、償還金、利子及び割引料48万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費12万円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費△411万8,000円、節に参りまして給料△224万7,000円、職員手当等△141万円、共済費△66万円、需用費19万9,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費28万円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄のとおりでございます。2 目農業総務費△47万7,000円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄のとおりでございます。3 目農業振興費196万4,000円、節に参りまして共済費22万9,000円、賃金124万6,000円、負担金、補助及び交付金48万9,000円、いずれも説明欄記載のとおりですが、一番下のところのいわて未来農業確立総合支援事業補助金48万9,000円につきましては、ネギの収穫機の導入費1件分、補助1件分となっております。4 目畜産業費51万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金51万円で同額、説明欄記載のとおりでございます。5 目農地費308万円、節に参りまして工事請負費△1,500万円、負担金、補助及び交付金1,808万円で説明欄記載のとおりでございますが、経営体育成基盤整備事業の負担金183万円につきましては、徳田第2、下矢次地区の畦畔導水の補完工事に係る負担金となっているものでございます。

2 項林業費、1 目林業振興費650万円、節に参りまして委託料同額でございます。松くい虫の被害調査あるいは被害木の駆除処分費に係る委託料となっているものでございます。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費317万1,000円、節に参りまして給料180万5,000円、職員手当等86万6,000円、共済費50万円で説明欄記載のとおりでございます。5 目南昌グリーンハイツ費136万6,000円、節に参りまして需用費16万6,000円、工事請負費120万円で説明欄記載のとおりでございますが、工事請負費につきましては、電気配線、換気扇、防水コンセントなどの工事を予定しているものでございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費 5 万1,000円、節に参りまして旅費同額、説明欄のとおりでございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費 2 万5,000円、節に参りまして使用料及び賃借料同額、説明欄のとおりでございます。2 目道路維持費608万1,000円、節に参りまして需用費125万2,000円、役務費 6 万5,000円、委託料188万6,000円、使用料及び賃借料200万4,000円、工事請負費85万円、公有財産購入費 2 万4,000円で、いずれも説明欄のとおりでございますが、除雪事業費の修繕料125万2,000円につきましては、県から払い下げを受けました融雪剤の散布車の修繕料となっておりますし、それから使用料及び賃借料200万4,000円につきましては、ミニローダー 1 台、中型ローダー 1 台の借り上げを予定しているものでございます。続きまして、3 目道路新設改良費397万円、節に参りまして旅費 1 万8,000円、役務費22万4,000円、使用料及び賃借料56万8,000円、工事請負費601万円、原材料費15万円、補償補てん及び賠償金△300万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費577万6,000円、節に参りまして給料139万2,000円、職員手当等153万3,000円、共済費29万1,000円、需用費 4 万1,000円、委託料85万1,000円、工事請負費166万8,000円で説明欄記載のとおりでございますが、工事請負費166万8,000円につきましては、矢幅駅のエスカレーターの法定整備を行うものでございます。2 目土地区画整理費2,900万円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。5 目公園費66万3,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。広宮沢公園に係る修繕料を計上しているものでございます。

5 項住宅費、1 目住宅管理費40万円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございます。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費55万4,000円、節に参りまして旅費55万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。3 目消防施設費2,056万9,000円、節に参りまして旅費10万4,000円、役務費 3 万5,000円、工事請負費181万9,000円、備品購入費1,857万円、公課費 4 万1,000円でございます。このうち工事請負費181万9,000円につきましては、4 部の屯所の

水洗化工事費となっております。それから、26ページの消防自動車の購入費につきましては7部の消防ポンプ自動車の購入費を予定しているものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費△476万3,000円、節に参りまして給料△298万9,000円、職員手当等△125万8,000円、共済費△58万円、旅費5万3,000円、需用費1万1,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。3目教育振興費10万2,000円、節に参りまして旅費1万4,000円、需用費8万8,000円で説明欄のとおりでございます。

2項小学校費、1目学校管理費131万2,000円、節に参りまして需用費107万円、備品購入費24万2,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目教育振興費6万円、節に参りまして備品購入費同額で説明欄のとおりでございます。

3項中学校費、1目学校管理費83万6,000円、節に参りまして工事請負費同額でございます。工事請負費83万6,000円につきましては、矢巾中学校の土ぼこり対策としてグラウンドににがり散布をするものでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費421万6,000円、節に参りまして給料272万9,000円、職員手当等80万2,000円、共済費68万5,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目公民館費51万8,000円、節に参りまして給料13万7,000円、職員手当等20万円、共済費3万5,000円、需用費14万3,000円、役務費3,000円、いずれも説明欄のとおりでございます。4目文化財保護費3万8,000円、節に参りまして需用費3万5,000円、役務費3,000円で説明欄記載のとおりでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費21万1,000円、節に参りまして旅費△38万9,000円、負担金、補助及び交付金60万円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目体育施設費73万6,000円、節に参りまして需用費69万9,000円、備品購入費3万7,000円で説明欄記載のとおりでございますが、修繕料69万9,000円につきましては、総合体育館の非常警報設備の修繕料となっております。3目学校給食費30万8,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりでございますが、修繕料は冷凍庫のコンプレッサーの部品交換を行う予定となっております。

以上をもちまして議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) 3点質問させていただきます。

まず1点目は、ページ数で19ページ、民生費、児童福祉総務費の中の子ども、子育て支援事業ニーズ調整委託料のところの、これはアンケートなのか、どういう方法でやるのか。そして、対象はどのような選出でやるのか。数とかのところを詳しくお願いします。

それから、2点目は、次のページ20ページです。20ページの説明の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金1,203万円ということなのですが、これは対象はどのような対象、町内では臨時で働いている保育士さんもいますし、数少ないですけれども、正規で働いている方もいるのですけれども、どのような配分というか、どのような状況等含めてどういうふうにするのか、その辺をお伺いします。

それから、3点目は、教育費、ページ数で28ページ、これにはなかったのですけれども、さきの矢巾の中学校の陸上記録会というか、郡の陸上記録会が中止になったということで、理由は水害でということだったので、紫波町で行うということだったので、ああそうなのかなと思ったのですけれども、どういう話し合いで中止になったのかお伺いします。

それから、これには理由があるのですけれども、小学校、矢巾の小学校では花巻のほうでやるということだったので、ああこれはいいことだなということもあるので、どういういきさつで、子どもにとっては、たった1年の中で頑張ってきた子どもたちもいると思うのですけれども、中止というのは何か酷だったなという、学校はたくさんある、運動公園は紫波町に1カ所しかないのですけれども、学校の運動場はたくさんあるのですけれども、そういういきさつとかをお知らせください。

○議長(藤原義一議員) 山本住民課長。

○住民課長(山本良司君) 3点質問出ましたけれども、私のほうから1点目と2点目についてお答えいたします。

まず1点目のページ数19ページに載ってございます子ども、子育て支援事業ニーズ調査委託料230万6,000円を計上させていただきましたけれども、これの調査方法、対象はどのような質問でございましたけれども、こちらにつきましては、ニーズ調査委託ということで

業者委託のほう、専門業者のほうに委託を予定してございます。内容につきましては、これから実績なり、ニーズ関係の調査、分析が入りますけれども、そこら辺の調査項目等の分析等々行っていただくものを初め、ニーズ調査もこれは当然行うものでございます。

さらに、支援事業計画の骨子案、これの部分につきまして委員のほうで審議いたします内容と、いわゆる冊子ベースの作成にかかっていたかというふうにかかっています、ご質問の方法、あとは対象ということで対象につきましては、子育て部分のベースということで主と言えはあれですけれども、ここが対象になってくるのがあくまでも子育てですので、就学前ベースといたしまして、児童館の関係も若干出てまいりますので、小学生までというのはあれですけれども、いずれそのような調査ニーズ対象を考えているところでございます。

それから、2点目の20ページでございますけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助ということで、こちら先ほど詳細のほうで説明申し上げました歳入歳出、これは10割補助という形でそれぞれ私立保育園の保育士等のほうに支援するものでございますけれども、まずご質問の1点目の対象、改善される対象はということでこの臨時、正規職員等々の部分はどのようになるのかということなのですけれども、こちらにつきましては、保育園に勤務する全て、これは臨時、パート、非常勤、全て含まれるというふうになってございます。

それから、もう一つ、配分の関係、どういうふうな配分になりますかということになりますけれども、配分というのは、各保育園への配分というふうな考え方なのか、保育園での職員への配分ということ、どちらかと多分思うのですけれども、いずれ職員のほうの部分につきましては、配分額、これにつきましては、国からの配分の部分で職員の平均勤続年数、それから児童数の区分と申しますか、0歳児から5歳児までおりますけれども、こちらの区分によりまして配分が決まります。さらにそれをもとに保育園につきましては、交付金の申請、町のほうに出るわけですけれども、これは当然全て100%職員の賃金改善、こちらに使うというこれはきまりと申しますか、ルール、法律になってございますので、そのような形になるわけですけれども、しからば各保育園の職員の具体的な賃金改善の内容ということになるわけですけれども、こちらにつきましては、各保育園の実情に合わせまして総額に対して保育園で各保育士等々の配分と申しますか、改善を図るというような事業内容になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 川村議員の3点目のご質問にお答えいたします。

中学校の陸上記録会の開催につきましては紫波郡の中学校体育連盟が決定することになってございまして、こちらのほうから言うことではございませんけれども、校長先生方にお聞きしますと、陸上記録会を大変楽しみに、活躍を楽しみにしていた生徒もおりまして、中止の決定を聞いて、いろいろなだめるのに大変であったということはお聞きしております。

この陸上記録会につきましては、紫波の陸上競技場が使えなくなってから開催までの期間が非常に短かったです。1週間ちょっとぐらいしかなかったということで代替を考える時間が短かった。小学校は、今月中旬ですので、意外と時間がありました。また、中学校は、紫波郡ですので、紫波町と矢巾町、双方で考えて決定ということになっているということも要因の一つだと思います。

また、中学校では9月に新人戦を控えておりまして、2年生、3年生が陸上記録会の主役になるわけですがけれども、他のクラブの選手でもありますので、なかなか中学校で延期して練習をずっと延ばすということは難しい状況にあったのではないかなというふうに、そういうふうな点で私たちは推測しておりますけれども、決定は中体連の決定ですので、以上でございます。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 私は、3点お聞きします。

21ページですが、これは労働諸費になりますけれども、就労者支援事業の減ということで給与が224万7,000円減額になっていますが、これの内容をお知らせいただきたいのが1点。

それから、農業振興費のいわて未来農業確立総合支援事業補助金48万9,000円、これネギの収穫機1件分ということでございますが、どこの地区にこれが入るのか。

それから、26ページですが、消防費の中で自動車購入、これはポンプになると思いますが、いつころ入るのかお知らせをお願いしたいと思います。

以上、3点でございます。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

私のほうから1点目と、それから3点目につきましてお答えをしたいと思います。今労働諸費の中で給料224万7,000円の減ということで質問がございましたが、今回計上しておりますのは、当初予算というのは、職員の2月、前年度、24年度末の状態です。予算をつくっております。

ますので、その後4月1日に人事異動がありまして、それでその関係で今後基本的には12月に人事異動に関係する補正を、あるいは人勧がもしあれば、その辺もあわせて12月に補正を予定しているのですが、これについては、後半、10月以降後半、予算の執行が難しいというところに対して増額をしているものでございまして、それで31ページを見てほしいのですが、31ページ、給料の関係あるいは職員手当の関係、いわゆる補正後と補正前で比較がゼロというふうな形で、いわゆる10月以降、ちょっとこれから執行が難しいというところにふやしたという意味で、割と残っている、余裕があるところからは引いたというふうなことで、特別何かの理由で大きく減をしたということではございませんので、全体的に歳出の最初のほうからいろいろございしますが、そういったことでプラスマイナスを合わせたというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。基本的には、あと12月に人件費の関係を補正をしたいというふうに思っております。

それから、消防車の関係ですが、今回7部、矢次のほうに配置をするというふうなことで平成元年に導入しました消防車で、耐用年数、消防車の場合5年でございしますが、それが既に24年ぐらいたっているということで消防団の方々には大変丁寧に、いろいろ掃除等していただきまして丁寧に管理をしていただいているところでございしますが、やはり耐用年数、かなり過ぎておるというふうなことで今回7部に導入するというところでございします。ということで納期は、一応今年度末を考えているところでございします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目のご質問にお答えいたします。

いわて未来農業確立総合支援事業の経営機械導入の導入に際してどこの地区かということでございますけれども、まずこの予算の部分につきましては、当初予算でこの事業メニューにつきましては、計上させていただいた経緯がございます。そして、今回の補正につきましては、県のほうの追加補正ということがございまして、さらにそれを増額した格好の中での予算措置ということでございまして、それでネギの収穫機械の導入先の部分につきましては、矢巾野菜技術研修会という形の中で複数的な有志の方の組織をつくっていただきまして、まず導入するわけでございしますが、その集落母体は、上赤林地区になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 20ページの私立保育園助成事業の増ということで各保育園、どのくらいの額がいつているのかお示してください。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまの質問にお答えいたします。

額でございますけれども、北高田保育園234万5,000円、やはば保育園187万9,000円、北川保育園181万円、不動保育園205万円、徳田保育園155万2,000円、こずかた保育園239万8,000円。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 最初に、国の交付金のものですけれども、13ページの地域の元気臨時交付金の中で消防車の更新と、それから保育園という説明がございましたけれども、この保育園というのが実際にどうなっているのかがちょっと数字上で見えてこなかったということがあります。また、来年度に財政調整基金のほうに積み立てをするという部分の中にそれが入るものなのかどうか、それを1点お聞きをいたします。

2点目は、消防自動車の更新なのですけれども、昨今のゲリラ豪雨、災害が非常に多いわけで、今すぐ更新の前の分、更新して廃車にするのではなくて、とりあえず、維持費はかかりますけれども、使えるものであれば、1台ふやす、当面とっておくというような考えはないのか、その点についてお伺いします。

3点目は、国民保養センターの被害が甚大でございましたけれども、その運営事業費のところ、維持管理費のところ何か追加の部分はあるのかないのかについて、お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えを、まず1点目の地域の元気臨時交付金の使い道の保育園の関係でございますが、町の保育園の更新を予定してございまして、来年度できればそういう事業に取り組みたいということで、そちらのほうにその交付金を回したいということで今回財政調整基金のほうに一旦積み立てをさせていただいて、来年度のほうに使っていきたいなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 消防車の関係のお話がございました。今小川議員さんから質問が

ありました件につきましては、事務局内部でもちょっと話は出ておりますので、その辺のところはちょっと検討してまいりたいというふうには考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 3点目の保養センターの維持管理事業費に今後追加はというお話ですが、実は今保養センターの再開に向けて今どれぐらい補修費がかかるかというのを算定中でございます。

それから、あそこの施設につきましては、保険をかけておりますので、その算定した上でのどれぐらい保険がおりるかということもありますし、その後今できれば何か助成金等あればというのを模索しておりますし、それがなければ単費という話になってくると思いますが、それで、それぞれ算定しまして、どのような形で再開をすればいいのかなというのを今検討中でございますので、今後それぞれの機会に議員の皆様にお諮らいをしてお願いをするというような形になると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

1番、齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 22ページの松くい虫被害特別対策事業の追加があるわけなのですが、個人所有の分と町管理の部分について、現在までの状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今のご質問の部分につきましては、個人所有と、あとは山林的なのということで2区分の話の中でのご質問だったわけですが、それぞれの区分ごとにつきましては、ちょっと今資料を持ち合わせてはおらないのですが、全体の箇所数なり、被害本数につきまして、ちょっとご報告申し上げたいと思いますが、まず22年度、初めて本町のほうで発見されまして、その後25年度までの部分の中では、被害箇所数といたしましては95カ所ほど確認しております、あとは被害本数につきましては、約470本、実はこの被害の部分につきましては、処理の単位は立米数で処理することになりますので、一応その分の中ではそうなりますけれども、大体本数的には470本ぐらいかなということにとらえておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 松くい虫については、今お話あったのですけれども、この650万円の内容というのは、もう少し具体的にはどういうところにかかるのかということが一つと、あと24ページの矢幅駅東西の自由通路、これの管理事業の増なのですけれども、170万9,000円、この内訳を教えてください。

それから、3つ目には、27ページの中学校維持管理事業の増ということで先ほど土ぼこり対策だという話があったわけですが、具体的な対応としてどのような対策をしたかということと、これ毎年続くのかと、その辺のところをちょっと具体的に教えていただきたいのですが、以上です。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

1点目の今回の予算の部分の詳細の内容のご質問だったわけでございますけれども、まず区分といたしましては、松くい虫の被害木かどうかという判断をするためのまず調査の部分がまず1点ございますし、それを受けまして駆除する部分ということの2区分になっております。それで、この調査の部分につきましては、ヤニ打ちということで面積的には約14ヘクタール分ぐらい全域の部分で見ているのですけれども、木に穴をあけて、それで松ヤニが出るとなれば、健全木ということになりますし、被害木になりますと、それが出ないものですから、そういったふうな状況の形の中でまず判断をする部分が約80万ほど見ております。そして、被害木の駆除ということで既に申請なり、来ておる分がございまして、そういったふうな部分を見ながら、あるいは将来予測される分も見まして、立米数で約250立米ということで、その分が530万円ほどということで見ているものでございます。あとは予備費的な部分の形の中で約40万ぐらいということの内訳になっておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 2点目の駅の自由通路の170万9,000円の内訳ですけれども、消耗品が4万1,000円、これは蛍光灯の交換関係でございまして、それと、工事請負費につきましては、自由通路のエスカレーターの西、東西のVベルトの取りかえ、それと手すり関係、ローラー関係の取りかえ、それと加圧ローラーの取りかえ、あとディスクブレーキ等の取りかえ関係となっておりますし、西側は、手すりの案内レール、これがかなり傷んでおりまし

て、これの取りかえという形になっております。

というのは、やはりある程度やると、常時動いているということではありませんので、ストップ機能がついておりまして、そうやると、頻繁に稼働、ストップがなるために、そのローラー関係とか、それらに傷みが生じてきたという形で今回補正をお願いするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） それでは、3点目の中学校管理事業の工事請負費についてでございますが、矢巾中学校の土ぼこりがかなり激しくて、運動会の際も前が見えないくらい上がったということでございます。そちらにつきまして各周辺の住宅にもかなり土ぼこりが飛んで大変だということございまして、何か対策ということでまずにがりを散布することによりまして抑えたいということでございます。いい対策というのがなかなかなくて、にがりをまくのが一番である、あるいは散水が一番であるということでございます。専門業者の話でございまして、にがりをまくということ今回計上しております。

なお、にがりの散布時期、今回はまくのですが、通常春先あたりにまくと効果が出るということでございますので、様子を見ながらというか、落ちつくまで毎年春先ににがりをまくことをやっていきたいなということを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ないようですので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第53号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）については原案のと

おり可決されました。

ここで昼食のために休憩に入ります。

再開を1時15分といたします。

午後 0時22分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第15 議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第1号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、平成24年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として10款繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、2款保険給付費の一般被保険者高額療養費給付事業、同じく退職被保険者等高額療養費給付事業、3款後期高齢者支援金の後期高齢者支援事業、6款介護納付金の介護納付事業、8款保険事業費のヘルスアップ事業、9款基金積立金の財政調整基金積立事業、11款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金をそれぞれ増額の補正を行い、8款保健事業費の特定健康診査特定保健指導事業に減額の補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億353万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,302万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 町長の命によりまして議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細につきましてご説明を申し上げます。説明は、一般会計と同様とさせていただきます。

4ページをお開き願います。債務負担行為補正でございます。追加によります療養費支給システム導入事業につきまして、平成25年度から平成28年度までの期間で限度額136万5,000円を追加するものでございます。

また、変更といたしまして、高額療養費等管理システム導入事業を、限度額には変更ございませんが、借り入れ期間を29年度から28年度までとするものでございます。

11ページをお開き願います。事項別明細によりましてご説明いたします。歳入でございます。10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億353万9,000円、節に参りまして繰越金同額、説明欄記載のとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費24万9,000円、節に参りまして委託料2万1,000円、使用料及び賃借料22万8,000円、説明欄記載のとおりでございますけれども、先ほどの債務負担行為補正に係るシステムの経費でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費50万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,500万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目退職被保険者等高額療養費400万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金2,260万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

4款前期高齢者納付金、1項前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金1万5,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目前期高齢者関係事務費拠出金4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金1,287万3,000円、節に参りまして負担

金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金1,152万6,000円、節に参りまして積立金同額、説明欄記載のとおりでございますけれども、これを積み立てることによりまして積立残高でございますけれども8,436万7,000円となるものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金2,538万5,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金137万8,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 繰越金が1億円を超えていますけれども、この理由についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

歳入繰越金、補正額1億353万9,000円の補正をお願いするものでございますけれども、これの24年度前年度繰越金になるわけでございますけれども、主な理由というご質問だったわけですが、主な理由の1つとしましては、税込、こちらの関係の収納関係が前年比1.14%上がっていると、これが1つ挙げられますし、実質的、平成23年度繰り越し分が2億1,811万2,000円、これをもってして24年度スタートしたわけでございますけれども、実質的に24年度末におきましては1億3,300万円ほどの繰り越しということにしかならなかったわけですが、実質的に会計上は赤字的な状況が発生しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点だけ質問します。

ページ数で歳出15ページです。保険給付費、高額療養費なのですけれども、どのような疾患で延べ件数とかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 歳出、高額療養費の内訳、件数等でございますけれども、高額療養の状況の疾患内容でございますけれども、一番ベース的に多いのが脳こうそく関係、脳こうそく関係でございますけれども、今回の補正につきましては、一般被高額療養費の関係2,500万円、総額1億6,400万円に補正をお願いするわけでございますけれども、こちらの部分につきましては、高血圧疾患、それから脳こうそく関係、こちらが主な高額部分ということになってございます。

それから、退職者の部分、こちらにつきましても同様な状況が見られるわけでございますけれども、最近の傾向としましては、総合失調関係、いわゆる精神疾患関係、こちらの部分の状況が見られるというふうな状況になってございますけれども、件数としてのとり方はしてございませんので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今の関係で高齢者になると、骨折とか、それからうつ、認知症とか多くなると思うのですけれども、その対策として生きがい推進課で対応していると思うのですけれども、参加状況とかはどのような状況になっているのでしょうか。その状況をお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

高齢になってきますと、一番多くなってくるのが認知症ということになっておりまして、うつ症状等々は、高齢者になれば多くなるというふうな傾向にはないと考えています。それで、うちのほうで昨年度から認知症の事業を取り入れまして事業を展開しておりますが、それでも介護保険の高齢者ということであれば、介護保険がそちらのほうになってくるわけですが、介護保険、ご利用なさっている方々、かなりの高率といいますか、6割、7割近い方々がそれぞれ認知症症状等々も入ってきているというふうな状況になっております。うちら

のほうの事業にどれぐらい入ってくる、参加しているかということですが、そこにつきましては、それぞれならない前の介護予防やら、それからなっている人たちの家族会の集まり等々今展開しているところでございますので、それら昨年度から途中から始まったばかりですので、これからそういうふうな方々、もっともっと参加していただけるようなPR等々していききたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今の生きがい推進課の課長、そのとおりでなと思うのですが、矢巾町健康長寿町づくりプランの中にページ数で11ページに要支援、要介護の方々のリスクというところの中に運動機能の低下とか、転倒、認知症、それからうつとかというところがパーセンテージでは高く出ているのですけれども、これは全国的と矢巾町と同じような状況のように見えるのですけれども、その運動機能とか認知症という、これは何かの本で見たことがあるのですけれども、認知症予防には運動をしながらおしゃべりするとか、そういうことをすれば、認知症予防につながるとかということがあると何かで読んだことがあるのですけれども、そういう点はどのように考えているのでしょうか。その中での学習とか、参考とかいろいろあると思うのですけれども、具体的な取り組みとかも教えていただければ。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 認知症予防あるいは転倒、骨折等々の具体的な内容ということですが、1つは、今高齢者を対象にした筋力トレーニングと申しますか、高齢者に筋力をつけるというのは無理なわけですが、維持系統、筋力をいかにして維持させるかというような岩手大学の先生と共同でやっている部分もありますし、認知症につきましては、新たな公文式とか、いろいろそういうふうなあくまでも手、指先、頭と申しますか、脳と申しますか、それらを活性化して少しでも認知症症状になるのをおくらせるような、そのような教室等々も現在開いているところでございます。ではどれぐらいそれらが認知症症状が出るのがおくれるかというのは、まだまだ今の段階でやっているところでございますので、それら会を重ねるにつれてそれらの数字が少しでも明るみになるのかなということ考えております。

今後とも少しでもそういうふうな進行をおくらせるような事業等展開をしていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第54号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第16、議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、3款国庫支出金に過年度分介護給付費負担金を、5款県支出金に過年度分介護給付費負担金を、また平成24年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として8款繰越金にそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款保険給付費、6款諸支出金にそれぞれ増額の補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,975万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ17億2,956万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細を説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、前例同様とさせていただきます。それでは、事項別明細書9ページをお開きをお願いいたします。歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金434万9,000円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄のとおりでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金77万3,000円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄のとおりでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,463万円、節に参りまして繰越金同額、説明欄記載のとおりでございます。

それでは、歳出のほうに移らせていただきます。13ページをお開きをお願いいたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8万円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、第三者行為に伴います訴訟になっておる案件があるわけですが、その弁護士さんの旅費あるいは日当ということになっております。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費△8万円、節に参りまして報酬同額、説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費2,362万2,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。3目地域密着型介護サービス給付費667万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。ページを返していただきまして、5目施設介護サービス給付費773万1,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。9目居宅介護サービス計画給付費243万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費86万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費137万5,000円、節に参

りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金108万8,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、平成24年度分の介護給付費の精算還付ということになります。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金524万1,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の詳細説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点質問させていただきます。

まず1点目は、ページ数で13ページ、介護給付費、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費のところですがけれども、この居宅介護サービスのどの段階のところが一番多いのか、要支援の部分か要介護の部分、7段階あるわけですがけれども、その段階で3からは料金が高くなるのですけれども、その要支援と要介護の部分、割合的にどうなのかお願いします。それが1点目。

2点目は、ページ数で14ページ、居宅介護サービス計画給付費というところが243万円増になっている。これは、ケアマネジャーが計画を立てるところの計画の部分だと思っておりますけれども、件数的にはどう、延べ件数とか、件数的にはどうなってこう増になっているのか。そして、その中には先ほど話した要支援1、2のところはどうなのかお伺いします。

それから、3点目は、ちょっと補正予算にはないのですけれども、わかればですけれども、矢巾町では介護施設がたくさんあります。居宅サービスとか、地域密着型とか、施設、入所施設とかあるのですけれども、人件費とかは、みんなそれぞれ違うと思うのですけれども、正職員、それから非正規職員との比率とかはどのようになっているのかお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目の居宅介護サービスの件ですが、要支援の方が多いのか、要介護の方が多いのかということでございますが、基本的には要介護の軽い方といいますか、率としては、そちらのほうの方々のほうが多いというように認識をいたしております。それに対する比率ということでございますが、金額的な部分でいいますと、2つ合わせて100というような見方をいたしますと、これは6：4ぐらいかなというふうな見方をいたしております。

それから、2つ目の介護サービスの計画費、そのとおりそれぞれ介護を受けている方々につきましても、その都度介護の計画を素をつくっていただきまして、それぞれ1件当たり幾らというような支払い方をしておりますけれども、これはあくまでも今介護保険の補正予算、全てそうなわけですが、今後サービス等の費用が伸びるのではないかなという予想のもとにそれぞれやっておりますので、それがでは何十件、何百件を予想しているかというのは、それぞれ細かい数字、まだ出てきておりませんが、今後こういうふうな年度末までには伸びるのではないかというふうなことでやっておりますので、その辺はご理解を願いたいと思います。

それから、介護施設、今議員さんおっしゃいましたとおり矢巾町、結構恵まれておる状況と考えております。その正規の社員あるいは嘱託あるいはパート、いろいろあるわけですが、その比率というのは、定かに調べたことは、数字等今把握しておりませんが、かなりの方々がそのような嘱託あるいはパートさんで働いていただいているというふうに認識しております。それでは、割合はどうかなということになりますと、やはりその部分については、それ全体を10といたしますと、やはり4：6ぐらいかなというふうな見方をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第55号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第1号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第17、議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、平成24年度の決算が確定したことにより、同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、3款諸支出金の一般会計繰出金を増額の補正を行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,399万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 山本住民課長。

○住民課長(山本良司君) 町長の命によりまして議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の詳細につきましてご説明をいたします。詳細は前例と同様とさせていただきます。

9ページをお開き願います。事項別明細によりご説明いたします。歳入でございます。4

款繰越金、1項繰越金、1目繰越金213万2,000円、節に参りまして繰越金同額、説明欄記載のとおりでございます。

13ページをお開き願います。歳出でございます。3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金213万2,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第56号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第18、議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、3款財産収入に財産売払収入、4款繰入金に一般会計繰入金及び基金繰入金、5款繰越金に繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出については、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業及び矢幅駅前地区事業、5款諸支出金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰り出し事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,832万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,252万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 町長の命により、議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

なお、説明に際しては、前例同様とさせていただきます。9ページをお開き願います。歳入、3款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入3,175万9,000円、節に参りまして土地区画整理事業保留地売払収入同額でございます。これは、2画地560平方メートル分を売却いたしてございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,900万円、節に参りまして一般会計繰入金同額でございます。

2項基金繰入金、1目矢幅駅西地区土地区画整理事業基金繰入金944万1,000円、節に参りまして矢幅駅西地区土地区画整理事業基金繰入金同額でございます。これを繰り入れますと、基金残高が329万9,000円となります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金812万1,000円、節に参りまして繰越金同額でございます。

次に、13ページをお開き願います。歳出、2款土地区画整理事業費、1項土地区画整理事

業費、1目矢幅駅西地区事業費6,520万円、節に参りまして委託料550万円、工事請負費500万円、補償補てん及び賠償金5,470万円、これにつきましては、補償費5戸分を追加するものでございまして、それに伴います造成費の工事請負費、委託料につきましては、都市再生整備計画、この計画書をもって国から交付金をいただいておりますので、その第2回変更にかかる業務でございます。2目矢幅駅前地区事業費500万円、節に参りまして委託料同額でございます。この分の測量委託分につきましては都市再生整備計画の変更業務委託料でございます。

5款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金812万1,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ページ数で13ページ、先ほど課長が説明していたところをもう少し詳しくお聞きしたいと思って質問します。13ページの矢幅駅西地区事業費の中の支障物権補償費5戸ということで造成費とか、都市再生計画書の策定とかと言ったのですけれども、次の部分の2の矢幅駅前地区のところは500万円になっているのですけれども、これは調査設計委託料、これは駅前のお話ですよね。そして、1番のところは西のお話です。それで、ちょっと1番の西側のほうも今後審議会とか、いろいろやると思うのですけれども、予定、それぞれの予定と、それから問題は、矢幅駅前のほうの造成費とかのところはどのようになっているのかお聞きします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まず駅西のこれは第2回変更の都市再生整備計画委託料の部分の550万円のうち、その変更に係る分が200万円、そして補償物件調査積算の分が150万円、そして画地測量の分が200万円、この3つを足して550万円になってございますし、駅前のほ

うの造成の分につきましては、全てSPCのほうに業務委託済みでございますので、そちらの増減があった場合には、また補正でお願いするということになります。

なお、駅前の都市再生整備計画の変更が500万円ということで駅西より2.5倍金額が大きいのですが、これは変更する対象要件が駅前のほうが数が多いということで非常にボリュームが大きくなるということでそのくらいの金額の差が出ているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 何となくわかったようで、はい、わかりました。それで、済みません、質問したのはもう一つ、次回の審議委員会というのはいつごろなのですか。それぞれお願いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 原則今までの例といたしますと、5月中にそれぞれ初年度の初めに審議会を開催をいたしまして、前年度の事業実績と当該年度の事業計画並びに懸案事項がありますれば、そういったことを説明して審議をいただいているというようなことございまして、時には仮換地指定のときなんかは、年2回行いまして、指定に関するご意見をいただいているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 審議委員会は、ではまず日程はわからないのですね。大体9月ごろとか、12月ごろとかという、そういうのを聞きたいと思ったのですけれども、それぞれわからない。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） もう今年度は5月30日に開催してございます、両方とも。5月中に駅西、駅前の審議委員会は開催済みでございます。今年度は今のところはその1回という予定でございますが、特段別件の議案がありましたら、それは今後開催をするということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第58号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第19、議案第58号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第58号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ではありますが、資金的収入及び支出のうち支出の第3次拡張事業費に増額補正を行うこととし、資金的収入及び支出のうち支出を2,889万6,000円増額して、総額を1億8,337万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第58号 平成25年度矢巾町水道事

業会計補正予算（第2号）の詳細について説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第2号）を款、項、目、節、補正予定額の順に説明いたします。

それでは、資本的収入及び支出の支出、1款資本的支出2,889万6,000円、1項建設改良費同額、3目第3次拡張事業費同額、節に参りまして工事請負費同額でございます。こちらの工事請負費の内容ですが、高田ニュータウン、南矢幅での工事計画の見直し、また藤沢地区の開発に関連いたしました工事計画の見直しによりまして、それぞれ増減等ございましたが、総合しまして増額の補正をお願いするという内容となっております。

以上で議案第58号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第58号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第58号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第20、議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の管渠費、雨水管渠費及び総係費、2款農業集落排水事業費用の処理場費及び管渠費をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の2款、農業集落排水資本的収入の県補助金を追加し、支出の2款農業集落排水資本的支出の処理場建設改良費を増額するものであります。

補正予定額は、収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の管渠費を142万8,000円増額し、雨水管渠費を29万8,000円増額し、総係費を66万円増額して、総額を6億1,145万1,000円とし、2款農業集落排水事業費用の処理場費を324万7,000円増額し、管渠費を120万7,000円増額して、総額を4億2,350万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の2款農業集落排水資本的収入の県補助金を100万円追加して、総額を6,462万円とし、支出の2款農業集落排水資本的支出の処理場建設改良費を420万円増額して、総額を2億5,980万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細について説明いたします。

それでは、3ページをお開き願います。平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第2号）を下水道事業会計の例によって説明いたします。

それでは、収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用238万6,000円、1項営業費用同額、1目管渠費142万8,000円、節に参りまして委託料△207万2,000円、修繕費350万円、こちらの委託料につきましては、発注済みの業務委託の精算による減額となります。また修繕費につきましては、高田15地割地内で緊急修繕工事が必要となった関係もございまして、これらに係る増額補正となっております。2目雨水管渠費29万8,000円、節に参りまして委託

料同額でございます。3目総係費66万円、節に参りまして旅費24万3,000円、補償費41万7,000円、詳細につきましては、備考欄のとおりでございます。

2款農業集落排水事業費用445万4,000円、1項営業費用同額、1目処理場費324万7,000円、節に参りまして通信運搬費△30万7,000円、手数料595万4,000円、動力費△240万円、この中で通信運搬費及び動力費につきましては、2目管渠費との組み替えとなっております。また、手数料の増額につきましては間野々浄化センターの耐用に係りまして増額が必要となったものでございます。2目管渠費120万7,000円、節に参りまして通信運搬費30万7,000円、委託料△150万円、動力費240万円、通信運搬費、動力費は、組み替えでございます。委託料につきましては、発注済みの業務委託の精算によるものとなっております。

4ページに参ります。資本的収入及び支出の収入2款農業集落排水資本的収入100万円、3項県補助金同額、1目県補助金同額、節に参りまして交付金同額でございます。

支出に参ります。2款農業集落排水資本的支出420万円、2項農業集落排水処理場建設改良費同額、1目処理場建設改良費同額、節に参りまして委託料同額でございます。こちらの収入と支出に関しましては、間野々浄化センターの機能診断調査及び機能強化計画に係ります業務委託の支出補正、それとこれに対応いたしました県補助金の収入補正となっております。今年度この調査と計画を実施いたしまして、26年度に具体的な改修工事を実施する予定としてございます。

以上で議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第59号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時40分といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

-
- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第21 | 議案第60号 | 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 議案第61号 | 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 議案第62号 | 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 議案第63号 | 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第25 | 議案第64号 | 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第26 | 議案第65号 | 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第27 | 議案第66号 | 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第28 | 議案第67号 | 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定について |

て

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第21、議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定について、この8議案を会議規則第37条の規定により一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第67号は一括上程することに決定しました。

職員に各議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） それでは、お手元の平成24年度予算執行に関する報告書に基づきまして提案理由の説明を申し上げたいと思います。

ただいま一括上程されました一般会計決算を初め8会計決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この報告書の2ページをお開き願います。平成24年度会計別決算総括表に基づきましてご説明を申し上げます。会計別、決算額、予算現額に対する決算額の比率でご説明を申し上げます。議案第60号、一般会計、決算額でございますが104億176万332円、予算現額に対する決算額の比率でございますが92.9、歳出99億2,839万9,979円、88.6%でございます。歳入歳出差引額でございますが4億7,336万353円です。

次に、議案第61号、国民健康保険事業特別会計25億7,836万2,111円、103.2、歳出に参りま

して24億4,482万2,673円、97.9、歳入歳出差引額でございますが1億3,353万9,438円。

次に、議案第62号、介護保険事業特別会計、歳入16億6,384万1,621円、100.2、歳出16億1,921万1,336円、97.5、歳入歳出差引額4,463万285円。

次に、議案第63号、後期高齢者医療特別会計、歳入1億5,435万2,297円、100.2、歳出1億5,221万9,885円、98.8、歳入歳出差引額213万2,412円。

次に、議案第64号、下水道事業特別会計9億9,056万2,692円、105.1、歳出9億804万6,664円、96.4、歳入歳出差引額8,251万6,028円。

次に、議案第65号、農業集落排水事業特別会計3億3,073万836円、100.8、歳出3億1,472万1,010円、95.9、歳入歳出差引額1,600万9,826円。

次に、議案第66号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計15億5,944万1,323円、64.6、歳出15億3,354万1,517円、63.5、歳入歳出差引額2,589万9,806円。

合計に参りまして、予算現額、歳入でございますが192億180万4,000円、決算額に参りまして176億7,905万1,212円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額17億1,790万2,000円、予算現額と決算額との比較15億2,275万2,788円、92.1。歳出に参ります。予算現額192億180万4,000円、決算額169億96万3,064円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額19億4,816万9,000円、予算現額と決算額との比較23億84万936円、88.0、歳入歳出差引額でございますが、予算現額はゼロでございます、決算額では7億7,808万8,148円でございます。

次に、議案第67号、企業会計、水道事業会計、収益的収入及び支出、決算額6億2,725万5,903円、101.3、支出4億8,903万3,745円、93.9、収入支出差引額1億3,822万2,158円。続きまして、資本的収入及び支出、収入3,810万4,774円、154.2、支出3億3,645万3,054円、95.5、収入支出差引額△2億9,834万8,280円。合計に参りまして、収入、予算現額6億4,410万1,000円、決算額6億6,536万677円、予算現額と決算額との比較でございますが△2,125万9,677円、103.3。支出に参りまして、予算現額8億7,307万7,000円、決算額に参りまして8億2,548万6,799円、予算現額と決算額との比較でございますが4,759万201円、94.5。収入支出差引額、予算現額△2億2,897万6,000円、決算額△1億6,012万6,122円。

参考でございますが、矢巾町全会計の総計でございます。歳入、予算現額でございますが198億4,590万5,000円、決算額183億4,441万1,889円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額でございますが17億1,790万2,000円、予算現額と決算額との比較でございますが15億149万3,111円、92.4。歳出に参りまして、予算現額200億7,488万1,000円、決算額に参りまして177億2,644万9,863円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額でございますが

19億4,816万9,000円、予算現額と決算額の比較に参りまして23億4,843万1,137円、88.3、歳入歳出差引額、予算現額△2億2,897万6,000円、決算額6億1,796万2,026円でございます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、後刻設置されます決算審査特別委員会において会計管理者、担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

平成24年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いておりますので、職員に意見書を朗読させます。なお、朗読は意見のみとしますので、ご了承願います。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 立花代表監査委員が出席しておりますので、ただいまの審査意見書について補足説明がありましたなら、これを許します。

立花代表監査委員。

（代表監査委員 立花純幸君 登壇）

○代表監査委員（立花純幸君） 平成24年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算については、報告書に記載のとおりであります。審査意見についてもただいま事務局が朗読したとおりであります。若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合、点検及び担当部局から事情を聴取し審査をいたしました。いずれも符合し、正確でありましたことをまずもって報告をいたします。

平成24年度、欧州の財政、金融危機による世界不況、そして一昨年（2011年）の東日本大震災の影響をいまだに引きずる中、矢幅駅周辺土地区画整理事業を初め、雨水整備事業等のインフラ整備が計画的に推進され、新矢巾中学校の校舎等建設が順調に進行し、全工事が終了したことから、おおむね計画どおりの事業が実施されたと感じております。一般会計における町税の収納状況においては、収納率は99.0%と、前年度比0.9%増加し、また国民健康保険税においては、91.7%と前年度比1.1%増加しており、厳しい経済状況下にもかかわらず24年度は県内市町村トップの成績を上げておりますことは、これまでの徴収努力の積み重ねとともに、長

い年月をかけて行ってきた町民に対する納税意識向上へ向けた啓発の結実であり、高く評価するものであります。

一方、歳出面では、一般会計、特別会計合わせて実質収支額 5 億 4,782 万円余が計上されたことは、効率的に財政運営が行われた努力の跡が伺われます。

水道事業会計においては、やはば水道ビジョンにある変えていくこと、変わることを経営理念に月額決算を行う月次経営統制により戦略的に経営の改善に努められております。東日本大震災の影響からか有収率が前年に比べて幾分減少しましたが、年間指標と比較すると依然として高い水準にあることから、先を見据えて設備の更新に投資しつつ、経費節減等により常日ごろから経営改善に努めている結果のあらわれと思われることであります。

このことは、県内市町村の全てが財政運営に苦悩している中であって、町民の目線に立った行政経営を基本理念とする川村町長の指導のもと、職員の卓越した行財政運営と議員各位のご理解のたまものであったと感じるところであり、今後も順調な推移を期待するところであります。

今後も地方自治の自主性、独自性が強く求められることは必然であり、住民ニーズに対応した予算執行がより強く求められていくことと思われまます。欧州の財政、金融危機等による不況の影響など、世界的に厳しい経済環境であります。日本国内ではアベノミクス効果により経営が一部上向いている分野もあることから、経済や国の動向を素早くとらえ、国や県などからよりよい補助事業等が発生した場合は、有効に活用するとともに、施策の執行に当たっては、担当部局以外とも連携を密にして全職員一丸となり、効率的な行財政運営に当たっていただくよう一層努力を望むものであります。

以上、申し上げますと補足の説明とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 立花代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第60号から議案第67号の8議案は、当職を除く17名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託の上、審議することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第67号の8議案は、当職を除く17名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会に付託した議案については、9月20日午後1時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、8議案につきましては、9月20日午後1時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会の招集につきましては、本会議終了後、直ちに本議場に招集いたしますので、口頭をもって通知します。

先刻口頭をもって招集しました決算審査特別委員会の委員長を選任するに当たり、委員会条例第9条第2項の規定により、暫時の間年長委員であります秋篠忠夫委員に臨時委員長をお願いいたしますので、ご了承願います。

また、これから選任されます決算審査特別委員会委員長に申し送りをしたいと思いますが、本定例会においては、上着を脱ぐことを許しておりますので、決算審査に当たっても同様にお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 本日の日程は全部終了しました。

なお、明日は午前10時に会議を開きますので、議場に参集願います。

それでは、秋篠忠夫委員の登壇をお願いいたします。

午後 3時21分 散会

平成25年第3回矢巾町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年9月4日（水）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員 事務局局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 佐藤武君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会 高橋義幸君
会 長

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根 澤 のぞみ 君

係 長 吉 田 徹 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） これより本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。本題に入る前に一言述べさせていただきます。去る8月9日、これまでに経験のない大雨により、本町においては、幸い人的被害がなかったものの、住家を初め土木関係や作物などの農林関係、学校、文化財、農林関係など施設を初め極めて甚大な被害を受けました。被害を受けられました皆様に改めまして心からお見舞い申し上げます。

今回の事態に際しましては、あらゆる施策、支援を期して対応することは、当然のことでございますが、一刻も早い復興を願ってやみません。また、この事態に際しまして、川村町長を初めとする町職員の皆様、社会福祉協議会の皆様、消防団、警察、交通安全指導隊の皆様を初め関係各位におかれましては、昼夜を徹して対応に当たられましたことに改めまして心より感謝を申し上げ、敬意を表するものでございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず最初は、ファミリーサポートセンター事業についてでございます。子育て、介護といえ、今日では広範な社会的課題のキーワードになっております。子育てや高齢者、障がい者の介護に対する適切な対策は従来から指摘されておりますけれども、少子高齢化による人口減少への強力な手だてと考えます。

子育て中のご家庭、老老介護や障がい者介護をされるご家庭への支援を進めてはいかがでしょうか。核家族化、都市化などの社会背景は、ケアを家庭の外部に頼らざるを得ない状況です。ご近所の力を借りることで支援する側、それからされる側のつながりは、やがてコミュニティづくりにも発展する地域福祉の原点にもなるかと考えております。

まさにこれに対応したのが厚生労働省管轄のファミリーサポートセンター事業ということになります。この事業は、申し上げるまでもございませんけれども、乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、それから当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行うものであります。

これはさらに発展させて高齢者の介護や障がい者の介護事業といったところにも発展をいたしております。本事業は、平成17年度から次世代育成支援対策交付金、平成23年度からは子育て支援交付金の対象事業とされておりまして、平成24年度補正予算によって安全こども基金に移行されております。この極めて時宜を得た施策について伺いたいと存じます。

まず第1点は、本町において、子育てのみならず高齢者、障がい者に対するファミリーサポートセンター事業に関しての取り組みについてでございます。

2点目としては、この県内主要市町村の取り組み状況について。

3点目としては、この事業に対する今後の展望に関して。

以上、3点について伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 7番、谷上哲議員のファミリーサポートセンター事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町において子育てのみならず高齢者、障がい者に対するファミリーサポートセンター事業に関する取り組みについてですが、本町では、現在安心こども基金の事業としてのファミリーサポートセンター事業は行っておりませんが、働く保護者の子育てニーズに応えるべく一時預かり保育、休日保育を初め今年度から延長保育による夜間の保育、体調不良時対応型保育の実施など、出産により就労を断念することのないよう仕事と子育てが両立できるよう支援を行っているところであります。

また、高齢者、障がい者に対する取り組みといたしましては、一時預かりやデイサービ

ス、ショートステイの事業を行っており、特にも障がい者のサポート体制として家族会を設立し、その活動を支援しているところであります。当事者と家族の悩みを分かち合い、共に支え合いながら精神疾患と障がいについて学び、理解を深め、家族の役割を果たしていくことを、また仲間同士の交流や季節の行事、日常生活に役立つ調理実習等を通し、社会参加することを目的に事業を実施いたしております。以上のようにファミリーサポートセンター事業という名称ではありませんが、子育て中の保護者、高齢者、障がい者に対しまして必要な支援に取り組んでいるところであります。

2点目の県内主要市町村の取り組み状況についてですが、岩手県内では、盛岡市、釜石市、宮古市、一関市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、滝沢村の8市1村でファミリーサポートセンターを設置しており、北上市と花巻市は直営で、一関市、大船渡市、奥州市は社会福祉法人へ、盛岡市、宮古市はNPO法人へ、釜石市は任意団体へそれぞれ委託し、運営されております。

取り組み状況は、各ファミリーサポートセンターとも会員登録制とし、幼稚園、保育園の送り迎え、登園前、降園後、PTA行事の際に、預かり等の育児支援を行っております。

3点目のこの事業に対する今後の展望についてですが、現在進めております矢幅駅周辺土地地区画整理事業において矢幅駅前地区複合施設の建設を計画し、その中で子育て世代活動支援センターの委託運営を予定しております。具体的な内容といたしましては、一時預かり事業、子育て世代の交流事業、育児相談サポート事業、情報提供事業、子育て講座事業及び地域の子育てを高める事業の6つの事業が特別目的会社SPCより提案をされております。

町といたしましては、これまでの保育事業、地域子育て支援拠点事業等、特にも保育サポーター、子育てボランティアとの連携を充実させ、家族的な中での子育て支援が行われるよう努めてまいります。また、高齢者、障がい者に対しましても、本人はもとより家族の方の希望に応えられるようよりよい支援を提供してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 極めて詳細かつ丁寧なご答弁ありがとうございます。私の質問に関連して、現在実行されている事業や今後予定している事業の紹介がございました。事例を述べながら2つほど質問をいたします。北海道の旭川社会福祉協議会では、やはりファ

ミリーサポートセンターの介護型というものを行っております。高齢者などが地域の中で安心して暮らしていけるように家事や介護の援助を行っております。この制度の特徴といたしましては、手助けを受けたい人、いわゆる依頼者と手助けを行いたい人、いわゆる提供者とが会員となって高齢者などを家族に抱えながら働く人が仕事と家庭を安心して両立できる環境をつくること、そのことにお手伝いすることが特徴となっております。

そこでお聞きしたい1つ目ですけれども、例えば会員に登録するとか、何日か前に予約をするといった利用方法だけではなくて、緊急にすぐサポートを頼みたいこと、あるいは冠婚葬祭等の出来事に対応する。さらには顔見知りの人にサポートを頼めるという利点などもございます。この点についてお考えをお聞きいたします。

それから次に、千葉県の船橋市では、福祉サービス公社で、ここは高齢者とその家族を支援する。2つ目として、障がい者とその家族を支援、3つ目に子育てを支援といういわゆる3本柱の運営を行っているわけです。運営の主体がどこであろうとも今後こういったことに対しての需要が年々高まるというふうに予測されております。先ほど述べましたように援助をされたい人と援助したい人、その人同士が、いわゆる受益者負担をしながら運営できるわけです。

そこでお聞きしたい2つ目としてですが、誰が音頭をとり、このことで世話役係をやり、とりまとめをやるかということが今後ポイントになってくるのではないかと思います。私としては、ぜひとも行政として積極的に取りまとめ運営をしていただきたいという提言をするものでございます。この件に関して所見を伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 谷上哲議員の2点の質問に対してお答えをいたします。

1点目の緊急性あるいは冠婚葬祭あるいは顔見知り等の方々にお世話をいただけるということでお話がありましたが、高齢者につきましては、今でも緊急な場合にも入所できるような体制がもう既に整っておりますので、その部分については、十分に対応可能なのかなど、このように考えております。ただ、顔見知りという部分については、そういう部分もないかもしれませんが、中にはデイサービス等で日ごろ使っている施設に緊急にそういうふうなことが発生した場合にお願いするというようなこともございますので、全くもって全然知らないところだけでも限らないのではないかなと思いますが、今後そのような需要があるかどうか、これについては、いろいろ勉強してまいりたいなど、このように考えております。

それから、誰が音頭をとりということで、できれば行政がというお話でございましたが、その部分についても1つ目のご質問にお答えしましたとおり、今後それぞれの方々とお話を聞きながら勉強し、あるいはそれが必要だというのであれば、それなりに対応してまいりたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） それでは、住民参加型行政の推進についてでございます。今日行政に対する住民参加のありようが種々論じられております。これまでの住民参加手法の主な項目としては、アンケートやヒアリング、それからモニター制度や意見、アイデアなどの募集、シンポジウムや地域別の懇談会あるいは公聴会、住民説明会や審議会などがあります。また、最近浸透しつつあるものとして、審議会への公募委員枠の設定あるいはパブリックコメントやワークショップなどが挙げられます。今日住民の参加が一層求められております背景に、第1は、住民ニーズや価値観の多様化でございます。少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題の深刻化、高度情報化やグローバル化のさらなる進展など、自治体を取り巻く社会経済環境は大きく変貌しつつあります。このためどのような町や地域を目指すのかといった戦略づくりにおいても住民の参加と住民の間の合意形成というものが求められております。

第2点目としては、財政危機の深刻化であります。健康や医療、福祉などの施策に対する大幅なコスト増、町の活力の減退、地域経済規模の縮小あるいは税収の落ち込みなどが懸念をされております。

このことから川村町長が施政方針で述べておりますように、あれもこれもからあれかこれか、まさに選択と集中が必然的に求められております。となれば、なおさら住民の総意を可能な限り掌握する必要があるかと思えます。住民参加の意図するところは、今や広報や懇談会のように知らせる、住民の声を聞くといったことを超越して、行政の決定過程への参加にまで及んでおります。これに関し、以下について伺います。

1つ目は、住民参加の町政運営についての基本認識を伺います。

2つ目といたしましては、住民参加の町政運営に関して、これまでの具体的な取り組み事項について伺います。

3点目に、今後新たに思考すべき点、その取り組みについて。

以上、3点について伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 住民参加型行政の推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目の住民参加の町政運営についての基本認識についてですが、地方分権の推進や多様化する住民ニーズに対応するため行政主導による取り組みに固執することなく住民との協働によるまちづくりを進めていくことは、大変重要と認識しているところであります。その上で地域懇談会、住民説明会、住民アンケート、各種審議会や委員会、ワークショップなど、さまざまな機会を通じて広く住民の意見を事業の構想や計画策定に反映してまいりましたが、今後におきましても事業計画の策定などに当たり、計画段階から町民に参画していただき、町政にさまざまな意見を取り入れられるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の住民参加の町政運営に関するこれまでの具体的取り組み事項についてですが、現在の町政運営の総合的な指針であります第6次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に当たりましても多様化する住民ニーズを把握すべく住民アンケート調査を実施したほか、矢巾町総合開発委員会設置条例に規定する各種団体委員、団体から推薦された一般住民委員、公募を含む知識経験委員、合わせて60名の総合開発委員に参画いただき、広く住民の意見を当該計画に反映しているところであります。このほか各種計画の策定に当たりましても住民ニーズを把握し、計画に反映させるよう努めているところであります。

また、最も身近なコミュニティ活動に当たっては、そこに住む皆さんの声により、地域活動の活性化が図られるよう矢巾町コミュニティ条例を制定し、地域のニーズに合わせた、いわゆる地域の意見を反映した地域社会の醸成にも努めているところでございます。

3点目の今後新たに思考すべき取り組みについてですが、1点目で申し上げましたとおり、さまざまな機会を通じて広く住民の意見を事業の構想や計画策定に反映できるよう引き続き努めるほか、政策案を事前に公表し、住民に広く意見を求め、その意見を政策に反映するようなパブリックコメント制度の活用など、透明性の高い行政運営に努め、これからのまちづくりは、住民が主役であると考え、住民と行政がともに手を携え、町民憲章に掲げる和といたわりと希望のまちの実現に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 要件を持った答弁ありがとうございます。各論について意見の交換をし合うことも必要でありますし、また事の本質について意見の交換をすることも必要だと思います。特に町民参加、住民参加という視点は、事あるごとに重要視しなければならないと思っております。この面において、先ほど3点の質問にお答えをいただいたわけですが、私も全く同感でございます。種々の苦勞を伴うとは存じますが、マンネリ化することなく、常に斬新な感覚で新たな視点を組み込み、大いに住民参加の行政運営を施行、協働のまちづくりの柱になることを希望し、提案をさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

次に、3番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（3番 村松信一議員 登壇）

○3番（村松信一議員） 議席番号3番、村松信一でございます。このたび8月9日の県央豪雨による災害に見舞われました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、災害復旧に日夜携わられました町の関係者を初め関係機関、関係団体の職員の皆様、消防、防災関係者並びにボランティアでご支援いただきました皆様に深く感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、これより質問に入らせていただきます。本定例会は、決算議会でもありますことから、平成24年度の施政方針による町の将来像の実現に向けた基本施策の進捗状況につきまして検証のため11点、質問をさせていただきます。

初めに、自然、都市と農村が調和するまちづくりについて1点目の質問であります。岩手医科大学附属病院の移転計画等に関連した仮称矢巾スマートインターチェンジ予定地から岩手医大矢巾キャンパスまでの周辺道路と交通安全対策を念頭とした整備構想とその進捗状況についてお伺いいたします。

次に、地域に根ざした活力ある産業のまちづくりについて2点目の質問であります。小麦や大豆栽培を行う集落営農組織に対する機械更新に対し支援するとあり、機械更新支援の内容及び対象外である他農業機械に対する支援の要望はないかお伺いをいたします。

3点目の質問であります。やはば集落営農応援事業で所得向上を目指す野菜に取り組む組織に対する助成を行うとあり、助成の結果、どのような事業効果があったのか、具体的

な内容についてお伺いいたします。

4点目であります。人材育成や農商工連携の促進による6次産業化の推進に向けた取り組みを支援するとあり、平成24年度新たな6次産業の取り組みに対する支援内容及び事業効果についてお伺いいたします。

5点目の質問であります。町内企業の各種連絡協議会の会員相互及び行政が情報交換を行うことにより、中小企業の課題の把握に努め、ニーズに合致した支援をするとあります。課題は何で、またニーズに合致した支援とは何なのか。支援による事業効果はどうであったのかお伺いいたします。

6点目であります。企業誘致の推進について、在京盛岡広域産業人会を通じて首都圏との情報交流や人的ネットワークを活用し、個別に企業訪問を行うなど、一層の企業誘致活動に取り組むとあります。平成24年度における企業誘致活動の内容及び実績についてお伺いいたします。

7点目であります。矢幅駅前地区土地区画整理事業の進展に伴い、矢幅駅前地区商業集積形成事業を立ち上げ、商工会と連携し、商店の経営分析や診断を行い、活力ある商店街の形成に取り組むとあり、矢幅駅前地区の開発が順調に進む中、新たな構想による駅前商店街の全体像は、どのような計画の内容かお伺いいたします。

次に、安全で快適な安らぎのあるまちづくりの中で矢巾町新エネルギービジョン策定委員会において、各種再生可能エネルギーの導入について検討し、具体的な目標を設定するとありますが、8点目の質問になります。各種再生可能エネルギーについて検討した内容、及び今後エネルギーの種類についてどのような結論を得たのかお伺いいたします。

9点目の質問であります。自主防災組織について、自助、共助を基本に公助でサポートするシステムで防災体制と防災意識の高揚を図り、全ての地域で結成するとありますが、未結成地域の理由と課題は何かお伺いいたします。

次に、安心して生きがいのある健康長寿のまちづくりについて10点目ではありますが、特定健康診査、特定保健指導について岩手医科大学や医師会などの専門機関や自治会と協働で実施体制を確立、地域一丸となって受診率の向上に力を入れるとあります。平成23年度、24年度末の受診率を比較した結果及び平成24年度の目標に対する達成率をどう評価しているのかお伺いいたします。

次に、たくましく豊かな心を育てるまちづくりについて、11点目の質問ではありますが、子どもたちが学校、家庭、地域との連携、協働のもと、よりよい環境の中で教育を受ける

ことができるよう各学校の施設改善はもとより教職員の意識改革による授業改善、指導改善に努めてまいりますとありますが、どのような授業改善、指導改善がなされたのかお伺いいたします。

以上、11点、質問とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 3番、村松信一議員の平成24年度施政方針内容の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目の仮称矢巾スマートインターチェンジ予定地から岩手医科大学矢巾キャンパスまでの周辺道路と交通安全対策を念頭とした整備構想と、その進捗状況についてですが、仮称矢巾スマートインターチェンジにつきましては、本年3月15日付で整備に係る実施計画書を東日本高速道路株式会社に提出し、5月20日には、国土交通大臣宛てに東北縦貫自動車道への連結許可の申請を行い、6月11日付で連結許可となったことから、6月13日に国土交通省東北地方整備局におきまして連結許可書の交付を受けたところであります。

現在東日本高速道路株式会社と連結部分の整備に係ります基本協定、そして工事等細目協定については、8月15日付で締結し、今後地権者説明会を経て速やかに測量設計業務を進める予定としております。

また、岩手医科大学矢巾キャンパスまでの周辺道路の整備と交通安全対策につきましては、スマートインターチェンジ上り線側の接続道路となります県道不動盛岡線につきましては、既に歩道が設置されていることから、整備の必要はなく、下り線側の接続道路となります町道堤川目線及び安庭線につきましては、歩行者や自転車を自動車交通から分離し、通行の安全を確保するとともに、道路交通の円滑化を図るため、歩道を整備することとしており、これらにつきましても年内に測量設計業務を発注し、平成29年度供用開始を目指し、鋭意整備促進を図ることとしております。

2点目の小麦や大豆栽培を行う集落営農組織に対する機械更新に対し支援するとあるが、その機械更新の内容及び対象外であるほかの農業機械に対する支援要望はないかについてですが、機械更新等は、町単独の矢巾集落営農応援事業で希望する集落営農団体に補助を行っており、平成24年度では5営農組織に対し、播種機3台、モアー1台、散布アタッチメント1台の導入に対し補助を行っております。他の農業機械に対する支援要望については、コンバイン、トラクター等の大型機械更新に対する助成要望がありますが、町単独で

は財政的課題もあり、難しいことから、国が進める人・農地プラン関連での経営体育成支援事業スーパーL資金借り入れに対する利子軽減措置や県が実施する農業の持続的な発展を牽引する経営体を支援する岩手リーディング経営体育成支援事業など、国や県の補助事業等を紹介し、事務支援をしております。

3点目の野菜に取り組む組織に対する助成の結果、どのような事業効果があったのか、具体的な内容についてではありますが、集落営農組織で取り組む野菜生産の経費に対する補助を4営農組合に対して行っております。野菜全体での取り組み面積は、約4.3ヘクタールで、キャベツ、カボチャ、トマト等が作付されており、効果といたしましては、所得向上に向けた意欲の喚起を促すとともに、各組織における組合員相互の連携強化に寄与しております。

4点目の人材育成や農商工連携の促進による6次産業化への取り組みに対する支援内容及び事業効果についてですが、特産焼酎ゆくたがり及び矢巾町産の農畜産物を食材とした料理を提供するゆくたがりの夕べの開催を通じて、特産品の販売促進に向けた普及活動に取り組んでおります。

また、農商工連携の観点から、町商工会との連携により、町内飲食店3店舗からなる町産食材を活用した創作料理考案に向けた試作活動への支援を行うことにより、人材育成及び農商工連携の促進による6次産業化への取り組みにつなげることができました。

5点目の矢巾町内中小企業の課題は何か。また、ニーズに合致した支援とは何か、支援による事業効果はどうであったかについてではありますが、町内に立地する企業及び事業者で組織する矢巾町企業連絡会では、会員単独での開催が難しい研修や中小企業向けの融資制度の種類や内容について情報を得たいとのことから、国、県、岩手県経営者協会と各種団体からの企業支援等の情報提供及びジョブカフェいわての人材養成研修会等の案内を行っているところでございます。また、経営理念や事業ビジョンを学ぶことで事業所の質的向上を図るための研修等を行う人材養成部会と町民や地域社会の顕在的、潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対応を自主的に行う企業を目指すためにCSR、いわゆる地域貢献推進部会が活動を行っており、会員の資質の向上につながっているところであります。

6点目の平成24年度の企業誘致活動の内容及び実績についてではありますが、盛岡広域にゆかりのある関東方面の企業を中心に組織いたしました在京盛岡広域産業人会において、今後の盛岡広域に適した産業や雇用の拡大の情報交換並びに盛岡広域地域の優位性をアピ

ールし、企業誘致活動を行っているところであります。

また、町内に立地した企業からの情報をもとに企業訪問を行っているところであります。平成24年度の企業訪問は、県内外で延べ16回であり、進出企業は、デフレ等の影響などにより2社のみとなっている状況であります。昨年12月に発足した安倍内閣が推進する経営政策により、景気が上向き傾向となったこととあわせ、企業誘致活動の効果によりウエストヒルズ広宮沢の大型区画について数社から問い合わせがあるなど、明るい兆しが見えてきたところでございます。この中では、きのうの岩手日報にも報道されておりましたが、岩手日報の印刷センター、これが矢巾町に進出することに決定を見ておるわけでございまして、1.8ヘクタールを売却しております。これは、25年度でございまして、

7点目の新たな構想による矢幅駅前商店街の計画についてであります。商工会では、平成24年度から矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業に着手し、地域診断及び商店街活性化診断の専門家による同地区の商業集積のあるべき姿について調査及び課題の検討を行っております。現時点では、商業集積ゾーンと屋台村ゾーンを計画しております。商業集積形成予定地は、物販、飲食及び駐車場を基本とし、店舗や通路等の施設は、敷地に高低差が生じることから、その立地を利用した施設の配置を計画しております。屋台村は、当該地で営業する店子の店舗とし、岩手医科大学附属病院が開業するまで段階的に屋台村を形成する計画を進めております。店舗の事業主体と規模、出店条件等については、今後の事業計画の策定において検討することとなっております。基本的には、地元商店街、商店主の主導で行われるものであります。町といたしましても矢巾町商工会と連携を図りながら商店街のさらなる発展に努めてまいります。

8点目の各種再生可能エネルギーについて検討した内容及び今後の各種エネルギーについて、どのような結論を得たのかについてですが、東北電力福島第一原子力発電所の事故により国のエネルギーをめぐる状況が一変し、新たなエネルギー政策が示されたことを受け、再生可能エネルギーの導入を推進する新エネルギービジョンを平成24年11月に策定いたしました。検討した内容につきましては、新エネルギー導入に向け、実効性が高いプロジェクトの計画と推進体制及び目標値について矢巾町新エネルギービジョン策定委員からご意見をいただきながら、新たな再生可能エネルギーの導入に向け取り組む方向性を検討いたしました。

その結果、エネルギーの種類は、中小水力発電、風力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマス発電等多くの自然エネルギーがありますが、本町は平たんな地形が多く、費用対

効果及び設置候補地周辺における電力需要の面において採算性が合う場所が限られることなど、導入するためには各種再生可能エネルギーに幾つかの課題があったことから、実効性が高く、既に導入が進んでいる太陽光発電の推進を重点プロジェクトに位置づけ、平成32年までの導入目標値を平成22年度比の4倍とする新たなビジョンを策定いたしました。

また、大気汚染物質を排出しないため、環境への負荷が極めて小さいクリーンエネルギー自動車の推進及び木質バイオマス燃料利活用の推進、ほかに省エネルギー活動の推進及び環境教育の充実の5点を重点プロジェクトに位置づけをし、それぞれの指標と目標値を定めたところであります。

なお、今後技術開発により設置費用等が低価格化した場合に、費用対効果の面において優位性が得られる再生可能エネルギーの導入については推進プロジェクトに位置づけ、導入の時期や環境等について今後も検討してまいりたいと考えております。

9点目の自主防災組織の未結成地域の理由と課題は何かについてですが、設立に向けて動き出しているコミュニティはあるものの、自主防災組織の結成状況は、9月1日現在で23組織が結成されており、41コミュニティの56.1%となっている状況であります。

自主防災組織におきましては、8月9日に発生しました大雨災害の際に避難所の運営や土砂崩れによる被災家屋への人的支援を行うなど、住民のために地域の力を結集した災害への対応など、火災のみならずあらゆる災害においても自助、共助といった部分において力を発揮していただいているところであります。

未結成の要因といたしましては、平常時における活動や訓練の方法、災害時における実際の活動方法などがよくわからないことが結成に向けての課題ではないかと捉えております。結成については、今後も行政区長会議やコミュニティ会長会議などの場を通じて地域の自主防災の重要性を説明してまいるところであり、全コミュニティで設立されることを期待をしております。

また、現在自主防災組織が結成されている行政区に対し、8月9日の大雨の際にどのような活動を行ったのか調査をしているところでございます。そうした状況も踏まえながら自主防災組織の活動状況や現在の結成状況を町の広報紙などを通じて紹介することも必要であると考えております。

10点目の平成23年度、平成24年度末の受診率を比較した結果及び平成24年度の目標に対する達成率をどう評価するかについてですが、平成23年度末の特定健康診査の受診状況は、対象者数4,177人中、受診者数2,158人、受診率は51.7%、平成24年度末は、対象者数4,249人

中、受診者数2,195人、受診率は51.7%と前年度と同率でありました。両年の受診結果を比較いたしますと、平成24年度の受診者数は、前年に比べやや増加しておりますが、一方で対象者数も増加しているため、受診率は前年を上回ることができませんでした。その結果、受診率自体は、県平均の40.9%を大きく上回り、県内において上位であるものの、平成24年度の本町の目標受診率80%に対しては、受診率51.7%と目標値に対する達成率は64.6%でありました。

受診率が伸びない原因について、これまでの受診結果をもとに専門機関の方々のご意見を伺い、分析したところ、40歳代、50歳代の特定健診受診率が20から30%台と、他の年齢層よりかなり低いこと。さらに、昼は仕事等で忙しいという理由から受診しない方が多いこと。また、一般に治療中の方は、病院において同様の検査を受けているため、あえて特定健診を受診していないことなどが明らかになってきました。

一方、先行して健康診査を開始する強化地区として平成20年度から平成24年度まで毎年度数行政区を指定し、積極的に受診勧奨に努めたところ、強化地区に指定された年度及びその翌年度は、比較的高い受診率が維持されることもわかってきました。

以上のような分析結果を生かし、今後の健診体制について見直しを図りつつ目標値を達成できるよう努めてまいり所存であります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、3番、村松信一議員の平成24年度施政方針内容の進捗状況についての11点目の教職員の意識改革による授業改善、指導改善に努めるとあるが、どのような授業改善、指導改善がなされたのかについてですが、授業改善については、児童生徒の生きる力を育むことを目標として、小学校と中学校の連携に視点を置いた取り組みを進めております。内容といたしましては、基礎的、基本的な知識、技能の習得を意識しながら課題解決に必要な思考力、判断力、表現力の育成が図られるよう各種調査等により学習状況を把握し、分析に基づく授業改善を進めております。

また、指導改善については、児童生徒一人一人を大切に思い、自己実現の喜びを実感させることを意識しながら状況を適切に把握し、個に応じた指導を行うため、各学校にスクールカウンセラーや支援員等を適切に配置し、組織的な児童生徒支援体制、教育相談体制を構築しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 本定例会より1点ずつ再質問が可能となりましたが、一般質問が本当の意味の一問一答になったことにつきまして、この方式を受け入れていただきました町長を初め町当局の方々にまずもって感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、11点目のほうから再質問をさせていただきます。答弁の中に判断力、表現力の育成が図られるよう各種調査などにより学習状況を把握し、分析に基づく授業改善を進めるとございました。この各種調査とはどのような内容の調査であるのか。また、どのような方々の調査であるのか。また、町内の小中学校に限定した町内小中学校のための調査内容のものなのか、以上をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような調査かということでございますが、調査につきましては、全国の学力学習状況調査というものが4月に行われまして、先日結果が出ております。こちらにつきましては、基礎知識がどのくらいなものか、あるいはその知識の活用がどうなされているのかということを見る調査でございまして、小学校6年生、中学校3年生を対象にしております。国語と算数、数学が調査になっております。そのほかに岩手県学力定着度状況調査というものがございまして、こちらのほうはこれから10月に実施することになっておりまして、こちらはその全国の前の小学校4年生、小学校5年生あるいは中学校1年生、中学校2年生を対象にしております。こちらのほうも小学校の国語と算数、中学校につきましては、国語、社会、数学、理科、英語と5教科について学習指導要領の目標及び内容に基づく定着度についての調査、学力調査をやっております。そのほかに全学年を対象といたしまして、観点別到達度学力検査という標準学力検査、CRTというものがございまして、こちらのほうを12月に行っておりまして、こちらのほうによりまして年間の指導目標の実現状況を確認とかがしております。

以上、こういう調査に基づきまして各児童生徒一人一人に対する指導に当たっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

村松信一議員。

- 3番（村松信一議員） 再質問の2問目であります。ご答弁にありました教育関係者の皆様の真剣な教育に取り組まれております姿を見るとき、児童生徒の成長を見守る地域の一員といたしましての役目は何であるかと思われましてでしょうか。

以上でございます。

- 議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

- 学務課長（吉田 孝君） ただいまの村松信一議員さんの質問にお答えいたします。

地域の一員としての児童生徒への役割ということでございますが、地域といたしまして、子どもたちを学校、家庭、地域等々でみんなで見守るわけでございますが、地域としては子どもたちの見守りということと、あとは挨拶など声かけをしていただく、いろんな声かけ事案とかもあるわけですが、地域の方々ですので、挨拶等していただきながら子どもたちと顔見知りになっていただいて、子どもたちに気軽に声をかけられるような状況をお願いしたいと思いますし、それからスポーツや郷土芸能等の際の指導あるいはうまくできたときの応援あるいはもうみんなで見守って応援してあげるといふこと、それから地域の行事への子どもたちと一緒に参加していただいてやっていただくとか、中学生であれば、運営のほうにもお手伝いをいただけるということと一緒にやるということ、それからあとは子どもたちがいいことをしたとか、親切にしているときが見受けられましたならば、褒めてあげるとか、それから逆に悪いこととか危険なことをしているのを見たときには注意してあげるとかという形のごく当たり前のことではございますが、そういう形で地域で子どもたちと一緒に子どもたちを見守っていただければいいということだと思います。よろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

- 議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

村松信一議員。

- 3番（村松信一議員） 続きまして、10点目に質問いたしました特定健診の結果につきましての質問をさせていただきます。平成23年度の目標値は75%、私が平成24年9月にこの議会で質問をいたしました。平成23年度の目標値が75%でありました。国の目標は60%でありました。このときの受診率は51.7%であります。それから、平成22年度の目標値も75%で、このときの受診率は47.2%でありました。このときの未達の理由、ご答弁にありました未達の理由といたしまして東日本大震災の影響、強化地域への介入ができなかったと。

受診結果の分析から浮かび上がったことではありますが、40歳代、50歳代は20%から30%とかなり低いということでご答弁いただいております。

そこで、今回の質問のご答弁いただきました内容、全く同じでありまして、やっぱり40歳代、50歳代は20%から30%台とかなり低く、前年と同じような内容であります。それで、前年のときの答弁の中に40歳代、50歳代に対して健診を受診していただくようなさまざまな機会を捉えて強く働きかけてまいりますとご答弁をいただきまして、ことし平成24年度の結果がまた同じとなりました。ということではありますが、この40歳代、50歳代に対しまして、24年度はどのような働きかけを行ったのか再質問とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

平成24年度におきまして、この受診率の低い40歳代、50歳代の方々に対してどのような働きかけをしたのかということですが、ずっとこの健診につきましては、この年代が低いということがもうわかっておるわけですが、それで昨年度につきましては、指定地区あるいは前に受診をしているが、24年度に受診をできなかった、しなかった方々に対しまして、一本釣りといいますか、それぞれ電話で受診の勧奨あるいは保健師等で個別に勧奨をして歩いたところがございます。

しかしながら、やはりなかなか理由といたしまして、町長の答弁にもございましたが、日中は忙しいとか、あるいは病院等で受けているというようなこともありまして、なかなかその部分が伸び悩んでいるところがございます。それで、これは今年度の話になって大変申しわけないわけですが、日中忙しくて受けられないのであればという意味で今度5時から7時という夜の健診を今年度やってみているところがございます。それから、ずっとやってきました強化地区につきましても、今までは順番で強化地区を指定してきたわけですが、23、24等々の経過を踏まえて、言葉は悪いのですが、受診率が低い地域を今年度指定をさせていただきます、今まであるところの公民館に集まっていたところもあつたわけですが、できれば細かく公民館にお邪魔しまして近くの健診場所で受診していただけるようにということで東徳田公民館あるいは西徳田1区公民館、岩清水の公民館と、それぞれきめ細かに歩くように改善をしているところがございます。しかしそれでもまだもう一つの手だてが若いうちから自分の体の健康について興味を持っていただくという意味をもちまして、若年者健診ということで健診対象者よりまだ若い人たちをこしは対象にして受診をしているところがございます。その方々ができれば継続して、対象者

になってからでも受診をしていただけるようにということでいろいろ取り計らってはおりますが、いかんせんなかなかこちらのほうのPR不足等々もあると思いますが、受診率が伸びないというような状況になっております。

しかし、やはり日本一健康な町を目指す上で、やはり自分の体は自分で守るという、自分の健康について興味を持っていただくという意味でもそれぞれの方々にさらにPR等々してまいりたいなど、このように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ここで村松信一議員の質問の途中でありますけれども、暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き村松信一議員の一般質問を続けます。再質問ありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、10点目に質問しました特定健診の再質問、2問目、2点目であります。国の目標値が60%ならば、頑張り方で達成できそうですが、矢巾町が目指す最終目標値は80%といたしまして、当面の目標を国の目標値の60%として、関係者の方々が一度達成感を味わってみてはいかがでしょうか。目標値を60%に見直す考えはございませんでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国の目標値60%に対しまして町はということですが、町の部分、第1期分、平成24年度までの1期分につきましては80%でございましたけれども、2期分といたしまして、今後5年間、25年度から5年間、29年度の一番最後につきまして70%の目標値を掲げてございます。ご指摘ございましたもう少し下げてということでもございましたけれども、現状、実情、町長答弁のとおりでございますので、そこの実情を踏まえまして、目標値、少しでも近づけるよう70%の目標値に向かいまして進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、9点目に質問いたしましたご答弁いただきました自主防災組織につきまして再質問をさせていただきます。

このたびの8月9日に発生いたしました集中豪雨に対しまして自主防災組織が大変な活躍をされたと聞きます。被害の大きいところでは、8月9日の昼ごろから公民館に防災組織など地元の方々が集まり、19年9月17日の豪雨のときより大変な状況になる得るとの判断で河川の見回り、各家庭の状況確認、避難者に対する炊き出しなど夜通しで対応、また被害の少なかった地域におかれましても民生委員、消防団などと一緒に高齢者世帯、ひとり暮らしの世帯など安否確認をしたとのこととあります。

平成24年9月の議会で私が質問いたしました自主防災組織の育成強化に努めるとありますが、平成23年度の組織結成率と具体的にはどのような強化をされたのかという質問をしまして、ご答弁といたしまして、平成23年度18組織、24年9月20日では48.8%ということではありますが、阪神・淡路大震災においては、救出された被害者のほとんどが自助、共助によるところであり、ふだんからの地域コミュニティ活動が重要と認識されたことから、引き続きコミュニティ活動に対する各種補助を行っているところとありますということで再質問をいたしました。それで全町で完全実施できることが望ましいが、いつごろ100%の組織率になるのか、その見通しはいかがかとの私の再質問でありましたけれども、1年に年間5つぐらいで単純に計算すれば、あと3年かかるということで平成27年ごろまでかかるということでご答弁がありました。

8月9日の災害に対して自主防災組織の活躍はさきに述べたとおりでありますので、自主防災の重要性を説明している先ほどの内容にありますとおり、行政がもう少し強く推し進めて組織化を図ることが必要ではないかと思うのですが、その組織化を図るための言葉に力強さを感じないわけでありまして。行政がもっと力強く組織化を推し進めるべきではないのかなと思います。あくまでも自主組織ですから、自主的に組織するものですと以前にご答弁がありました。この考えは今でも同じでしょうか。もう少し組織づくりについて強力に推し進めることはいたしませんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、今回の8月9日の大雨洪水被害に対しまして改めて議員各位の協力あるいは地元の方々の協力によりまして最終的には人的被害がなしというふうな形で今回の被害だったわけですが、非常にそういったことで皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思っております。矢巾町始まって以来の被害でございまして、今回の災害に関しまして町といたしましてもいろいろ対応させていただきましたが、やはり反省する点あるいは教訓に残った点等々あったというふうに思っております。今後しっかり検証いたしまして、今後の災害に対応していきたいというふうに思っております。

それでは、ただいまご質問がございました自主防災の件でございしますが、確かに前の答弁では、地域の自主防災ということで、それについては自主的に組織をお願いしたいというふうな形の答弁はしてございましたが、やはり自主防災未結成のところ、何をやったらいいのかなというのがよくわからない状況にあるというふうに思います。そういったことで、これからは行政区長会議とか、コミュニティ会議等では、呼びかけをしてみたいと思いますが、そのほかに今回答弁書にもありましたが、広報等で状況等を周知してみたいというふうなことも考えておりましたし、それから分署あるいは町の職員の出前講座等でも要請があれば、いろいろ指導していきたいというふうなことも考えております。あるいは北郡山が一つの例ですが、北郡山行政区では、毎年救急救命の講師を分署の方をお願いして行っているというふうなこともありますので、そういったことの紹介等もこれからやっていながら何とか全行政区で組織化を図ればいいのかなというふうに思っておりますので、これからはそうしたPR等にも大いに努めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、再質問の2点目をさせていただきます。私が平成24年の3月定例会で24年度の予算編成について一般質問をいたしました。この中に、矢巾財政調整基金は、将来の矢幅駅前地区土地地区画整理事業繰出金及び大規模災害への対応財源として一定額を確保したところであるとご答弁いただいております。それで、私は再質問をいたしました。大規模災害への対応の大規模災害とはどのようなことの災害を想定していますかという再質問、そうしましたら答弁は、まさに平成23年3月11日の発災等が考えられる、要するに東日本大震災であります。このときも平成19年9月はもう既に大洪水があったわけですが、こういったことは言葉には出てきておりませんでした。

そこで、今度の2点目の質問であります。今度のような豪雨は想定されて防災計画を立てておりましたでしょうか。また、今回8月9日の豪雨による被害は大規模災害には当たるとは思いませんか。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問でございますが、まずこういった大雨洪水を想定して防災計画を立てていたかということでございますが、防災計画そのものにつきましては、そういったことも踏まえて以前から計画を立てておりました。それで、さらにことしの7月でございますが、23年の3.11、これを踏まえまして、国のほうでも防災計画の修正が行われまして、さらに県のほうでも行われまして、それで町のほうでもことしの7月にさらに見直しを行っているというふうな状況でございます。そういったことで計画には入っているということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、大規模災害に該当するかと、なるかということでございますが、今回につきましては、まず農林関係につきましては、激甚災害の指定等を受けております。そういったこともありますので、今回の災害につきましては、当然ながら大規模災害というふうなことで捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、8点目に質問させていただきました各種再生エネルギーの結論について再質問をさせていただきます。

まず5点の重点プロジェクトとして位置づけたとあります。1つは、太陽光発電、2つ目はクリーンエネルギー自動車、3つ目は木質バイオマス燃料、4点目は省エネルギー活動の推進、5点目は環境教育の充実とありました。それで、私が平成24年3月の議会で西部地区の活性化のための小水力発電所設置について質問をしております。このときの答弁であります。小水力発電設置については、費用対効果を含め、さらに調査、研究を進めるとご答弁ありまして、それで再質問であります。平成24年3月の質問から技術開発の動向を見ながら小水力発電の調査、研究を進める必要があると答弁をいただいておりますが、このことから本日までの太陽光発電以外の再生可能エネルギーについての矢巾町における動向についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

太陽光発電以外の再生可能エネルギーについての動向でございますけれども、こちらにつきましては、民間事業者から小水力発電、こちらの設置に関する協議がございます。民間主導による設置ではございますけれども、現地の状況確認を初め、導入に係る手続関係、申請書類関係等、所管する窓口の紹介を進めてまいりましたけれども、係る経費の積算、こちらを初め水利権の関係、それから電力供給方法の計画を整えるのに時間を要しているというふうな状況がございます。

それから、町長答弁で申しましたとおり、本町の地理的形狀等考えた場合ということになりますけれども、メガソーラー、こちらの部分、これも当然太陽光にはなりますけれども、現在民間で設置しているものを初め、2社ほど今後のメガソーラー設置についての問い合わせを受けているところでございます。

また、そのほかに、これは県の事業でございますけれども、電気スタンド、いわゆる電気自動車の関係の大手自動車メーカーと申しますか、こちらからの問い合わせというふうな状況を今受けているような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、7点目の再質問をさせていただきます。矢幅駅前開発の全体像についてであります。

平成24年12月議会の私が一般質問をいたしました矢幅駅前地区土地区画整理事業について仮称矢幅駅前地区複合施設の建設構想について、建設構想を具体的にするために町民に意見を聞くパブリックコメントの実施についての質問をいたしております。ご答弁いただきました内容、現在提案されている内容を基本に、関係担当課が協議を重ねており、平成25年度前期には、現在作業を進めている基本設計の内容を町民の皆様に公開するとともに、意見を伺い基本設計を取りまとめる予定としてあります。平成25年前期が終わりました。このことから町民の皆様に公開し、意見を伺った内容についてどのような内容であったのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 昨年12月の議会でそのような予定で進めるという答弁をして

ございますが、実際まだパブリックコメントは実施をしてございません。といいますのは、平面、断面、構造計画に時間を要してございまして、その後コスト確認にも相当の時間を要するということで予定より押してございます。今後におきましては、当然パブリックコメントは実施をいたしますし、コンピューターによります投視図法、グラフィックデザイン化を行いまして、町民の方々に周知をしながらパブリックコメントをする予定でございます。少し時間を要している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 4点目の6次産業に対する支援策についての再質問をさせていただきます。

平成25年第1回定例会、3月です。このときに私が矢巾型農業の振興について、岩手医科大学附属病院開院に伴う関連ビジネスで医科大学附属病院への食糧基地として矢巾型農業として栽培から加工、物流までを含めた農業の6次産業について質問しました。答弁をいただきました。町内農産物等の販売について農協との事前協議をもとに商工関係者との連携を含めた生産組織協議会的な組織の設置を検討してまいりたいと考えておりますとご答弁いただいております。

それでは、再質問の1点目であります。生産組織協議会的な設置とありましたが、その後の状況についてお伺いいたします。1点目であります。

それから、2点目であります。町内飲食店3店舗からなる町内産食材を活用した創作料理考案に向けた試作活動を行うことにより、6次産業への取り組みにつなげることができたでございます。ぜひとも試作で終わることなく、商品化に向けた支援活動を続け、商品として提供できる体制をとっていただきたいと思いますと思いますが、商品化の見通しについてお伺いいたします。

それから、3点目であります。ゆくたがりの夕べ開催を通じて特産品の販売促進に向けた普及活動に取り組んでおりますとあります。夕べの開催の中で直産食材を使用した料理も多数多く提供されました。宣伝のための紹介もございました。昨年7月30日から1年以上経過いたしました。この間の販売促進と普及活動にはどのように取り組んだのかお伺いいたします。

それから、4点目であります。ゆくたがりは、個人消費のほか飲食店での定番化も重要と

考えます。町内外で積極的な定番化をされている飲食店はどのように把握されておりますでしょうか。

以上、4点の質問とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 質問にお答えいたします。

まず1点目の生産組織協議会的組織の関係でございますが、今現在の形の中では、まず農家等の方々も入った組織につきましては設置しておりません。と申しますのは、まず内部のほう、町と農協との協議の中で実際的に対象、医大のほうになるわけでございますけれども、実際協議する際にどういう状況かということで、今現在実際に農産物を卸しているところと協議をしております、そしてその動向的なものも見ながら、そしてある程度の、かなりハードル高い部分ありますけれども、でもそういったふうなところを見ながら生産者も含めた格好の中で進めてまいりたいと思っております。

次に、2点目のゆくたがりの夕べの開催を通じてということでございますけれども、特産品販売に向けた普及活動の関係でございますけれども、このゆくたがりの夕べから1年経過した分があるわけでございますけれども、この販売につきまして町独自の特産品的なものということで今現在は、商工会を通じながら協議しております、それで町内の3店舗、実際的にはそこで試作品をつくっているところでございます。当然さきに今回の水害で延期になりましたけれども、10月に2回目のゆくたがりの夕べを予定しているわけでございますが、そういったふうなところの中で再度それを出しながら進めてまいりたいと思っております。

そして、この商品化の関係につきましては、試作品の部分でございますので、それぞれ試食していただきながら、回を重ねながら方向づけを持っていきたいというふうに考えております。特にも昨年スイーツフェアの関係の中でアピオで昨年2月開催したのですが、そういったところでの試食を経ながら、そういったふうなデータをもとにしながら考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、販売促進の関係でございますけれども、いずれ町のほうで観光会社のほうにつきましても先ほど販売の部分の卸しの部分の許可も得た形の中で販売促進をしておりますし、あとは農協関連の部分の中では、シンセラを中心の形の中で販路の普及に努めているという状況でございます。

あと飲食店関係の部分でございますけれども、この分につきましては、詳細の部分につきましては、把握はしておりませんが、現時点の形の中では、それぞれ数社の飲食店の形の中

では、ゆくたがり置きながら販売をしているというふうに聞いておりましたので、そういったふうな普及活動についても今後とも進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 2点目でありました小麦や大豆に対する機械の支援策について再質問になります。機械の支援策に限っていただければご答弁のとおりであります。集落営農組織化により農家個々人が持っている機械の更新についても集積の方向にあり、機械の共有使用も多くなってまいりました。このことで機械の大型化傾向にあり、実際は今困っているのは、保管場所に苦労しているところでもあります。今後は集落営農単位による機械の集中保管、集中管理が考えられますが、集落営農組織の要望として機械の保管倉庫に対する支援策についての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今村松議員お説のとおり、今後人・農地プランの実践に当たりましては、あとは法人化に向けた部分の中では、今おっしゃったようなことが課題として挙げられると認識しております。そこで、この人・農地プランの工程でいきますと、当初は支援の関係、そしてまた実践支援、そして今度はそれを実践に伴ってのハード部門という形の中で町の部門を考えていますし、県のほうでもそういったふうなスケジュールになっております。

そこで、今現在のいろんな、今おっしゃったようなハード事業の支援的なものにつきましては、県のほうの岩手地域農業マスタープランの実践支援事業と、そういったふうなものもありますし、国のほうもあります。そういったふうな次のステップの部分に向けた支援策もございますので、そういったふうな部分につきまして、まずはそちらのほうを紹介しながら進めてまいりたいと思っております。あとは、それぞれ地域のほう、あるいは中心経営体の声を聞きながら、その辺のところにつきましては、場合によっては検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 本当に最後の質問になります。3点目に質問いたしました野菜栽培

組織に対する支援策についての再質問であります。

野菜生産に取り組む集落営農に対して経費に対する補助を実施するとありますが、生産に対する経費とはどのような補助内容のものなのかお伺いしたいと思います。

私の補助とは、本来近隣消費地における安定的な購入先、消費先の開拓支援などが本来の支援策と思いますが、今後このような支援策の方向に変えていけませんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 現状の支援の部分につきましては、まず複合経営の部分の中での野菜なり、そういったふうな地の利を生かした部分につきまして普及拡大を図っていこうという観点から、町独自でそれぞれ単価2万円ということで他市町村よりは多く意図的に出している部分がございます。今ご提言にありました今後時代に合った支援策の部分につきましては、それぞれ皆様からの意見を聞きながら協議、検討していければと思っておりましたので、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で3番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、15番、米倉清志議員。

第1問目の質問を許します。

（15番 米倉清志議員 登壇）

○15番（米倉清志議員） 議席番号15番、米倉清志でございます。質問に入る前に、去る8月9日の集中豪雨は、本町を初め広域市町村にいまだ経験したことがない集中豪雨となり、大災害をもたらしました。住宅への浸水、農業施設や農産物の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。一刻も早く復旧されますことをご祈念いたします。

8月9日の集中豪雨は、南昌山付近に5時間で272ミリを記録し、矢巾町においても史上まれに見る大災害となりました。橋梁や主要道路が破壊され、寸断されています。農業の被害も深刻であります。岩清水地区の四分の一川の河川が氾濫し、周辺に大量の土砂が流れ込み、田畑の被害や道路が流され、用水路が埋まっていました。大変な被害であり、早急の復旧工事が必要であります。町民の憩いの場としての国民保養センターや水辺の里、マレットゴルフ場は壊滅的であります。その復旧には、多額の費用を要するものであります。岩崎川、太

田川、芋沢川、大白沢川流域の氾濫により、周辺住宅への浸水など、復旧には30億円にもなると思われる重大な被害の事態であります。

8月16日現在の集計によりますと、床上浸水95家屋、床下浸水322家屋で畳や家具、電気製品の廃棄、車が水没し、使用できなくなるなど、甚大な被害を受けていました。浸水した地域には、消毒に消石灰や消毒液を配布しておりますが、何日も床上、床下浸水の激しかった地域の防疫状況はどのような対策をしているのかお伺いいたします。

また、避難所に避難された人たちに対して一定水準の生活を保つため、年配者や女性、乳幼児の生活用品、食料などの配給とともに、保健師の派遣など、健康面とか体調を崩す心配のある人が安心して避難できる体制については、どのように対策を立てているのかお伺いいたします。

災害警報発令と同時に対策本部を設置し、消防団、交通安全協会、地域の自主防災組織、各種団体、ボランティア、町長を初め町職員が不眠不休の救援活動をしていることに対し、多くの方から感謝の声が寄せられており、心より敬意を表するものであります。

私どもは、町内を回り救援活動をしましたが、しかしながら被害の規模は、弊懸の滝から町内中心部と広範囲にわたっており、予想もつかないほどの被害であります。激甚災害の要望書を国、県や調査に来町された国会議員等に提出していますが、指定になると交付金は被害額の約90%になります。道路、橋梁、公共施設、農地など、早期の復旧にはずみとなりますが、その見通しをお伺いいたします。

また、住宅地内の側溝に詰まった土砂除去は、総延長もかなりあります。復旧作業は速急にしなければなりません。被災した個人の住宅再建への支援や税の納金は大きな負担となっておりますが、水道料金、所得税、国保税などの減免は、どのような支援をするのかお伺いいたします。

被災した児童生徒などに対する支援策の考え方をお伺いいたします。また岩崎川に流入した大量の流木が橋に詰まり、越流や濁流により橋の側面が崩され、橋が崩壊していました。また、河川の堤防が決壊し、土砂が流域の住宅に流れ込み、床上浸水を引き起こしました。岩崎川橋、下海老沼橋に詰まった流木を見ると、切り株やチェーンソーで切り倒した直径30センチ以上もある木や間伐した木など、根がついたままの流木や古い切り株などが大量に含まれ、折り重なって完全に橋をふさいでいましたため、橋の橋脚の下部基礎部分が掘られて、破壊していました。流域の切り倒した木は、伐採現場に置かず、所有者がすぐ片づけると災害を最小限に食いとめることが可能ではなかったか所見をお伺いします。

岩崎川流域が大きな被害でありました。町民の生命、財産を守るための拡幅工事が進んでいます、さらなる工事が急がれています。これから台風シーズンともなり、早期完成への国、県等への要望や対策についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 15番、米倉清志議員の集中豪雨による被害対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の消毒に消石灰や消毒液を配布したが、浸水の激しかった地域の防疫状況は、どのような対策をしているのかについてですが、今回の災害は、夏期の暑いさなかで発生し、防疫上、早急に対処する必要があったことから、町では集中豪雨当日の8月9日午後から消毒を開始したところであります。その体制ですが、基本的には、生きがい推進課の職員による消毒作業が中心ではありましたが、被害が甚大かつ広範囲であったことから、8月11日には、町消防団に動員要請し、新田1区、矢巾1区、矢巾2区行政区の一斉消毒作業に従事していただいたほか、8月12日には、岩手県県央保健所職員10名の支援を得て、特に被害が激しかった地域を重点的に回り、消毒方法について説明、指導を実施しております。

その実施内容についてですが、屋外については、浸水家屋の周辺及び床下通風口から消石灰を動力噴霧器により散布し、屋内については、オスバン消毒液を散布しております。また、状況に応じてクレゾール消毒液を使用しております。

特に床上浸水家屋は、最初に屋内の片づけが終了しないと、消毒液の散布を実施できなかったことから、町職員が消毒液の使用方法を説明、指導し、住民みずからが消毒に対する知識を高めることにより、最短の時間で実施できるよう個別に支援いたしたところであります。また、各自で消毒を実施したいとの要望があったことから、さきの3つの行政区の公民館に消石灰を配置し、使用していただいたほか、矢巾分署脇の防災倉庫にも消石灰を配備し、対応しております。

消毒の実施状況ですが、平成25年8月25日現在で床下浸水については延べ404件、床上浸水については延べ80件、合計で延べ484件について訪問し、消毒及び消毒の指導を行っております。その他、電話による問い合わせも多くあり、みずから消毒する意向の方には、その実施方法等を指導し、消毒を行っていただいたところであります。今後今回の経験を踏まえ、消石灰や消毒液の調達の手配、そして消毒体制の一層の整備に努め、防疫対策の充実を図ってまいります。

2点目の避難所に一定水準の生活を保つため、女性や乳幼児の生活用品、食料などの配給とともに保健師の派遣など、健康面とか体調を崩す心配のある人が安心して避難できる体制はどのようになっているかについてですが、8月9日に設置された避難所のうち避難者数の多かったさわやかハウスと新田公民館につきましては、保健師を派遣し、避難された方々の心身のケアに努めております。

さわやかハウスに避難された方は、最大で115名でしたが、24時間体制で避難所の運営に当たり、夜間は保健師を含む6名が避難された方々の体調や世帯状況に応じて避難する部屋を分けるなど、個々の状況に応じた対応を実施いたしました。

避難所である新田公民館におきましては、100名以上の方が避難しているとの情報を得て、保健師を含む町職員2名を新田公民館に急行させ、避難所に到着した保健師がすぐに避難されている方々の健康相談を実施し、8月9日の夜間には、体調に不安のある7名の方々をより広い避難所であるさわやかハウスへ搬送し、少しでも安心して避難できるよう配慮いたしたところであります。また、他の避難所におきましても食料等の物資を配給する際に、避難所の状況を確認し、安心して避難生活ができるように情報収集に努めたところであります。

このたびの避難所運営に当たり、食料については、災害対策本部と連絡を密にし、必要数を十分に確保することができました。また、女性や乳幼児の生活用品等については、今回の災害において、幸いにもライフラインはほとんど被害を受けなかったことから、被災した方々がそれぞれご自身で準備したため、特に避難所においての需要はありませんでした。しかし、この災害を教訓に災害直後においてなるべく早急に状況を把握するよう努め、避難所が設置された際に必要とされる物品等について災害対策本部と連絡を緊密にとりながら災害時の協定などにより調達していただくよう働きかけるとともに、今回のように主要な避難所には、保健師等を配置させ、避難された方々のけがや慢性の病気の悪化、急性のストレス、睡眠障害に注意し、安心して避難できる体制を整えるとともに、福祉避難所の設置等も実施してまいります。

3点目の激甚災害指定の見通しについてですが、政府は8月9日に発生した豪雨災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害として指定し、あわせて適用すべき措置を指定する政令を8月15日に閣議決定し、同20日に交付、施行したところであります。適用措置につきましては、農林水産業に関する特別の助成措置として補助率が過去5年間平均で93%にかさ上げされる農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、同じく最高90%にかさ上げされる農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

及び地方交付税算定に算入される小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の3点が適用され、災害復旧事業費の特定財源が確保されることとなり、早期の復旧の後押しになることが期待されます。

また、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助については、今後災害指定基準に基づき、公共土木施設災害復旧事業費等の査定事業額が確定し、当該事業額が標準税収入額の20%を超過した場合、局地激甚災害として市町村単位で指定されることとなり、指定された場合の適用措置については、補助率が過去5年間平均で84%にかさ上げされる公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び地方交付税の算定に算入される小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の適用が予想されますが、災害復旧事業費の所要額につきましては、鋭意調査中であり、現時点においては、局地激甚災害指定は見通しせない段階にあります。

4点目の詰まった側溝の土砂除去につきましては、順次現場を確認した上で優先順位を決めて対応しております。冠水した個人の住宅再建への支援策についてですが、今回の大雨、洪水に伴う被害は大きなものがあり、特にも住宅が浸水した世帯にとって大変な被害となっていることから町といたしましても、そうした世帯に対する支援制度を検討しているところでございます。

水道料金に関しての支援といたしましては、床上、床下浸水した世帯については、住宅の清掃等に水道を使用することから9月分と10月分の水道使用料を前年度同月分と比較して、前年度より超えた水量分を減免することとし、被災者の負担の軽減を図ってまいります。

所得税につきましては、納税者または納税者と生計を一にする親族が災害等によって住宅や家財等の資産に損害を受けた場合に、その納税者の総所得金額等から一定の金額を雑損控除として差し引き、所得税を軽減することができる制度があります。

また、国民健康保険税等町税の減免制度につきましても、矢巾町国民健康保険税減免要綱等により、災害等によって住宅もしくは家財について損害を受けた場合には、その損害の割合及び当該年度の所得の見積額等に応じて、その課税額を減免する制度があり、今回の災害につきましても該当する納税者がある場合は、この制度を適用していくこととしております。

なお、所得税、国民健康保険税、その他町税等の減免制度等につきましては、8月19日発行の広報やはばお知らせ号の配布に合わせ、行政区長を通じてチラシを全戸に配布し、周知を図っているところであります。

6点目の切り倒した材木を放置することがなくなることで被害を最小限に食いとめること

が可能ではなかったかについてですが、今回の大雨による災害で橋を流木がふさいでしまったことが被害を大きくした要因の一つと考えられております。流木を見ますと、根がついたまま流れてきたものが多いことから、必ずしも流域の切り倒した木が原因となるくらい流木の中にあつたかは検証できませんが、災害防止の観点から伐採した木を長い間放置することのないよう所有者に働きかけてまいります。

7点目の岩崎川流域が大きな被害となり、町民の生命、財産を守るため拡幅工事が急がれている中、台風シーズンともなり、早期完成に向けた国、県等への要望や対策についてですが、北上川水系の1級河川につきましては、平成4年度から基幹河川改修事業として岩崎川6.5キロメートル、芋沢川2.4キロメートル、太田川1.6キロメートルの計10.5キロメートルを全体計画としており、平成24年度末の時点で岩崎川の約5キロメートルが改修済みとなっている状況であります。

岩崎川の河川改修事業計画につきましては、北上川合流点から東北本線までの区間となっておりますが、事業区間延伸について再三にわたり県に要望してまいりました結果、さらに約900メートル上流の区間の事業採択に向け、河川の線形などに係る地元説明会を7月に行ったところであります。河川の水害等の対策といたしましては、河川改修の早期完成が何よりの水害対策となり、安全、安心のまちづくりとなりますことから、河川改修の早期完成が最重要課題と考えており、町管理河川はもとより県管理河川につきましても点検等行いながら毎年度国及び県に対しまして要望を行っているところであり、今後さらに要望を強めてまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き15番、米倉清志議員の集中豪雨による被害対策についての5点目の被災した児童生徒に対する支援策の考え方についてですが、被災した児童生徒の被害状況につきましては、教育委員会が町内小中学校で行った調査によりますと、煙山小学校、矢巾東小学校、矢巾中学校、矢巾北中学校の4校において床上浸水が15世帯、20名、床下浸水は全ての小中学校において57世帯、65名の児童生徒の自宅が被害を受けたとの報告がありました。この被災児童生徒に対する支援策といたしましては、教科書が使えなくなった小学生3名、中学生4名に対し、教科書の無料給付を行っておりますとともに文房具等につきましても支援を行っております。

以上、お答えといたします。

- 議長（藤原義一議員） 米倉清志議員の一般質問の途中でありますけれども、ここで昼食のため休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

—————
午後 1時00分 再開

- 議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続き15番、米倉清志議員の一般質問を行います。

再質問はありますか。

米倉清志議員。

- 15番（米倉清志議員） きめ細かくご回答をいただきました。被害に遭われた方々の支援に主要道路や支援とか、主要道路、河川の復旧においては、どのようにされていくか再質問していきたいと思います。五、六点ありますが、1件ずつ質問してまいりたいと思います。

まず最初に、本日の岩手日報付では、紫波町及び雫石町が局地激甚指定になったと、指定されたとありましたが、本町については記述がございませんでした。このことについてどのようにされていくのかお伺いしたいと思います。

- 議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

- 企画財政課長（秋篠孝一君） 激甚災害法の適用についてのご質問でございますが、本日新聞報道にありましたが、まず激甚災害につきましては、農業施設に係る災害復旧事業につきましては、先般激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、いわゆる激甚災害法に基づきまして指定を受けたところであります。これは、県内の災害査定の見込額によりまして、県全体として指定を受けるものでありますので、そういったことで矢巾町も受けてございます。

ただ、公共土木施設につきましては、局地激甚災害指定ということでありまして、市町村単位で災害指定が行われることになってございます。基本的に災害査定の実業費が確定をいたします年度末に1年間分の災害をまとめまして指定をすることが原則とされているものでございます。ただ、局地激甚災害の指定のために基準が定められておりまして、指定を受けるためには、矢巾町の財政規模の場合におきましては、いわゆる標準税収入というものがありまして、それが50億円以下の市町村で、なおかつ公共施設の災害復旧査定額が2億5,000万

円を超えている市町村ということで、そちらのほうにまず矢巾町が該当いたします。その場合には、災害復旧査定額が標準税収入の20%を超える場合ということでなっております。現時点では20%を超える金額に町のほうではなっております。先ほど報道にもありましており、これが基本であります。早期局地激甚災害指定という制度が特例みたいにあるわけですので、災害の査定額が一定の、先ほどの20%の基準がありますが、その20%のさらに2倍に該当する金額、その金額を超えると見込まれる場合につきましては、全く明らかな場合につきましては、災害の都度に指定されるというものになってございます。今回雫石あるいは紫波町さんにつきましては、現在報告されている査定額につきましては、その基準額の2倍を超えている額、いわゆる早期局地激甚基準額という額になるのですが、2倍を超えている額を超えているということで判断をされて今回指定になったものであります。

ただ、矢巾町の場合の査定額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる税収入の20%の額は超えてはおりますが、掛ける2倍の額までは、まだちょっとっていないと思われまので、そういったところで判断をされて今回指定が受けられなかったということになったものであります。そのように捉えております。でありますから、先ほど申し上げましたとおり、年度末において激甚災害の指定を受けられる見込みであると考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） ありがとうございます。

次に、浸水した住宅の消毒は、今回で終了するのかわかるということでございます。浸水した住宅には、土砂が床下に詰まり、床板を剥がして、その土砂を取り除いている方もおりました。床下は乾きにくい、これからの防疫や防臭が必要ではないか。今後の支援策のお考えはどうか、希望者には消毒液とか支給していくのかということになりますが、このことをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の消毒ということですが、今でも動噴等なければ、うちのほうで散布するように待機はさせておりますので、今後またそういうふうな要望があれば、うちのほうで対応したいと考えております。

それから、オスバン等屋内の消毒液につきましても、ご希望であれば、その都度お渡しして、使い方を指導して消毒してもらおうようにしていこうということで、いつもそのように考えておりますので、今後需要があれば、その対応をしていきたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） それでは、そのことを徹底方お願いしたいと思います。自治会等を通じてやってもらいたいと思います。

次に、側溝に詰まった土砂がかなりあると。順次対応していくとご回答いただきましたが、周囲の人たちがすぐこれ大変だということで側溝の砂利上げをしたというところがございませう。もうきれいになっておりました。そのような自主的に土砂を上げたようなところ、こういうところに対してもその作業に従事した方々に対する何か支援が、そういうことは可能なのかということです。例えば何か支給するとか。また、被害を受けた世帯への支援策の町として独自の制度はあるのかということで伺います。よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問の側溝に詰まった土砂の、土の関係につきましてお答えをしたいと思います。

今回矢巾町で矢巾町始まって以来の大きな被災ということでございました。そして、そういうことありまして、一気に広い範囲で被害が発生したというふうなことで瞬時にはなかなか町のほうでも建設業協会とか、今回はそういったことで19年の教訓を踏まえて、即対応したのですが、なかなか全体には、もちろん行き届かなかったというふうなこともあります。そうした中で自主的に土砂等を上げていただいたということにつきまして大変感謝を申し上げたいというふうに思います。

この災害につきましてですが、そうした方々の努力もありまして、本当に早い段階で復旧を遂げられたというふうなこともあります。町のほうでも早速9日から、当日9日から消毒作業あるいは10日から玄関先にごみを置いてもいいですよというふうな形でいろいろ町のほうでも尽くさせていただきました。敷地内の土砂の運搬につきましても土のうに詰めた場合は、それも回収しますというふうなこともさせていただきました。いずれこういった災害のときに、住民の方々、それから行政等々協力して復旧に当たるというのがやっぱり基本では

ないかなというふうに思いますので、規模にもよりますが、皆さんで早速出て側溝の土を上げてくれたということに対しましては、非常に感謝を申し上げますが、そういうことでみんな協力してやっとな、やっていただいたというふうなことで、そういうことで特にということとは考えておりませんが、そういったことをご理解をいただければというふうに思っております。

大変ありがとうございました。お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、被災世帯への支援ということのご質問でございましたが、今のところ矢巾町ではそういう支援策はありませんが、今他市町村の例を見ますと、小規模災害見舞金みたいなものが創設されているようですので、当町におきましてもそれらを勘案しながらただいま検討しているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） 今被害を受けられた世帯への支援ということで町内のある自治会でも床下浸水されたところには見舞金出そうというところもございます。ぜひともこういう創設をしていただければと。私回って歩いたところでは、幾らかでも支援策があれば元気つくなという方もかなりありましたので、ぜひともこの検討をお願いしたいと思います。

次に移りますが、駅前地区の住宅の中で周囲より一段と低いところがある、場所があります。袋小路で三方を囲まれて、しかも水路幅が1メートルなくて、水の逃げ場がないということで渦を巻いて逆流してきたという住民の方々、お話ししておりました。その逆流した、たまって逃げ場がない水がどんどんかさ上げになって、自宅に冠水してしまったということがございました。家具だとか、畳とか全て駄目になったと。下流のボックスも小さいと、こういうことがありました。このような場所は、ほかにもあるのではないかと思います。住民の方々が雨が降ると不安になってしまうと。直してもまた襲われるのではないかとというような不安の声が聞かれました。調査の上、改修工事が必要ではないかと思います。

また、土のうが不足しているということがありましたが、お年寄りに土のうを運べとか、大変きついのではないかと。また、若い方は、仕事に出てしまっていて人手がないというようなこともありました。この解決策としては、段ボール並べて、その上にビニール袋、これ

を2枚ぐらい重ねて水を入れて、段ボールと一緒にずっと並べていくと、土のうと同じ役目をするということであれば、お年寄りでもすぐ近くでやれるわけで、欲しいところにやれるわけです。このようなことを段ボール箱またビニール袋、これをあらかじめそのような低い土地のところに、被害あったようなところを調査して、そういうところに例えば自治会長さんとか、公民館とか、そういうところに設備というか、置くことはできないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 駅前のほうの水路整備についてご答弁を申し上げたいと思います。

まずくるま堰という、横断する水路がございますが、全延長262メートルのうち55%の144メートルが整備済みでございます。残りの45%、118メートルは、今年度改良、改修予定でございます。それにつながる駅前地区の土地区画整理事業の中に上堰がありますが、今開渠になってございますが、これはそのくるま堰とつないで、今度はボックスカルバートで一回り大きい水路、ボックスカルバートを入れることで現在下流のほうから整備をしてございますが、これは今年度と来年度まで家屋移転の関係がございますが、かかる予定で整備をすることによりまして、今回いろんなところに水がたまったのは改修できることにはなりますが、ちょっと来年度までここはかかる予定で整備を進めている状況でございます。

1点目につきましては、以上お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 後段の土のうの関係でございますが、今回の災害での関係といたしますか、防災倉庫のほうに土のうは準備してございました。それで、先ほど言いましたが、一気に水が来たというふうなことで広域的に来たということで、そこで砂を詰めながら運んでもらったというふうなこともありますので、確かに遠くの方、お年寄りの方等につきましては、運ぶとなれば大変なことだというふうにも思っております。そういったことで例えば公民館に事前に置けないとか、ただいま話ありましたが、ビニール袋に水を入れて、段ボールに入れるというふうなことで、それも一つの対策かなというふうに思いますが、そういったことをこれから区長さんとかと相談しながら、やはり土のうとなりますと、袋だけであればいいのですけれども、砂の置き場等も関係してきますので、その辺のところもいろいろ協議しながら対応していかなければならないのかなというふうにも思っております。それから、お年寄りの方々が大変だということで、できればそういったときに、平日ということ

もありますが、自主防災組織等々があれば、幾らかは、そういった面では役に立つのかなというふうに思っておりますので、そういったところも考えあわせて結成に向けてその辺もPRしながら努めていきたいというふうにも思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） 岩崎川の煙山小学校付近、岩崎川橋が破壊されたと。通学路の確保についてですが、迂回するというので、そこを通過して通学している、迂回しながら通学していると思いますが、子どもたちは、その現場、こういうもの興味があって見に行ったりして、非常に危険があるのではないかというふうに思います。そこで、危険箇所の立ち入り禁止や、その指導、学校側でのパトロールとか、スクールガードなどのパトロールなどの万全の体制を望みますが、この実施してはどうかということをお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校としましては、橋が通行止めになった時点で、そこを通学してくる子どもたちの家庭等々に連絡して、新しく迂回する通学路についてご説明しておりますし、登下校の際にはスクールガードあるいは指導隊の方々が新しいほう、あるいは危険箇所に立っていただいて指導をしていただいております。子どもたちにつきましても危険箇所には近づかないようにということで今回の災害の関係もありますので、十分指導をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○15番（米倉清志議員） 大変ありがとうございました。

2問目の災害時要援護者支援についてお伺いしたいと思います。東日本大震災においては、沿岸部の方ですが、足が不自由なため、早目に高台に避難しようとしたのですが、思うように行動できなかつたと。押し寄せる津波の早さにさらわれてしまいました。近所の方が間一髪で助け、一命をとりとめたという例がございました。そのような教訓から災害時において、要援護者への支援に万全を期すための対策として内閣府でまとめた指針として、災害対策基本法において市町村は災害時に自力で避難が難しい要援護者や高齢者、障がい者など支援を

必要とする人の名簿作成が義務づけられたのでありますが、本町の取り組みについてお伺いいたします。

また、名簿の対象となる人の要件は、要介護者や障がい程度の区分で示されていますが、本町は福祉の町としてこの制度に取り組んでいるが、現在の進捗状況はどうかお伺いいたします。

財団法人防災検定協会は、小中学生向けの防災検定を実施し、日常的に災害時における対応力を養うとしております。本町においても平常時からの取り組みとして町と障がい者団体、自治会、NPO、消防団、防災専門家等々各種支援団体が連携し、災害時には、早急に対応するための備えが必要であります。そのためには、要望や意見をもとに集約し、支援対策のシミュレーションや防災訓練などを実施し、支援を強化すべきではないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 災害時要援護者支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目の災害対策基本法における支援を必要とする人の名簿作成について本町はどのように取り組んでいるのかについてですが、本町では、既に昨年度に県の地域支え合い体制づくり事業の補助金を活用して、平成25年1月に矢巾町災害時要援護者台帳登録等に関する要綱を定め、災害時の避難に支援を要する方の名簿登録に関する災害時要援護者台帳整備に取り組んでおります。

台帳登録の対象となる75歳以上の方のみで生活している世帯の方、介護保険制度の要介護3以上で、かつ在宅で生活している方、障がい者手帳を保持している1級、2級または療育手帳のA判定に該当する重度の方に対しまして2月に個別に郵送で登録の案内通知を送付し、台帳登録の受け付けを開始したところであります。また、この取り組みを関係団体とともに町ぐるみで行っていくために自治会関係者、民生児童委員、消防関係者、障がい者団体関係者、そして高齢者、介護支援団体関係者の会議の席に出席して説明し、理解と協力を求め、さらに広報やはばにも繰り返して掲載し、周知しております。

2点目の本町が福祉の町としてこの制度に取り組んでおり、現在の状況はどうかについてですが、平成25年2月から7月末まで136世帯、159名が台帳の登録を済ませているところであります。災害時要援護者台帳に登録申請していただいた方につきましては、自治会関係者の防災組織、民生児童委員、消防団等と個人情報保護の問題をクリアしていくための情報共有に必要な手続を進めており、今後は支援関係者と台帳登録名簿の共有を図ってまいります。

また、ことし6月21日に災害対策基本法の一部が改正された法律が公布、施行されたことに伴い、要援護者台帳の整備が市町村に義務化されることなど、市町村の役割と詳細な対応について今後市町村への技術的指導が行われる予定もあり、国や県の動きと連携しながら取り組んでまいります。

3点目の平常時からの取り組みとして町と障がい者団体、NPO、各種支援団体が連携し、災害時に応えるため要望や意見をもとに集約し、シミュレーションや防災訓練などを実施し、支援を強化するべきではないかについてですが、災害は今回の豪雨のように突然に起こることからも日ごろから防災訓練を行っていくことは重要なことと認識しております。

そのため町の防災関係団体と連携しながら今後町が行う防災訓練等にも要援護者支援の視点も加えていくように協議、検討してまいります。

また、障がい者の防災支援の一環として、県がことし3月に県社会福祉協議会等と共同で障がいのある方たちの災害対応の手引きを作成しており、障がい者手帳を保持している方を対象として7月下旬、町内の障がい者の方1,165名に手引きの個別送付が行われており、障がい者のご家族の方も今まで以上に防災対策の備えが高まることも期待され、当町の防災対策の取り組みと連動させてまいります。災害の対応に当たり、職員総動員して被害拡大防止に努める行政の役割を果たす公助はもとより、住民一人一人が自発的に危険から身を守る防災活動である自助や地域の自主防災組織を初めとした地域内の居住者等が連携して行う防災活動である共助なくしては災害対策を推進していくことは困難であり、今後一層町民と一体となった防災対策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） ありがとうございました。災害時の救援、支援対策は重要であります。完璧ということはないと思いますが、人命救助のため被害を最小限に食いとめるための対応として再質問したいと思います。

6月に改正された災害対策基本法では、個人情報保護の観点もあるが、東日本大震災の際、効率的な支援ができなかったことを踏まえて、名簿の対象となる人の要件を要介護度や障がい程度区分などに示した。ほぼこの要件に当てはまる方々の名簿作成であるが、要件から漏れた人に関してもどうするかということでございますが、自治会の判断や本人の希望で名簿の掲載に柔軟に対応できるものとしております。

本町でもこの一步先を見越した、こういう希望者、またこの規定に合わない方の掌握、こういうこともするべきではないかと、こういうことをちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまの要援護者台帳の登録の関係で要件を満たさない方でも登録をとということですが、実際的に一つの目安としてそのような規定の仕方をしていくわけですが、これはあくまでも一つの大枠の考え方ということで、その部分については柔軟に対応したいなと思っております。ただ今の159名の方が今登録をなさっているわけですが、あくまでも個人情報保護法の問題がありますので、この方々に個人情報を公開してもいいかという同意を得て、承諾を得た方々に対して、今度第1弾として各自治会と協定を結んで同じ情報を共有するということとなります。これからその都度都度追加あるいは加除等々していきながらお互いに各地域の要援護が必要な方々の情報あるいは援助をしていきたいなど、このように考えておりますので、ご協力をお願いしたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） 先ほどもお話ししましたが、この個人情報保護ということで大震災のときに進まなかったということがあるわけです。こういうこともやはりあらかじめ、一応災害とか、強い地震とかあった場合には、関係団体に配布するとか、こういう方がここにいるとか、これを配布することを同意を求めていくことは大事だと、あらかじめ。これは、自分のことを、個人情報を公開するなという方もいるわけです。そういうことは、あらかじめ了解をとっておくということが大事だというふうに思います。

次に、もう一点お伺いしますが、本町は毎年消防団とかで防災訓練を実施し、その成果を上げておりますが、災害はいつ起こるか予想もつかないし、わからない現状であります。地震などもあり、現在の防災対策とともに、きめ細かく年配者や乳幼児を抱えるご家庭、障がい者のいる方々の支援のため、町民の命また生命、財産を守るため、より一層の訓練と防備体制の確立を望むものであります。ご所見をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えします。

防災訓練を通して、いついかなる災害にも対応できるようにというふうなことのご質問でございました。確かにそのとおりだというふうに思っております。ことしの防災訓練、9月8日に予定しておりましたが、駅西のケアセンター南昌、ここを会場に開催しようというふうに思っておりましたが、新田1区ということもありまして、それからあの辺周辺が被害に遭ったというふうなこともありますし、それから災害が起きてそんなに時間もたっていないというふうなことで9月8日の防災訓練につきましては、一応中止というふうには決めました。ですが、今検討中ではございますが、その日は中止でございますが、今後まず延期にするかどうか、今検討中でございます。そういったことで紫波町さんと雫石町さんにつきましては、中止したというふうにも聞いておりますが、やはりこういったときだからこそやっぱりやっておくべきだなというふうにも感じておりますので、前向きには検討はしたいと思っておりますが、今現在はいつ、どのようにということは申し上げられませんが、いずれそういった形で訓練等は常時必要であろうというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で15番、米倉清志議員の質問を終わります。

次に、16番、高橋七郎議員。

第1問目の質問を許します。

（16番 高橋七郎議員 登壇）

○16番（高橋七郎議員） 議席番号16番、高橋七郎でございます。8月9日発生した記録的な大雨により被害に遭われた町民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。また、不眠不休で災害対策に対応された町長初め町職員、消防団員全ての関係者の皆様に感謝を申し上げます。

災害発生時の情報収集と発信について伺います。8月9日の大雨は、本町全域にわたり山林、河川、農地、道路などの被害を初め、橋、河川の氾濫により多くの住宅が床上、床下浸水し、一部の住宅では山の土砂崩れにより土砂流入の被害を受けました。9日当時は、大雨洪水警報が発令され、8時45分に災害警戒本部が設置、10時30分に対策本部に移行し、10時35分に土砂災害警戒情報が県と気象庁から発表されました。しかし、今回の大変残念なことに、これらの災害警戒情報やその以降の被害状況など、町から情報の発信がうまく機能せず、早期の避難や対策に結びつかなかったように思います。今後全町民への情報伝達はもちろんのこと、平成30年度内に岩手医科大学附属病院が総合移転予定で多くの職員や関連企業の職

員が通勤してくることが予想されますし、他市町村民で矢巾町の事業所に勤めている方、矢巾町にゆえんのある方、矢巾町を応援してくれる方々へ、いかに素早く情報収集し、発信していくか伺います。

1番、災害予想と災害情報収集をどこに要請しているのか。

2番、災害時にリアルタイムに入ってくる現場情報や気象情報、避難の種類や避難場所、被害状況などをホームページで随時更新する件、及び緊急速報メールの配信手順と情報発信、学校や事業所の情報発信への状況について。

3番、自治会における防災行政無線の活用と設備のない自治会への対応について。

以上、伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 16番、高橋七郎議員の災害発生時情報収集及び発信についてお答えいたします。

1点目の災害予想と被害情報収集をどこに要請しているかについてですが、災害予想と情報収集につきましては、気象庁の警報発表及び岩手県の土砂災害警戒情報システムにより今後予想される雨雲の動きや1時間当たりの雨量予想、国土交通省岩手河川国土事務所からの北上川氾濫情報などを参考としております。また、岩手県総務部総合防災室から県内の気象警報発令状況や災害発生状況などが随時衛星ファクスにより届くネットワークが構築されていることやJアラート、いわゆる国民保護情報でも気象警報や地震、噴火などの災害情報が随時送られてきております。

こういったことから、特段被害情報収集の要請は行っていないところであります。今後も送られてくるさまざまな情報を参考としながら災害を最小限にとどめる努力をしております。

2点目の災害時にリアルタイムに入ってくる現場情報や気象警報、避難の種類と避難場所、被害状況などをホームページで随時更新する件及び緊急速報メールの配信手順と学校や事業所への情報発信の状況についてであります。災害情報についてのホームページの更新につきましては、ホームページの到着情報コーナーに情報の内容を見きわめながら掲載しております。緊急速報メールにつきましては、契約しております携帯電話会社の回線向けに1点目の質問にありました情報を参考としながら配信しており、緊急速報メールについては、今回の災害では2回の避難勧告と避難勧告の地域について、さらには避難所情報と通行止め情報

についての配信を行ったものであります。

この緊急速報メールについては、昨年の防災訓練で初めて試験使用し、今回初めて実際に使用されたもので、多くの方々に配信できたものと思っております。しかしながら、この方法におきましても全ての人に完全に情報を伝達することは難しいことから、被害を最小限に食いとめるためにも受信した人が地域の住民に声をかけ合うなど、相互に連絡し合うことの意識の醸成が必要であると思っております。

学校については、各学校に防災行政無線を配備していることから、停電時や電話が使えない場合でも連絡できる体制を構築しております。事業所への連絡手段につきましては、特別に連絡手段を構築しておりませんが、ホームページと緊急速報メールで配信した内容を参考に災害に対する備えをしていただきたいと考えております。

3点目の自治会にある防災行政無線の活用と設備のない自治会への対策についてであります。防災行政無線は、町内の小中学校及び煙山保育園には配備しておりますが、町内自治会には配備しておりません。今後は、あらゆる災害を想定する中で高機能な屋外スピーカーにより防災情報を放送する設備を有しておらないことから、JAいわて中央農業協同組合が所有する町内自治公民館に設置している屋外放送設備との連携をまずは検討しながらも、昨年度整備いたしました防災行政無線との接続も考慮した、停電時においても町内の全ての地域に確実に情報を伝えることができる広域伝達用防災スピーカーの設置について国の補助制度も考えあわせながら検討しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 答弁ありがとうございました。

特段に被害情報の収集はしていないということでございましたけれども、いろんな被害、各地にわたるわけでございますけれども、できれば各地区にその被害の情報、なった場合の被害情報が入ってくるような、担当者とか、そういった方をお願いしておいてもいいのかなというふうな気がしておりますけれども、その件についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの件につきましてお答えをいたします。

各地区に担当者の方ということで避難所に、考えられるのは避難所のほうに例えば町職員をというふうなことも想定してのことではないかなというふうにも思っておりますが、実は

先月の27日でしたが、被災が大きかった行政区、5つの行政区の区長さんといろいろ懇談をいたしました。どういったことがありましたかとか、今後要望することはどういったことでしょうかというふうなことでいろいろお聞きをしたことがございます。その中に、やはり今のような声がございます、自分たちも被災をしているというふうなことで、とても避難してきた人たちからいろんなことを要望される、それを町に何とかできないかとかというふうないろいろ相談されるけれども、自分も被災しているし、それから安否確認で、やはり地区内を回らなければならないというふうなこと等々もございまして、そういうのにちょっと対応していただけないので、何とか職員の方を避難所をお願いしたいというふうな要望もございました。まさにそのとおりだなというふうにも思っておりましたので、これが全部、41行政区全部となれば、これまた大変なことにはなりますが、今回の例をとって挙げれば、矢巾1区、2区、それから新田1区、2区、矢次さんあたりが特にひどかったわけですが、この辺のところには職員を派遣しておけばなというふうにも思っていたところでございますので、今後はそういったところを考慮したいなというふうにご考えております。そういったところに配置しまして、やはりいろいろ災害情報も入ってくると思います。

特に、今回は、館前の山の神神社付近からは、そこに住んでいる方から直接電話がありましたので、すぐ避難勧告を出せた状況だったのですが、岩清水とか和味とかのところにつきましては、ちょっと情報もなかったわけでございますが、後で視察には回りましたけれども、やはり山が崩れていたというふうなこともありますので、そういった情報もすぐ入ってくるように、そういったことを考えていきたいというふうにご考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） ありがとうございます。

次に、緊急速報メール発信についてでございます。今回2回の緊急速報を流したということでございますけれども、携帯会社3社全部と契約しているのか伺います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 3社、ドコモとauとソフトバンク、3社契約しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 次に、このホームページの件でお伺いしたいと思います。ホームページの掲載について、私が知り得た情報ですと、8月9日の夕方に1回目のホームページに新着情報ということで流しておりますけれども、それ以外に掲載しておりますか。その件を伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ホームページにつきましては、確かにそのとおりの状態になっておりでございます。その後は、いろんな救済措置とか、通行止め情報とかというふうなことでちょっと当日につきましては流しておらない状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 私もちょうと隣近所の市町村を調べてみました。盛岡市はかなり早くから当日だけで、9日だけで約20回ぐらいホームページに更新しております。紫波町もかなり大きく3回に分けてやっていますし、10日については2回、すごく細かくいろんなことが書いてありました。矢巾町もすごく大変だったわけでございますけれども、ぜひこういうやつも検討しながら他市町村がどういうことをやって、どういうメールを発信しているかというやつをぜひ検討してもらえればなと思います。その件、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 確かに盛岡市さんが20回、紫波町さんが3回というふうなことであったようでございます。確かにそれに比べれば、非常に少ない形になっておりました。これも私どもの教訓といたしまして、今後この辺の改善には努めていきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） まだホームページになるわけでございますけれども、25年度の予算検討会で質問した中身がたまたま見つかりましたので、ちょっとお話ししておきますけれども、ホームページの文章の修正やデータの更新、新着情報記載など、簡単な作業は職員が行っているということが検討会で書いてありました。簡易な作業ということで職員大変だと思いますけれども、今後もう少し気合いを入れて、もう少しいろんな情報、また研修しながら

職員が手分けしてなるべく早目になることをお願いしたいと思います。その件について意見がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 貴重なご意見ありがとうございました。当日は、本部3階にありましたが、企画財政課のほうでこのホームページは更新しておりましたが、かつて経験のない災害ということもございまして、電話が鳴りっ放しというふうなこともございました。ただ、今後ではそのままにしていけないということにはならないというふうに思いますので、そういったことでなかなか更新もできなかったという状況にはありましたが、ただ情報は情報としてこれは伝えなければならないというふうなことでございますので、完全に切り離してそっちのほうに専念するというふうなことも今後考えていかなければならないというふうにも思っていましたので、貴重なご意見として伺っておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 大変ありがとうございます。これをその日の当日7時にNHKのニュースで矢巾町が全国放送になったわけでございます。私の家にもいろんなところから電話がきまして、矢巾町のホームページ見ていたら、余りうまく出ていないと、であれば紫波町、盛岡市というふうなことで調べたという経緯もありましたので、ぜひそのように矢巾町を全国の方々が応援してくれる、また矢巾町に由来のある方々、そういうホームページで情報を見たいという方もおるでしょうから、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

それから、学校の情報についてでございますけれども、小学校、中学校及び煙山保育園に行政無線が入っているということでございますけれども、それ以外の今までやってきた保育園等があるわけでございますけれども、そういったところ、また不来方高校、それから産業短大、それから岩手医科大学、たまたま今回は夏休みで生徒さん、夏休みでいなかったわけでございますけれども、やっぱり普通の授業時間とか、学校がある日ということになれば、いろんな面で先生方も情報を集めるのかなというふうな気がしますので、ぜひ行政無線とか役場から一報入れるとか、そういうことも検討してもらいたいと思いますけれども、この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 今防災行政無線のお話がありました。基本的には、公共施設というふうなことで町内の小中学校、それから唯一公立であります煙山保育園のほうに防災行

政無線を配備している状況にあります。それで、そのほかの保育園等あるいは不来方高校等というふうなことでございますが、基本的には配備はしてございませんが、今いろんな形でテレビ、ラジオ等からも情報を得ることができます。そういったことで身構えてほしいというふうには思いますが、ただ保育園とか、県立以外のいわゆる私立の保育園とかというふうなところには電話等になりますが、そういった形で情報を発信するというふうなことは今後考えていかなければならないのかなというふうには思っております。そういうことで対応するとすれば、そのような形になるのかなというふうには思っておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○16番（高橋七郎議員） 矢幅駅前地区土地区画整理事業について伺います。

平成23年度区画整理事業が着工し、順調に進み、町並みがそろいつつあり、本年度は事業の中間点で2年後の完成を目指しているが、東日本大震災により建築資材、人件費等も高騰しています。以上のことから伺います。

1番、事業費の総額に変更はないのか。

2番、福祉施設整備費及び施設規模内容に変更はないのか。

3番、8月9日の大雨で駅周辺は床上、床下浸水した世帯が多かったが、この対策と避難所にも使用できる複合施設にできないか。

以上の件を伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 矢幅駅前地区土地区画整理事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目の事業の総額に変更はないかについてですが、矢幅駅前地区事業については、国からの予算も計画どおり確保され、現在施工中であります。事業費に直接影響があります建設資材、人件費等は高騰しておりますが、今後においても矢幅駅前開発株式会社と協議しながら経費の節減を図り、ご可決いただいている事業費を堅持してまいります。

2点目の複合施設整備費及び施設規模内容に変更はないかですが、複合施設は、中心市街地の交流拠点として当初地域交流センター、子育て世代活動支援センター、図書コーナーなどの内容としておりましたが、現在その効果を高めるべく公民館図書室の移転も含めて施設内容や建設費、維持管理運営費からなる事業費等について実施が可能かどうか検討している

ところであります。

3点目の8月9日の大雨で駅周辺は、床上、床下浸水した世帯が多かったが、その対策と避難所にも使用できる複合施設にできないかについてですが、まず駅周辺の浸水対策についてですが、今回の豪雨による被害につきましては、岩崎川の氾濫によるところが大きく、それ以外で被害が生じた箇所は、土地区画整理事業地内では、雨水排水施設が未整備の箇所でありましたことから、矢幅駅西地区及び矢幅駅前地区の土地区画整理事業による整備を着実に進めることが浸水対策になるものと考えております。

次に、複合施設を避難所にも使用できる施設にできないかについてですが、複合施設は、避難所として総合的な装備を兼ね備えた施設としては計画しておりませんが、広域的避難場所として位置づけ、有事の際は、一時的な避難所としての利用は可能と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 答弁ありがとうございました。事業費の総額については変更ないという答弁でございますけれども、複合施設についてですけれども、4階建ての1,000平米と記憶がありますが、その1,000平米で変わりはありませんですか、その点、まず1点お聞きします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 提案をいただいている規模は、4階建ての延べ床面積3,500平米ということでございます。現在いわゆる図書室の分野も検討してございますので、果たしてその規模で予算総額を堅持できるかというところを検討してございますので、4階建てになるか、もしくは若干縮小して3階建てになるかは現在検討中でございますので、いずれ提案はそういった提案でございました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 大変失礼しました。この公民館の図書室移転ということも含めて検討しているということでございますけれども、面積的にちょっと狭いような気がします。そういうことでそこら辺はもう少し詰めていくということでございますけれども、今現在の図書室が移転していくということでかなりの図書数もあると思いますので、しっかり検討して

もらえればなと思います。

それから、避難施設としてやってもらえるということでございますけれども、今水害ばかりでなくて竜巻被害やそういったことで堅城的な建物となれば、やっぱり鉄筋コンクリートとか、そういったやつが大変丈夫でございますので、一般の家屋住宅ということになれば、風で飛ばされてしまうという、どこでいつ災害が起きるかわかりませんので、やっぱり堅城の建物に避難したりというふうなことも考えられるのかなと思いますので、ぜひこういったことも検討してもらえればなと思うところでございます。その点について検討していくということですから、やっていくと思っておりますけれども、ぜひそのようにやってもらえるかもらえないかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 町長答弁のとおり、趣旨は地域交流センターでございますので、完全なる避難所としての備えはできませんが、当然鉄筋コンクリート、丈夫な施設になりますので、現在広域避難場所、12カ所含めまして避難場所、避難所含めて矢巾町内106カ所指定してございますが、その一角になるべき施設にはなる構造等をしっかり立てていきたいと、このように思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 図書室に関してなのですけれども、ことしの5月9日の岩手日報の新聞に掲載になっておりましたけれども、佐賀県の武雄市では図書館でコーヒーが飲めて、本も買えて、それで年じゅう無休と、それで運営しているのがツタヤという本屋さんなそうですけれども、そこで年間610万円ほどの費用を市に払っていると。指定管理者制度ではないというようなこともお聞きしておりますけれども、ぜひそういったところも見学しながら、少し勉強して、一番何がいいのか検討してみてもいいのかなと思いますけれども、その件について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） ありがとうございます。今現在検討している部分については、1階のほうの交流センターのほうでは、そういった業者も中に入れて、くつろげる場所の提供もやる予定にしておりますが、図書室内部での勉強する場所での飲食については、他市町村どういった形でやった場合に、どういったメリット、デメリットがあるかも総合的にちょっとこれは勉強をさせていただきたいと思っております。

そういったことで特に支障がなければ、これは皆さんが快適に勉強できるということもあろうかと思っておりますので、その辺、ちょっとメリット、デメリットを検討いたしたいと、このように思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で16番、高橋七郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後 2時05分 休憩

—————
午後 2時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き一般質問を行います。

14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。矢幅駅周辺土地区画整理地内の水害対策についてお伺いいたします。

矢幅駅周辺土地区画整理事業は、快適な生活を約束されるはずでしたが、今回8.9暴風雨により水害に見舞われたことは、被災された方々には深くお見舞い申し上げます。

矢幅駅周辺の区画整理事業は、下水道が完備されていないということでおおよそ10年以上前から話し合いとかされ、そして経過してきました。2007年の9月11日、暴風雨に見舞われ、そして今回8月9日豪雨被害となりました。特にも既に換地先が決まり、引っ越しして数カ月、3年以内の移転世帯も多いように考えられます。新築移転3年目にして床上70センチ、JR東北本線の金網にごみがひっかかり水没してしまった、また区画整理前も床下浸水があったが、区画整理後も同じ水害に見舞われてしまった。豪雨に耐えられる排水路を整備してほしいなど声がたくさん寄せられます。以下、4点お伺いします。

まず第1点目は、矢幅駅西地区土地区画整理事業途中のJR東日本東北本線を囲み、又兵エ新田4地割内の床上、床下水害は、どう検証し、今後どう改善するのかお伺いします。

また、雨水、汚水等の堰や日常使う下水道管についてJRとの話し合いの経過、今後の対策を伺います。

2点目、マックスバリューとホームックさん裏付近の水害は、大型量販店と兼ね合いもありますが、今までの経過と今後の対策をお伺いします。

3番目、又兵エ新田6地割の飲食店の水害は、過去16年間毎年梅雨や台風シーズン、3ないし4回ほど繰り返しておりますが、区画整理事業で改善されるものと我慢してきたと話されています。しかし、特にも昨年11月ごろ、隣の土地がかさ上げされた後、少量の雨量でも水害回数がたび重なっております。水害のたびごとに矢幅駅前区画整理事業の目的会社、特別会社によって支援され、開発会社の方々とも仲よくされ、手伝って支援してきてもらっています。しかし、隣地と同様にかさ上げしてほしいと担当課に何度か話しているが、対応策がくるくる変わり、前が見えない。もう少し誠意を持って話をしてほしいと悩み、相談がありました。矢幅駅前土地区画整理事業は、RFP方式で契約後のブラッシングアップ作業も柔軟に対応できるはずの手法ですが、駅前土地区画整理事業での改善する方向をお伺いします。

4点目、第11回矢幅駅前土地区画整理審議会委員会で質問があった特別目的会社矢幅駅前開発株式会社が管理予定の4階建ての複合施設や駐車場の見直しが必要ではないかと思いますが、その件をお伺いします。

以上、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 14番、川村よし子議員の矢幅駅周辺土地区画整理事業地内の水害対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の東北本線を挟んだ又兵エ新田第4地割地内の水害の検証及び今後の改善についてですが、矢幅駅周辺の土地区画整理事業につきましては、矢幅駅西地区が平成16年2月17日から矢幅駅前地区が平成18年7月26日からそれぞれ事業が始まり、整備を進めているところであります。平成25年8月9日の豪雨による被害につきましては、16番、高橋七郎議員にお答えしたとおり、岩崎川の氾濫によるところが大きく、それ以外で被害が生じた箇所は、土地区画整理事業地内では、雨水排水施設が未整備の箇所でありましたことから、矢幅駅西地区及び矢幅駅前地区の土地区画整理事業による整備を着実に進めることが必要であると考えているところであります。

また、JR東日本との話し合いについてですが、本町の雨水排水計画に基づき、東北本線の雨水排水の横断につきましてJR東日本盛岡支社と協議済みであり、平成19年度に南矢幅第12地割のコーポなりこう付近において東北本線を横断する雨水排水路を整備し、矢幅駅周辺に関する東北本線の雨水排水路の横断にかかる整備は終了しているところであります。

2点目のマックスバリュー裏付近の水害のこれまでの経過と対策についてですが、これまでのマックスバリュー裏の水害は、上堰及び東北本線からマックスバリュー裏の雨水排水路に接続している水路の越流が原因であり、特に上堰につきましては、排水勾配がほとんどないことが越流しやすい原因となっております。このため矢幅駅地区土地区画整理事業の整備計画では、上堰については、幅2.2メートル、高さ1.2メートルのボックスカルバートを整備する計画となっており、東北本線からマックスバリュー裏へ接続する水路につきましても、このボックスカルバートに接続することになっておりますことから、これらの整備を行うことでマックスバリュー裏の水害は防げるものと考えております。

3点目の又兵エ新田第6地割の飲食店の水害につきましては、強い雨のとき、または長時間に及ぶ雨のときに地下水位の上昇に伴い、地下室が浸水する状況であり、建物自体の防水状況ばかりでなく、周辺の工事が地下水位の上昇に影響していることも考えられることから、矢幅駅前地区土地区画整理事業により雨水排水対策を施工することを建物所有者に提案しており、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

第4点目の矢幅駅前開発株式会社が管理予定である複合施設や駐車場等の見直しについてですが、複合施設や駐車場等につきましては、今後のまちづくりに必要な施設であり、水害対応とは別に対応すべきもので、今回の水害に伴う見直しは必要ないものと考えております。

なお、複合施設の規模や内容につきましては、16番、高橋七郎議員にお答えしたとおりであり、駐車場につきましては、矢幅駅前開発株式会社から月極め駐車場の利用で提案されておりますが、複合施設の利用者の活用も必要であると考えられることから、活用方法について引き続き検討してまいることとしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問させていただきます。

まず答弁の1点目の駅西地区の又兵エ新田4地割内の水没について、雨水排水が未整備の箇所ではありますが、矢幅駅西地区及び矢幅駅前地区の区画整理事業を着実に進めることが必

要と答弁されましたが、又兵エ新田4地割の床下、床上、それぞれ何件あって、区画整理が終了しているのは何件あるのでしょうか。未整備の件数は何件がありますか。

既に区画整理されて引き家補償、新築補償で引っ越し、今回水害に遭った方々は、床下はもちろん壁紙から畳、そして冷蔵庫、掃除機、ボイラー、乗用車などの日常家電製品が汚染され、大変なショックを受け、今現在ぜんそくで治療中です。区画整理前の場所だったら水害にならなかったのに、3年前に無理やりJR線と隣り合わせの場所に換地され、今の場所を決め、移転したというお話がありました。そして、この方は、あなたが換地されなければ、駅西の区画整理事業は進まないのですと再三訪問され、無理やり引き家補償したとお話もありました。そして、今回のことについては、煙山ダム越流、岩崎川の氾濫、そういう自然災害に遭ったわけですけれども、家は一生のうちで何度も建てかえることは、普通はできない。このようなことが起きないようにぜひ改善してほしい、自然猛威は予想できるが、今後繰り返してほしくない。そこで質問します。

区画整理は、雨水排水を含めた堰や下水道整備が引き家補償をして移転する前にやるべきではないのでしょうか。こういう箇所は、又兵エ新田4地割では何カ所あるのでしょうか。

2点目は、JRとの話し合いについては、本町の雨水排水計画に基づいて協議済み、平成19年の南矢幅第12地割の整備、矢幅駅周辺に関する東北本線の雨水排水の横断整備は終了済みと答弁されましたが、今回の岩崎川の氾濫が予測しない雨水排水計画ではないのですか。また、田畑は、保水能力があります。今回は、コンクリートで固められた家屋や道路、そして危険予防のJRの鉄柵、それが水をとめる、そして被害を拡大させた原因ではないのでしょうか。人災と考えるのですけれども、その点はどのようにお考えですか。

居住者が豪雨になっても安心して暮らせる排水路を求め、排水路計画についてJRと協議するべきではないでしょうか。

3点目は、今回の水害について住民説明会をするべきではないかと考えますが、どのように考えておりますか。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まず1点目の床上、床下、未整備の家屋ということでございますが、まず駅西のほうは、全体で125戸が移転対象となっておりまして、駅前が5分の1ということで捉えています。そして、現在24年度までに契約済みをした家屋につきましては、駅西のほう

が112戸、駅前のほうが80戸の契約をしてございますが、これは繰越明許をしてございますので、今お話しした数字は、現在も移転中ということで捉えていただければと思います。

次のJRとの協議、今回の災害は人災ではないかというお話でございますが、まず町長答弁したとおり、岩崎川の決壊が原因ということでこれさえという言い方は、ちょっとあれですが、そこを防げれば、当然区画整理した地内は、導水路はきちっと整備されますので、従前よりは悪くなったということは決してない事業でございまして、必ずしやこれは整備済みになりますと、雨水排水対策も前よりは完全に効率がよくなるということは間違いのないことでございますが、特にも駅西の分の一部、一番最初に浸水をいたしました、そこはやはり側溝が途中でまだ未整備で、その排水先がなかったということもございまして。これは、家屋移転が絡んでおりまして、そこを家屋移転後に整備するというので今年度末には、そこは整備をされることになりまして、駅前のほうにつきましても、むしろボックスであればということでございまして、これは計算上、ボックスのほうが、今回ボックスが整備されれば、今回の水害よりは相当改善される計算でございまして、決してそれが原因でということではないと、そういう計画で進めておりますので、決してそういうことではないということは、ぜひご理解をいただければと思います。

3点目の住民説明会ということでございますが、被災の当日に新田1区、2区の方々のところに夜中に行きまして、今回の被災についてご説明をいたしました。どういう状況でこうなったかということもお話をさせていただきましたが、これは当然区画整理事業地内の対象者ということではなく、被災地の方々を対象にやりました。それで、町長答弁のとおり、この事業をしっかりと予定どおり進めることに限ると私たちは思っておりますので、全力で期間内にこの事業を完成をさせて、住民の方々にいち早く安心をしていただければと思いますので、そのほうに努力をいたしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今の課長の答弁は、やはり私の質問の仕方が悪かったのか答弁になっていないと私は思うのですけれども、駅西の又兵衛新田4地割の中には、被災した方で区画整理で引き家補償された方は何件あるのですか。そして、JRとの話し合いは、私の1回目の答弁では、もう済んでいるということで区画整理を終われば改善するという答弁ですけれども、私はJRとの協議も必要ではないかと、今後の予定とかも聞いたのですけれども、その辺をお伺いします。

それから、新しく2点目なのですけれども、又兵エ新田4地割、駅西の平家のおうちの方ですけれども、先ほど8月9日に呼ばれて、水の中を多分行ったところのおうちの方だと、けさ行ってきたのですけれども、見積書をもらいました。そしてら、やっぱり半壊のような状況みたいなのですけれども、また雨が降ると水がたまるという話をしていました。今度雨が降ったときに来ますからと言ってきました。そういう点はどのように考えているのか2点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 4地割という限定でちょっと捉えておりませんので、駅西全体は先ほど申しあげました125戸が移転対象で補償する予定だということをお話ししました。済みませんが、4地割のここの中の件数となると、ちょっと拾い上げなければなりませんので、それは今現在数値は持っていないところでございます。

そして、2点目の平家、多分私と質問する事項がマッチすればの話でございしますが、家屋の東側のほうに事業のほうで暗渠を入れました。今回の浸水に伴いまして、そこの暗渠だけではやっぱり不足だなということで西側のほうにも暗渠をすることで本人と調整をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） JRとの話し合いの今後の予定はないのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 区画整理事業地内はありませんが、区画整理の南側の排水につきましては、今後やる予定になってございます。事業地内はありません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ここで議会の中で個名でお話しさせていただきますけれども、区画整理地内で五日市さん、それから藤井さんの家は区画整理地内です。あそこのお宅は床上70センチ、50センチという話をされてきました。それで、あそこはくるま堰の関連のところであって、東側というか、線路、JRが遮っていて水がいかないのです。今回の豪雨でいけなかったのです。それで、あそこにたまって、かなりの被害を受けています。その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） くるま堰のほうに流木がひっかかってのめなかったという点も大きな被害になったということは承知してございます。そして、くるま堰のほうの全延長262メートルのうち未整備の区間、45%の118メートル、これは今年度で整備をいたしまして、駅前の区画整理事業で計画しております上堰のボックスのほうにつなげると、こういったことで十分といたしますか、かなりの改善にはなる計画で進めております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ちょっと堂々めぐりなのですけれども、ということは、JRとの話し合いは、今後は計画ないということですか。くるま堰は、JRの下を通っていて、あそこの広さでは今回の洪水は改善できないということなので、JRとの協議をしてほしいということなのですけれども、どのようにお考えですか。そこはボックスカルバートをしたから、あとこれから第3工事をやれば改善できると思っていられるのですか。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 区画整理事業地内は、くるま堰及びなりこうのところで雨水計画上は、これはこれで十分だという計算でJRと協議をいたしており、施工したことでございます。

したがいまして、新たな協議は今のところ考えておりませんが、今回の災害みたいに経験したことがないとか、100年に1度というのが全国で頻繁に起こっておりますので、これは計画上は計画上としても、これは協議するか、しないかはまず一旦置いておいて、もう少しこの辺は検討をすべき問題であるという認識は持っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） それでは、2点目の再質問ですけれども、マックスバリュー裏の水害は、上堰及び東北本線からマックスバリュー裏の雨水排水路に接続している水路の越流が原因と答弁されましたが、平成19年には区画整理前でしたが、今回は引き家補償で居住している方々に床下被害がありました。今後も豪雨、このような水害が予想されます。改善できる方法は、水路の高低差を考慮した雨水排水路とか、水のはけ口、排水のはけ口の経口の広い管を入れるとか、そういうことが必要ではないかと思いますが、その点についてお伺い

します。

また、ボックスカルバートについては、今回の豪雨被害と重なることにより、カルバートの上を水が走って流れていきました。流木、土砂、汚泥の除去とか管理が難しいのではないのでしょうか。そのやり方が本当に正しいのでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 2点のご質問にお答えをいたします。

マックスバリューの改善につきましては、町長答弁したとおりボックスカルバートのほうにつなぐ計画をしてございますので、これは今後は、つながればこういった今回のようなことにはならないということでございます。

2点目のボックスカルバート、本当に安全なのかということでございますが、確かに流木なんか中に入ってしまうと、これまた大変なことになりますので、くるま堰のところにも流木を除去できる、いわゆるとめといいますか、そういったものをつければ、それを取り除けばそういったことがないといったことで、その辺を検討しようということの関係課と現在検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点目の質問は、又兵エ新田6地割の飲食店の水害ですが、地下水位の上昇に伴い地下水が浸水する状況、周辺の工事が地下水位の上昇に影響していると考えられると答弁されましたが、隣の土地は、昨年11月ごろかさ上げし、店舗として既に営業しております。同様の立地だったのかどうかお伺いします。なぜ隣の土地だけかさ上げたのかお伺いします。

そして、2点目は、建物所有者、飲食店経営者は、今後も含めて区画整理についてゆっくり私の意見を聞いてほしいと要望してありますが、今後のことも詳しく説明する、そして対応する、そういう気持ちがありますか、そのことをお伺いします。

それから、4点目に又兵エ新田6地割は、県道が横切っておりますが、8月から営業を始めた店舗の下水道整備が不備の状況で仮設の汚物管を設置し、強制的に飲食店の庭先とも言える場所を通過させております。破損等、事故が起きた場合には、保健所はどのようにするか、保健所の許可内容をお知らせください。

また、仮設汚物管の冬期間はどのように管理するおつもりなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 4つと言いましたが、3つだと思いますが、1点目、2点目、私のほうからお答えをいたします。

まず6地割の飲食店のお話でございました。隣の土地だけというお話でございますが、これは排水をとれるところ、とれないところの違いでございまして、隣の土地は雨水排水がとれなかったためにかさ上げをしております。6地割の飲食店につきましては、私どもが提案している排水対策を説明をいたしてございます。図面等を提示をしながらきちっと説明をしておるつもりでございまして、こういった形で議員さんが質問したかはわかりませんが、私たちは誠心誠意、雨降るごとに現場のほうに見に行き、やはりこれは側溝及び暗渠を入れさせてくださいと、その方法で排水がとれますということを説明をいたしてございます。

なお、今後につきましても従前のおりきちっとお話はいたしますし、今までもきちっとお話をさせてもらってございますので、あとは権利者の方がその施工についてご理解をいただければ、うちのほうでいち早く、台風シーズンも来ますので、いち早く施工をして、その排水対策に対応していきたいと、こういうことでお話を進めているところでございます。

以上、2点、私のほうからお答えをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 県道側溝でございまして、飲食店の前の県道の側溝の中に汚水管を仮設で入れているという件でございまして、私どもの上下水道課の下水道の事業の一環としてポンプで圧送して、東側の既存のマンホールに放流する形で現在対応してございます。本来であれば、飲食店様の目の前の県道の道路用地の中に本管を埋設して対応するというのが最も望ましいことでありましたし、そういった前提で工事のほうも準備をしております。我々としましても区画整理事業全体の進捗に合わせまして下水道を整備しながら、また状況によりましては、ご納得いただけない地権者の方に対して最大限の配慮をしつつ、何とか下水道の利用をしたいという方にも配慮しつつ、両方の対応を考えた末のそういった対応ということでやむなくそういった対応をしております。

なお、保健所の許可というふうなお話がございましたが、いわゆる下水道事業の進捗にしましては、保健所の許可等は不要であるという考え方で進めてございます。

それから、冬期間どうするのかというふうなお話でございましたが、冬期間については、基本的には汚水管、動くタイプのもなのですが、汚水自体は温度を持っているので、冬期でも凍結することは基本的にはございません。そういったことを勘案しまして、確かに浅い形にはなっておりますが、そういった対応で問題ないかと判断しておりますが、状況によ

りましては、保温の意味合いでその側溝の上の部分に積雪があれば、そこ排水困難だと思いますので、そういった部分に保温の土砂等を上に乗せた形で対応するといったことも考えていきたいとは思いますが、現実問題としては、先ほどお話ししたように温度を持っていますので、凍結等の心配はないものと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 4点目の質問ですけれども、矢幅駅周辺土地区画整理事業は、表面上は話し合いと言いながら樹齢数十年の花や実のなる木や、住民からいや応なく無理やり庭や畑を減歩して強制的に換地先に移転させ、補償金は目減りし、補償対象しかできない事業の区画整理が現在も進められております。矢幅駅周辺は、事業を進めると地価価値が上がりますが、矢幅駅前には複合施設、町の所有土地に町の税金、住民からの税金で特別会社が管理する建物ができます。雇用対策では評価できるものですが、建物ができれば、維持費もかさみます。建築後20年間は矢幅駅開発会社が管理し、そして修理する必要がある時に町が管理する。そして、維持費がかさむ、こういうことが予測されます。甚大な被害を受けた住民の対応をないがしろにして、この複合施設を建設するという事は、やはり住民の安心、安全を考えたときには、雨水排水下水道整備、ハード面の整備を重点に置くべきでないかお伺いします。その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まず区画整理事業、矢巾町の中心市街地でありながらインフラ整備もおくれ、防災上狭隘な道路で何かあった場合の消防車等の出入りも非常に難しいところもあるということもあり、念願の区画整理事業に着手をいたしました。末代から持っている土地から動いていただくというのは、非常に心苦しいのではございますが、やはりそういったことに協力をいただかないと、今お話ししたことがクリアできないということにもなりますので、この辺はどうぞ地権者の方々も人によっては辛い思いをしながら移転をした方も当然あると思いますが、これは権利者、地権者の方々に私どもは感謝をしているところでございます。

そして、複合施設の関係でございますが、やはり矢巾町の中心市街地、矢巾町の発展のための交流センターということでございます。前もお話ししたことがありますが、土地区画整理事業のみの基盤の目だけの事業ではなく、やはり中心市街地ということもありましたので、前々からそういった皆さんの声もあったことから、今回はそういった交流センターを実施を

する。矢巾町に来る方、そして矢巾町との交流拠点を設けることによってはかり知れない効果があるものと思い、この事業に取り組んでおりますので、その辺はどうぞご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 最後に、矢幅駅西、それから東の6地割のことですけれども、矢幅駅西は、段差が東側が低くなっているのですけれども、大体30センチぐらいの段差があります。そして、先ほど答弁されたように、暗渠するというお話をしましたけれども、第6地割の場合は、1メートル80センチぐらいのかさ上げです、隣の土地が。そういうところでやはり暗渠だけの方法では、解決するのか私は疑問に思うのですけれども、その辺をもう少し当事者と納得のいくような話し合いが必要だと思うのですけれども、今後話し合いをしていくのかどうか、してほしいと思いますけれども、その辺をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 提案してございますのは、つくったからもう終わりですよというお話はしてございません。やはりつくった以上は、どのぐらいの効果があるか検証しなければなりませんので、区画整理事業期間内は、それを検証させてくださいというお話しておりますので、ことし例えばご本人の了解を得て、施工した後、施工しましたよ、もう終わりですよということではありませんので、その辺は誤解のないようにしていただきたいと思います。当然これが解決するまでは、ご本人と当然まだこの話がゴーサインはお互いに出ておりませんので、私どもが提案しただけで、そちらのほうからまだ回答はもらっておりませんので、協議は継続するものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 学校給食と内部被曝についてお伺いします。

福島原発汚染水漏れは、8月19日には地上タンクで300トンの高濃度汚染水が流出し、多くの側溝を通じて海に流れ出したことが明らかになりました。これに対して安倍首相は、8月28日、訪問先のカタールの首都ドーハで東電任せにせず国として緊張感を持って対応していく必要がある。政府を挙げて全力で取り組んでいくと述べました。そして、原子力規制委員

会は、28日、トラブルの深刻さを示す国際原子力事故評価尺度をレベル1、逸脱からレベル3、重大異常事態に引き上げると発表しました。地上タンクから高濃度の汚染水漏れは、その後7カ所にも見舞われ、場所も点々となり、流出も確定的になり、私たち日本共産党の書記長は、8月26日の記者会見で汚染水問題について、1点目が事故の終息宣言を撤回し、非常事態との認識のもと、事故対応策を抜本的に改める。2番目に、政府が全責任を負うという立場に立ち、東電にあらゆる手だてを講ずる。3番目に原発再稼働、輸出奉仕をきっぱり撤回する。4番目に、原子力規制委員会が事故対策を最優先し、総力を挙げるの4点を提起し、そこで私は3点お伺いします。

1点目、1986年のソビエトのチェルノブイリ事故の検証結果と、小中学生教育の中の放射能事故と内部被曝についてどう教育されておりますか。2011年3月11日の福島第一原発事故後、乳幼児、小中学生の食生活を中心にした内部被曝の予防をどう教育されているのかお伺いします。また、内部被曝予防の生活習慣をどう改善してきているのかお伺いします。

2点目、給食に使う矢巾町特産の米、キノコ、リンゴなどの単独放射線量を公表し、地産地消の安全性をアピールすることはできないのかお伺いします。

3点目、盛岡・紫波地区環境施設組合で大槌町、陸前高田市の大量の瓦れき焼却を継続し、毎月空間放射線量測定結果を公表しております。終末処理場の土壌の放射能測定結果も公表していることを求めるのですが、できないのかお伺いします。

以上、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 学校給食と内部被曝についての3点目について私のほうからお答えをいたします。

盛岡・紫波地区環境施設組合最終処分場の土壌の放射能測定結果を公表することについてですが、放射性物質については、毎月継続して各種測定を実施し、測定結果を町広報紙及び組合ホームページで、さらには地元東徳田2区に自治会長を通じてそれぞれ住民の方々へ公表しているところであります。

ご質問の最終処分場の土壌の放射能測定結果の公表については、焼却により発生した集じん灰を最終処分場に埋め立てていることから、その集じん灰の放射性物質濃度を町広報紙等で公表しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。直近の測定結果の公表については、8月19日号の役場からのお知らせに掲載しており、測定結果は、国基準の許容値8,000ベクレルを大きく下回る242ベクレルとなっているところであります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き14番、川村よし子議員の学校給食と内部被曝についての1点目のチェルノブイリ事故の検証結果と小中学生教育の中の放射能事故と内部被曝についてどう教育されているかについてですが、教科書には、チェルノブイリ事故についての記述はありませんが、放射能事故があった場合については、中学3年生の社会科において原子力は事故が起きたときの被害は大きく、厳しい安全対策が必要であること。理科では、放射線は人体や作物の内部に入ると悪影響を与えることや自然界に存在する放射性物質により日常的にある程度放射能を浴びていること及び医療や物体内部の検査に利用されていることが示されております。

また、平成23年の福島第一原発事故後、乳幼児、小中学生の食生活を中心とした内部被曝の予防をどう教育しているかについてですが、内部被曝につきましては、福島第一原発事故を受けて、平成23年10月に文部科学省が作成した小中学校用の放射線副読本を使用した指導が行われております。小学生版には、内部被曝を避けるためにマスクをしたり、放射性物質が決められた量より多く入っている水や食べ物を食べないようにすることが示されておりますし、中学生版には、内部被曝は、汚染された空気を吸ったり、水や食物を摂取したりすることにより、それに含まれている放射性物質が体内に取り込まれることで起こるため、そのようなものを体内に取り込まないことが示されております。

次に、内部被曝予防の生活習慣をどう改善してきているのかについてですが、予防のあり方につきましては、文部科学省が作成した副読本で放射性物質は、シャワーや洗濯で洗い流すことができることを学んでおりますので、手洗いやうがいの徹底、家に入る前には衣服のほこり等を洗い落とすように指導しているところであります。

2点目の給食に使う矢巾町特産の米、キノコ、リンゴ等の単独放射線量を公表し、地産地消の安全性をアピールしてはどうかについてですが、町学校給食共同調理場では、地産地消推進の考えから本町農産物を優先的な給食食材として利用し、給食提供に努めております。町学校給食共同調理場としては、平成24年4月から国基準及び県の指導指針に基づく放射性物質濃度測定を給食1食分について毎食実施し、その測定結果を町ホームページで公表し、学校給食を食する児童生徒及び保護者並びに一般住民へも広く本町給食が安全で安心であることを情報発信しているところであります。

また、納入業者に対して国の指標に基づく安全確認後の食材を納品するよう指示し、安全を確認して利用している状況であります。

なお、食材の多くは、国、県の独自検査の結果公表及び出荷規制が実施されており、農協関係を初めとした市場流通関係においても適正な農産物検査等が実施され、安全確認が行われていると認識しております。検査済み食材の再測定は必要ないと考えていることから、本年度も現行の給食1食分の放射性物質濃度測定の結果に基づき本町農産物及び給食の安全性に係る情報発信を継続して行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点質問させていただきます。

1点目は、答弁の中で中学3年生の社会科に学習するということですが、内部被曝、健康被害予防のためにも福島第一原発事故について矢巾町独自でこの250キロ離れた矢巾町独自の副読本を作成する考えはないのかどうかお伺いします。

私は、子どもたちがいろいろ考えて副読本とか研究とかを進めたほうがいいと思いますけれども、その考え方をお伺いします。

それから、2点目は、8月30日、復興庁は、東京電力福島第一原発事故の被災者を支援する子ども被災者支援法に基づく政府の基本方針の素案を公表しました。放射能濃度が高い福島県の33市町村以外でも支援が必要な地域として、準支援対策地域として施策ごとに指定されました。学校給食の放射性物質検査は、福島のほか岩手、宮城、新潟、長野など11県が対象になるという報道がされましたけれども、この点についてどのような対応をされるのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問の1点目についてお答え申し上げます。

副読本をつくる用意があるかどうかということですが、23年度に文科省でつくられた副読本というのはかなり厚いものでございまして、これを消化するのにもう一冊の副読本は、私は不要だというふうに考えておりますし、また放射能に関する専門知識というのは、かなり情報量も多いですし、全く異なった情報もあることから、大変専門性が必要と思われることから、町単独での編集ということは、ちょっと無理ではないかなという考えもあるところからでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 2点目の準指定になっているがということでございますが、現在も放射性物質の測定につきましては、毎食分やっておるところでございますし、毎食必ずやっておって、そのほかにも各県等で農産物等の検査もやっておるところでございますし、答弁にあったとおり、それぞれの機関で検査したものを使用しているということでございまして、まずは食べる前の1食分について毎食機械を、去年機械を用意していますので、その測定機によって正しく、測定機の調整もしておりますので、それで検査した結果が基準値以下、全て基準値以下になっておりますので、そういう形で今後も続けていきたいと考えております。

なお、議員さんがおっしゃられたことにつきましてもう一度再度検討してみたいと、検証してみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、明日も引き続き会議を開きますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日はこれをもって散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 3時15分 散会

平成25年第3回矢巾町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年9月5日（木）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 佐藤武君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教育長 越秀敏君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会
会長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田徹君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、村松輝夫議員は、都合により遅参する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） これより本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問の通告がありますので、順次質問を許します。

4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 山崎道夫議員 登壇）

○4番（山崎道夫議員） 議席番号4番、山崎道夫でございます。先日一般質問に登壇された5人の議員からもこのたびの豪雨災害における被災された町民の皆様に対するお見舞いの言葉がございましたけれども、私も全く同感でございます。一日も早い復旧に全力を尽くされていくことを願っておる次第でございます。そしてまた、町当局を初め町の職員の日夜分かたぬご努力に感謝を申し上げますとともに、消防団あるいは交通指導隊、そして社会福祉協議会、そのほか多くの皆さん方のご努力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきますけれども、今回の災害においては、特にボランティアの皆さんの大変なご支援をいただいて何とか、非常に厳しい状況の中で被災した住民は、精神的にもまいりかけていたわけですけれども、連日にわたるボランティアの皆さんのご支援で何とか元気を取り戻して頑張っているという状況だろうというふうに思います。

まず最初、1点目の質問でございますが、8月9日の大雨被害の対応についてお伺いを

いたします。8月9日の記録的大雨により、本町においても大変大きな被害が発生しましたが、今回の豪雨被害は、山沿いから平野部の住宅地まで広範囲にわたりますが、特に岩崎川流域に被害が集中したと思われます。今回の豪雨災害をしっかりと検証することが今後の災害防止に大きな力となるとの観点から以下お伺いをいたします。

まず1点目でございます。被害状況や被害額等について、個々具体的に示していただきたいと思ひます。

2点目でございます。農地や水路などの復旧事業に対しては、激甚災害の指定により対応すると思ひますが、どの程度の事業となるのか明らかにされたいと思ひます。

また、公共土木施設の被害復旧はどのような対応を捉えていくのか、スケジュールもあわせてお聞きをしたいと思ひます。

3点目でございます。崩落した橋の仮復旧に対する考え方と見通しについて明らかにされたいと思ひます。

4点目でございます。煙山ダムが果たした役割と問題点について明らかにされたいと思ひます。また、洪水が予想される場合の煙山ダムの治水管理の基本的な考え方を明らかにされたいと思ひます。

5点目でございます。台風シーズンを前にして、被災した河川の補修等の考え方を示されたいと思ひます。

また、今後災害に強い川づくりをどう進めていくのかあわせて明らかにされたいと思ひます。

6点目でございます。床上浸水や土砂流入等で大きな被害を受けた世帯に対する支援策を示されたいと思ひます。

7点目でございます。避難勧告の周知について問題はなかったのか。また、防災行政無線の設置等についての考え方を明らかにされたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員の大雨被害の対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目の被害状況や被害額等について個々具体的にとのご質問についてですが、内容につきましては、8月30日現在ということでお答えをいたします。まず人的被害であります

が、過去に例を見ない大雨洪水により大きな被害となりましたが、幸いにも本町においては、人的被害はありませんでした。また、住家の被害ですが、床上浸水した世帯が102世帯、床下浸水した世帯が355世帯となっております。

次に、土木関係の被害ですが、向田川が護岸決壊、フェンス損壊、土砂の堆積により1,300万円、太田川支流が護岸決壊により2,000万円、水辺の里付近が岩崎川の護岸決壊により4,000万円、水無川が土砂堆積により2,000万円、岩崎川橋橋梁下部工洗掘による落橋により8,000万円、山王茶屋前橋の橋梁下部工洗掘による落橋により7,000万円、芋沢橋の橋梁下部工洗掘による落橋により2,000万円、古館橋の橋梁護岸部洗掘による護岸決壊により1,000万円、外の沢橋の橋梁護岸部洗掘による護岸決壊により500万円、西屋敷田屋橋の橋梁護岸部洗掘による護岸決壊により1,000万円、六串田橋の護岸決壊、のり面崩壊により2,000万円、南昌山線の道路崩壊により4億円、南昌山線の舗装隆起により300万円、細峠線の道路のり面崩壊により2,500万円、城内山線の道路のり面崩壊により1,000万円、外の沢線の道路のり面崩壊により300万円、下海老沼橋のガードレール、舗装欠損により4,050万円、秋津線の道路のり面崩壊により1,000万円、畜産団地線ののり面崩壊、舗装隆起により550万円、安庭線ののり面崩壊により1,100万円、赤林室岡線ののり面崩壊により600万円、和山4号線の横断管洗掘により200万円、西部開拓線ののり面崩壊、水路土砂堆積により1,800万円、舗装の隆起により161万円、舗装の陥没により72万円、のり面崩れにより35万円、フェンスの破損により125万円、保留地、町有地の土砂撤去、造成により626万円、歩道の沈下により215万円、その他多数の道路のり面崩壊等により3,500万円、建設業協議会による復旧作業により4,410万円となっております。

次に、農林関係の作物被害としては、水稻の冠水被害が100ヘクタールで6,750万円、ソバが1.4ヘクタールで300万円、大豆が18.3ヘクタールで1,500万円、野菜が26.7ヘクタールで1,080万円、花卉が1ヘクタールで50万円、リンゴが10ヘクタールで200万円、原木シイタケが0.3ヘクタールで50万円となっております。

次に、農林関係の施設被害としては、煙山ダムが土砂浚渫、流入計流失により1億2,000万円、田沢ため池が土砂浚渫により5,000万円、広宮沢金平堤が堤防流失により300万円、西部用水路岩崎川が水管橋損壊により1,500万円、藤沢排水層の分水工破損により700万円、朴沢ため池がのり面崩壊、排水路崩落、道路洗掘により5,000万円、水伯宮の北側山林の崩落により3,000万円、農業施設の90カ所の崩壊により3,680万円、農地の土砂流入撤去が30ヘクタールで9,000万円、林野の18カ所の崩壊により9,000万円となっております。

次に、学校、文化財関係の被害ですが、煙山小学校の運動場の土の流出、フェンス破損により1,184万8,000円、矢巾北中学校のグラウンドの土、砂流出により2,562万円、矢巾中学校の全天候型ハンドボールコートゴムチップの流出により103万4,000円、伝法寺館跡ののり面崩落により300万円となっております。

次に、観光施設関係の被害ですが、水辺の里が2億2,008万8,000円、これについては、建設業協議会分3,990万円が含まれています。マレットゴルフ場が3,469万5,000円、矢巾温泉用地の崩落により300万円、保養センターが1億5,000万円となっております。

次に、上下水道関係の被害ですが、岩崎川橋の給水管が1,200万円、六助橋下流の配水管が1,800万円、山王茶屋前橋の配水管が2,400万円、同じく山王茶屋前橋の導水管が3,000万円、長沼輝男宅の給水管が62万5,000円、芋沢橋の配水管が625万円、大沼1号線の配水管が1,800万円、高区配水塔が6,000万円、矢次処理場の制御盤などが1,700万円、下赤林浄化センターが1,900万円、集落排水処理施設が1,100万円、公共下水道施設が1,200万円となっております。

次に、被災に伴う2次経費についてですが、廃棄物受け入れ減免分が235万円、廃家電受け入れが168万円、廃タイヤ処分費が18万4,000円、廃バッテリーが5万3,000円、収集車両借上料が243万6,000円、し尿くみ取り減免分が64万2,000円、土のう袋、消毒剤、炊き出し材料などが300万円となっております。

今回の災害に関しての事業費の総額は、おおよそ22億2,000万円となっておりますが、今なお調査中でありますので、今後も被害額はふえるものと思われれます。

2点目の農地や水路などの復旧事業に対しては、激甚災害の指定により対応すると思うが、どの程度の事業となるかについてですが、このたびの大雨、洪水被害により、農業関係につきましては、8月30日現在で冠水や土砂流入被害を受けた農地が約160ヘクタール、農業施設被害約90カ所、林野崩落が18カ所となっており、被害額は約5億9,000万円と見込んでおります。そのうち激甚災害の基準要件に該当し得るものとしては、農地1カ所、煙山ダム施設及び田沢ため池の土砂や流木の撤去を初めとする復旧対象規模、復旧経費等を見込んでおります。また、スケジュールについては、11月下旬の災害査定後の着工となることから、主に冬期間の工事とはなりますが、可能な限り年度末までには完全な復旧を図りたいと考えております。

次に、公共土木施設の被害復旧は、どのような対応をとるのか、スケジュールはどうかについてですが、今回の豪雨により被災した公共土木施設については、ある一定の規模に

応じて公共土木施設災害復旧国庫負担法に基づき、国庫補助を受けて復旧を図る施設と町単独費により復旧を図る施設によって対応とスケジュールが異なります。国庫補助を受けて復旧を図る施設については、現時点では、災害箇所申請を行っている段階であり、今後国の査定を受けた後、災害復旧工事を行うこととなるため、ある程度時間を要するものと想定されます。町単独費により復旧を図る施設については、被害の程度により順次復旧工事を進めてまいります。

3点目の崩落した橋の仮復旧に対する考え方と見通しについてですが、現段階の調査で崩落または護岸の決壊により通行できない橋梁については、橋脚周辺部分が洗掘被害のため危険であること、橋梁に隣接した部分が民地であること、橋梁の崩落により流れが阻害されているため、取り壊しを行わなければならないことが想定されるなどの理由から仮復旧が難しいと判断されますが、隣接した学校施設、地域住民の意向や交通の動態などを十分勘案し、今後県や関係機関のご指導のもと引き続き対応を検討してまいります。

次に、4点目の煙山ダムが果たした役割と問題点、洪水が予想される場合の治水管理の基本的考え方についてですが、当ダムは、明治の時代から暴れ川の異名があり、毎年のように甚大なる洪水被害をもたらしてきた岩崎川の治水防災を主眼としつつ、農業用水の安定供給というかんがい機能の両面を有する施設として、同河川をせきとめて建設した総貯水量141万立方メートルのアースダムであり、昭和43年3月に農林水産省東北農政局が管理する農林水産省直轄ダムとして完成し、平成11年4月1日から町が受託管理を行っているものであります。

当ダムの建設によりまして長年にわたり繰り返されてきた洪水被害の解消が図られた上、本町における農業の発展と農業経営の近代化に大きく寄与したことは言うまでもなく、明るく豊かなまちづくり、さらにはダムを中心とした自然公園とともに本町の観光開発においても大きな役割を担っているところであります。

一方、問題点としては、ダム施設建設から45年の歳月を経過しており、施設の老朽化が認められる上、今回のような大雨洪水災害の発生時等における非常用の警報設備や回転灯等の設備がないことなどが挙げられることから、ダム施設の直轄団体である農林水産省東北農政局北上土地改良調査管理事務所に要請を行うとともに、ダム施設のより安全な管理運営に努めてまいります。

次に、洪水が予想される場合の煙山ダムの治水管理の基本的な考え方についてですが、安全かつ良好なダム施設の維持管理及びこれに伴う治水管理を図るため、煙山ダム管理規

程に基づき、盛岡地方气象台からの降雨に関する警報が発せられたとき、及びその他洪水が予想されるときは、ダム管理責任者は最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測しつつ、ゲート並びにゲート操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備発電設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置をとるべく対応することであり、そのために岩手県県土整備部河川課主管によるダム管理演習を通じてダム放流時の危害防止措置及びダムの洪水調節操作を的確に行うための実践的訓練を行っているところであります。

しかしながら、今回のような記録的な大雨による被害を踏まえ、従来の定説や常識を超えた事態を想定した上でダム施設の直轄団体である農林水産省東北農政局北上土地改良調査管理事務所や岩手県県土整備部河川課など、関係機関との連携を図りながらより安全かつ適切なダム施設の管理運営に努めなければならないと感じているところであります。

5点目の台風シーズンを前にして、被災した河川の補修等の考え方と、今後災害に強い川づくりをどう進めていくのかについてですが、河川の補修については、早期に補修が必要と判断される箇所を優先に仮復旧などの手当を行ってまいります。

また、災害に強い川づくりについては、危険箇所の把握や早期改修ができる事業の情報収集、選択など、国や県の動向を今後も注視し、安全、安心なまちづくりを進めてまいります。

6点目の床上浸水や土砂流入で大きな被害を受けた世帯に対する支援はないのかについてですが、今回の大雨洪水に伴う被害は大きなものがあり、特にも住宅が浸水した世帯にとっては大変な被害となっていることから、町といたしましてもそうした世帯に対する支援制度を検討しているところでございます。

7点目の避難勧告の周知に問題はなかったかについてですが、今回の災害に対しまして、より多くの町民に避難勧告情報を周知する方法として、携帯電話の緊急速報メールを活用いたしました。そのほか消防団によるポンプ車両や広報車での広報、JAいわて中央農業協同組合の有線放送による各家庭音声端末で災害に関する情報の広報を行いました。しかしながら、16番、高橋七郎議員にお答えしたとおり、多くの方が受信したと思われる緊急速報メールは、有効な情報伝達手段であるものの、まだ完全なものではないことから、今後はあらゆる災害を想定する中で高機能な屋外スピーカーにより防災情報を放送する設備を有しておらないことから、JAいわて中央農業協同組合が所有する町内自治公民館に設

置している屋外放送設備との連携をまずは検討しながらも、昨年度整備いたしました防災行政無線との接続も考慮した停電時においても町内の全ての地域に確実に情報を伝えることができる広域伝達用防災スピーカーの設置についても国の補助制度も考えあわせながら検討しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 大変詳しい被害状況、そして被害額のご答弁をいただきました。

これによりまして矢巾町が今回の災害でこうむった被害の大きさを再確認することができたと思います。たった1日の雨で、しかも5時間足らずの短時間の雨でこれほどの被害が発生するとは思いませんでしたが、しかし、こうした事象による被害は、近年世界規模で起きており、我々人間が地球環境を破壊し続けてきた結果と受け取れることもできるだろうというふうに思います。

したがって、これからはもっと短いサイクルでこうした事象が発生する可能性が高くなると捉えるべきではないかと思えます。そうした考えのもとに今後における防災や減災を進めるため、今回被災した弱点箇所の克服をいかに図るのか、現在考えられる万全の対策を講じていくことが強く求められていると思えます。

今回の災害で被害を受けた施設等の復旧は、今後順次取り組まれると思えますが、何分にも広範囲にわたる大きな被害であります。多額の費用と日数を要するものと思われませんが、しかし台風シーズンを控え、被災した河川や橋、堤防、さらには住居の裏山が崩れた箇所など2次災害が心配される箇所に対して速急に対策を講じていかなければならないだろうというふうに思います。そうした観点から以下6点について再質問をいたします。

まず1点ずつ再質問をさせていただきますが、1点目でございます。被災した河川の補修について早急に補修が必要と判断される箇所を優先に仮復旧などの手当を行っていきっていますが、今回の豪雨で同じように被災した雫石町の竜川の護岸の侵食箇所に対し、大型ブロック設置などの応急工事が既に8月の末に着工しております。被災してから12日後の8月21日から大型ブロックの搬入が始まっておりました。このように雫石町では、もう既に具体的に工事が始まっていますが、2次災害を防止するため工事着工を早めたということでございます。したがって、本町における被災河川や山崩れ箇所等の仮復旧工事をできるだけ早く始めていただきたいと思います。今後の計画について再度お伺いをいた

します。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの被災箇所早期仮復旧関係の事案でございますけれども、今現在主に岩崎川等につきましては、決壊箇所等について大型土のうにより今復旧関係と、それらと下海老沼橋につきましては、仮堤防等を築造関係しているところでございます。一応県河川につきましては、今時点で測量等を行いながら、それで仮復旧できる場所については、その都度仮復旧をしているというような状況でございます。また、町の管理であります河川につきましては、土のう関係の修理関係については、大型土のうではなくても済む場所がございましたので、これは普通の土のう修理等やっておりますし、道路ののり面等の復旧につきましても土のうで、大型土のうにて今処理している状況でございます。

今後につきましても、これらについて県のほうにも早期仮復旧ということで要望しておる状況でございます、今後につきましてもいずれ復旧に万全を期していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 岩崎川を中心とした補修を進めているということでございますが、問題は大変崩落箇所が多いわけでございますが、万全な対策となれば、相当な時間がかかるわけでありましてけれども、例えば毎年台風シーズンで増水をしているわけですが、それに対応できるくらいの補修状況になっているだろうと思っておりますが、その辺のことについて自信を持って仮復旧をしているだろうとは思いますが、どのような仮復旧を進める上でそのような観点で進めるとしても、余りにも広範囲なわけでございますので、地域住民がやっぱり心配をしているということが各行政区でありますので、その辺の情報の発信というのもしっかりやってもらいたいし、そのことについてどのように進めていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問でございますけれども、補修等の状況関係の情報発信という形でございますけれども、これにつきましては、ホームページなり、あと関係する行政区さんにこちらのほうから県の工程関係をお聞きしながら情報提供はして

まいりたいと思っております。

あと、やはり今の場合、台風シーズンを見て、従来のと通りの橋梁断面を確保できるよう今河道掘削なりをやっている状況でございますが、いかんせん岩崎川橋につきましては、先ほど町長答弁でもございましたけれども、断面等が不足する場合の関係で、今県等ともいろいろ手法、結局橋梁を壊すのかどうかという、そういう手法等についても今現在県と協議しておるところでございますので、それらにつきましてもある程度見通しが立った場合には、情報発信したいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 全部読み切ると、ちょっと聞くほうが大変だと思いますので、1点ずつ聞いていきたいと思えます。

今岩崎川の河川改修の話が出ましたけれども、特に岩崎川橋の話も出ました。それで、落橋した岩崎川橋は、先ほど課長のお話もございましたけれども、流水断面が非常に狭まっていると。したがって、今のままでは、また同じような被害が発生するということが考えられますので、これに対して私は仮復旧というのは、大変難しいというふうに思っていますので、できれば早目に撤去していただきたいと。そして、心配なく水が流れる状況をつくってもらいたいというふうに思っていますが、ここについては、先ほど答弁がございました県との協議を進めながら、その判断をしていきたいということでございますけれども、ここをやっぱり本当に地域住民は、この前の同じような災害が発生するのではないかというふうに大変大きな心配をしておりますので、本当に早急に対策を練っていただくようお願いしたいというふうに思えます。

それから、岩崎川の河川改修について、7月19日に矢次公民館で説明会がございました。その内容は、東北本線から上流900メートルの地点、いわゆる矢次公民館の東側にあります落差溝までの間を改修工事をするということでございました。しかし、その際の説明では、鉄道の下で工事が5年ほどかかると。その後3年間をかけて上流部に掘削をし、河川改修を進めていきたいと。したがって、順調にいても8年ぐらいはかかるだろうと。平成33年ころの完成を目指しているという説明でございました。

今回の大災害を見ますと、そこまで河川改修をしても今回の大雨には耐え得る状況にはないと。このことが今回の災害ではっきりしたわけでありまして。岩崎川の橋の改修も含め、

その上流部の改修を進めなければ、いわゆる煙山ダムまでの河川改修を進めなければ、根本的な災害の防止あるいは減災にはつながらないだろうというふうに懸念をしているわけでありまして。そこで、町長にお伺いをいたしますが、県の計画はあくまで先ほど言った矢次公民館までの落差溝までの計画でございますが、何としても煙山ダムまでの河川改修を県や関係機関と十分話し合っ、できるだけ早いうちにその計画の変更と早い工事の着工を進めていただきたいというふうに思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ただいまの質問にお答えいたします。

今山崎議員ご心配のとおりでございまして、地域住民も大変に心配しておられると思います。したがって、今回のこの被災を受けまして、岩崎川の改修につきましては、国も県も非常に注目しておりますし、やっぱり早期にこの改修、いわゆる上流部分のほうでございまして、そこまでいかなければというような思いをそれぞれ調査に参りました国会の先生方あるいは各関係省庁、国土交通省からも実務担当者の係長も参っておるわけでございますが、そうしたことをしっかり話をしておりましたし、私のほうでもこれからは粘り強くしっかりとこの要請をしまいたい、要望をしまいたいというように思っておりますので、どうぞ地域の皆さんからもいろいろご支援を賜らなければならないと思いますので、その際はひとつよろしくお願いを申し上げましてお答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今の町長のお話を聞いて、何とかものになるだろうというふうな気持ちになりましたけれども、強かに押し進めていっていただくようお願いをしたいというふうに思います。

次に、避難勧告や避難指示は何に基づいて行っているのか。そして、誰がいつ行うのか、その辺についてまず聞きたいと思えますし、それから町内全域に災害の状況や避難勧告の情報の伝達、周知する方法としてきのう高橋七郎議員に答弁がございましたけれども、携帯電話の緊急速報メールの活用は大変有効だと思いますけれども、あわせて広域伝達用の防災スピーカーの設置について検討をしているという答弁がございました。また、本日の私の質問に対しましても設置までの間、JAいわて中央農協が所有する町内自治公民館に設置している屋外放送設備の活用を検討していくとの考えも示されたところであります。きのう、おとといですか、私有線放送の担当者から確認しましたけれども、屋外放送設備

は、現在町内に31カ所設置されているということでございます。町内全域をほぼカバーしているということでございますが、ただし8月9日時点で、そのうちの13カ所は故障が確認されているとのことでございました。さらには、役場からの緊急放送は、加入者の有線放送スピーカーからは流れるけれども、屋外放送塔からは流れないため改めて工事が必要になるとのことです。現在町内にある広域伝達用の放送設備は、残念ながらこれ以外はないわけです。したがって、大変有効な設備だと思いますので、今後あらゆる災害を想定する中で有効な伝達手段としてぜひ活用できるよう整備する必要があると思います。

したがって、今後整備に対する補助も早急に検討していただいて、いつでも使えるようにすべきだと思うわけですけれども、その考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず避難勧告は何に基づいて発したかというふうなことでございますが、これにつきましては、県のほうから、あるいはJアラートのほうから大雨警報が、注意報ではなくて警報が出た場合に、さらに雨の状況等を判断しまして町のほうで発しているものでございます。町のほうで直接携帯会社3社のホームページから入っていきまして情報を発信しているというふうなことでございます。誰が発しているかということで町のほうで発しております。

それから、屋外スピーカーの件でございましたが、今お話がありましたとおり、町で直接は持っていない状況でございます。それで、そういったわけでエリアメールを使いました。ですが、一部の区長さんからは、避難勧告は届いたけれども、その後の情報がなくてちょっと不安だったというふうな話もありましたし、たまたま当日は、夏休みの平日ということで子どもさんは家にいたと。ただ、共稼ぎの家庭では親はいないというふうなことで、やはりそういったときには届かないというふうなことで、こういったことは教訓に残ったなというふう考えています。

ただ、エリアメールにつきましては、盛岡市あるいは紫波町からのエリアメールも矢巾には届いておりますので、逆に考えますと、矢巾から発したものは町外にもいつているというふうなことで、そうしますと、そういったことでそちらのほうに働きに行っている方々からは、家のほうに連絡等していただければ、幾らかはこの情報は広がるのかなというふうにも思っております。

そういったことで使いましたが、スピーカーに関しては、今お話がありましたとおり町では持っていないで、JAのほうで設置しているスピーカーしかないわけですが、そのような形で何点か壊れているというふうなこともあります。ですので、やはり今後エリアメールのほかにもこういったものを使って、やはり多くの人に情報を発信しなければならないというふうにも思っておりましたので、何とか最終的には昨年度整備しましたデジタル無線との接続で例えば現場にいて、ハンディマイクからスピーカーに流せるといったような、非常にそのようなことも考えているのですが、かなりの額がかさむというふうなこともありますので、まずは農協さんのスピーカーを何とか活用したいというふうにご考えておりますので、その辺のところはJAさんと今後協議を進めていきたいというふうにご考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今回の災害を受けて、それぞれの災害被災地を抱えている行政区、区長さんたちは大変ご苦労されて奮闘されたわけでございますが、いろいろな地域で情報が非常に伝わってこないというお話があります。それから、今後における被災されたさまざまな土木施設や、あるいは農業関係、そして学校、さらには文化関係の遺跡の問題、そういったものの復興をどう進めていくのか。それから、二度と同じような災害を起こさないためにはどうしていくのかというふうなことも含めて情報の共有が必要ではないかという話が出ております。したがって、盛岡市などでは、もう既に猪去、繋、湯沢とか乙部とか、各地で地元説明会が持たれております。今後における防災に関してのさまざまな意見交換もあるようでございまして、そういうものをぜひ被災された地区で説明会を行ってほしいという声が大きくあります。したがって、そのことについてお聞きをしたいと思っておりますが、よろしくお願いをします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいま住民説明会というふうなお話でございました。この災害状況につきましては、まず議員さんのほうにも説明をしているところでございますし、それから区長会議の際にも区長さんのほうには説明してございます。それから、その後でございましたが、大きな被害を受けられました地区の区長さんとも懇談等を行っておりますが、一応説明はしているところでございます。それで、区長さんたちは、大変当日は苦

労されまして、そういったお話を多々聞きましたし、それからご要望も伺ったところでございます。

そういった代表者でありましたが、そのような経緯で一応意見を伺っているというふうなことでございますし、今現在床上浸水あるいは床下浸水に遭われました方々に対しましては支援措置を考えているというふうなことでございますので、そういったことが決まりましたら、住民の皆さんには周知してまいりたいというふうに思いますが、今現在そういう状況にはありますけれども、大きくその状況が変わらない限りは、ちょっと今のところは説明会は特にというのは考えておらない状況でございますが、特に大きく状況が、あるいは変わった場合には説明会等を行っていききたいというふうにも思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） 2問目の質問を行います。

小中学校の教師による体罰についてお伺いをいたします。いじめによる小中高生の自殺が全国で問題になっていますが、同時に教師による体罰も問題になっています。新聞報道によれば、本県は44校の教師56人が68件の体罰を行い、被害を受けた児童生徒は延べ99人となっており、公立校で体罰を行った教師は52人で最も多いのが中学校の40件、小学校は18件、高校は6件だったということが報道されました。これに対し、県教育委員会は、関係者の懲戒などの処分を検討しているとしていますが、以上のことから2点についてお伺いをいたします。

1点目でございます。町の小中学校における教員の体罰の実態についてお伺いをしたいと思います。

2点目でございます。矢巾北中におけるある教師の生徒に対する教師失格と言わざるを得ない言葉の暴力を再三にわたり浴びせたことにより、心に大きな傷を負わせ、教師と学校に対する不信感を抱かせた事象に対する教育委員会と校長の対応をお伺いをいたします。

1つ、教育委員会と校長の管理責任と当該教師の処分についてお伺いいたします。

2つ目ですが、事象発生後の被害生徒と保護者への対応と今後のケア等の対応策についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 小中学校の教師による体罰についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町の小中学校における教員の体罰の実態についてですが、新聞報道等で示された平成24年度の体罰調査では、本町においては、そのような事実はないと報告しておりますし、現時点で学校からは体罰の報告は受けておりませんが、児童生徒に対する不適切な言動については、何件かの報告を受けているところであります。

2点目の教師の生徒に対する言葉の暴力により教師と学校に対する不信感を抱かせた事象に対する教育委員会と校長の管理責任と当該教師の処分についてですが、ご指摘のとおり教師による不適切な言動がありましたことは、教職員の服務監督を行う教育委員会として、また所属教職員の管理監督者である校長からも当該生徒並びに保護者に対し深くおわびするものであります。また、当該教師の不適切な言動につきましては、生徒に対する非違行為として厳正に対応してまいり所存であります。

次に、事象発生後の被害生徒と保護者への対応と今後のケア等の対応策についてですが、生徒に対しましては、副校長が立ち合いのもと、当該教師から直接謝罪を行い、その後についても安心して学校生活を送れるよう校長が本人に約束しているところであります。

また、保護者に対しましては、校長、副校長、当該教師がお会いしたり、電話等により事情を説明するとともに、謝罪等をしているところであります。現在生徒は、保護者の温かい励ましのおかげで2学期の始業式からふだんどおり登校しておりますが、学校としても日常的に声かけを行うとともに、注意深く見守っているところであります。

このような教師の児童生徒に対する不適切な言動は、教育委員会といたしましても、当該教師だけでなく教員全体の問題と考えております。そこで、先月の校長会議におきまして児童生徒を一人の人間として敬意を持って接する姿勢を忘れないこと、児童生徒や保護者が不安な気持ちを抱かないような安全、安心な学校づくりに取り組むことを話し合い、町内の教職員が一丸となって信頼回復に向け取り組んでいるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） この問題は、本当であれば一般質問で取り上げるようなものでは

ないというふうに思っておりましたが、実は町内の中学校に通う生徒の保護者から担任の先生による言葉の暴力によって、その子どもさんが精神的に動揺し、大変落ち込んでいるというお話を聞き、その内容を書いたものを見せていただきました。最初は信じられませんが、しかし読んでいるうちに怒りが込み上げてきました。そして、同時に大変悲しくなりました。町内の学校にこのような非人間的な言葉を浴びせる教師失格と言わなければならない先生がいること自体許せないと思ったから一般質問で取り上げざるを得ない状況でございます。何点かご紹介をいたします。

これは、剣道場の鍵を紛失したことに端を発しているというふうにお聞きをしております。担任の先生は、本当にそのお子さんが鍵をなくしたかわからないまま、もうおまえがなくなったのだということを決めつけて大変な言葉の暴力を浴びせております。例えば頭がおかしいのではないのか、もう一人の友だちを前にして、友だちの縁を切ったらどうですか、病院に行ったらどうですか、普通の学校にいられないのではないですか、転校の手続をしたらどうですか、あなたは将来犯罪者になるのではないですか、そういううそをついているから話が進まないのだ、うそをつくな、本当に転校したらいいのではないですか、このような大変な言葉を浴びせております。

そして、さらに追い打ちをかけるように涙を流すその生徒に対し、その涙は自分のうそが崩れていくのが嫌な涙かと、死ぬほど探してこい、探しているところを見ていない、散歩みたいを探していたのではないのか、鍵をなくすようでは普通の学校にはいられないですね。友だちに対しても、その場でその友だちに対し縁を切れ、友だちをやめろ、鍵をなくしたことで大人にも校長にも親にも迷惑をかけている。剣道場だけではなく学校全体の鍵を変えなければならないので、そのお金を親に払ってもらうことになるから親にも迷惑がかかるのだぞと。普通では、とても考えられないことを次々とその生徒に浴びせたということでございます。

私は、このような心ない卑劣な言葉で心を傷つけられ、精神的に落ち込んでいる生徒と担任教師と学校への不信感でいっぱいになっている保護者の気持ちを考えたとき、黙っていられない心境になりました。人間の成長期、特にも人格が形成される過程において、最も大切な小学校高学年から中学生にかけての時期に心を傷つけるような卑劣な言葉の数々を平気で浴びせるような人間失格の教師など要らないと思います。

したがって、このような観点から次の再質問をいたします。心ない暴力を浴びせた教師に対し、教育委員会としてどのような指導を行ったのか。また、当該教師の反省の態度等

が全く明らかになっていませんが、どのような経過になっているのか明らかにされたいと思います。

2つ目です。このようなことがなぜ起きるのか、今回の事象をどのように分析し、どのように捉えているのか。特殊なケースだと捉えるのでしょうか。今後このようなことが二度と起きないように教育行政に今度の教訓をどう生かしていくのかお聞きをしたいと思いません。

3点目、今回の事象は、県教委に報告しておられるのでしょうか。また、厳正に対応するとしていますが、処分の内容について保護者に報告をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のこれまでの状況についてでございますけれども、学校からは報告を受けておりました、そして教育委員会といたしましても校長から何度か事情をお聞きし、またこれから当該教諭からも事情を聞かなければならないと思っていたやさきでございましたが、一般質問に出るということでもございましたので、いろいろな対応を早めたり、またおそめたりすることは、かえっていろいろな障害になると思ひまして、この一般質問を受けてから当該教師あるいは関係教諭から事情をお聞きして、そして対応をしてまいりたいというふうに考えております。

議員さんからご指摘あったことにつきましては、本人もほぼ同様に認めているところでございますので、改めておわびを申し上げる次第でございます。

2点目につきましては、私は特殊なケースだとは全く思っておりません。児童生徒は、発達段階の途中にありますので、教師が教えるという立場にあるわけですが、そういう中で往々にして上目線というふうな形になることも多いかと思ひます。したがって、校長会議におきましては、教えることは教えなければなりません、子どもとしても一人の人間ですので、人としての敬意を忘れてはならない。そういう意味では、大人と同等の敬意を払っていくべきだということを校長会議で強く申し上げたところでございます。そして、こういうケースだけではなくて、ほかにもケースがあろうかと思ひますので、全ての教職員に対して事実を話し、そしてこういうことがないようにゼロ運動を展開しようということで校長会議で話し合っていたところでございます。

3つ目のことでもございますが、厳正な対応につきましては、矢巾町の教育委員会で対応

するのか、県教委で対応するのかにつきましては、当該教師からの面談が明らかになった時点で県費負担教職員でございますので、懲戒処分の標準事例等出されておりますので、それに伴いまして県教委ともいろいろ意見交換をしながらその対応を決めてまいりたいというふうに考えております。

なお、さまざまな処分があるわけでございますけれども、大変申しわけないとは思いますが、公的に被害者、保護者に対してこういう処分でしたということは、なかなか申し上げられないところでございますので、保護者に対しましては、私のほうでいろいろお話を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今のお話を聞きますと、今後しっかりと対応してくれるということでございますので、それを信じて今後の対応を待ちたいというふうに思います。

ちなみに鍵は顧問の先生が持っていたということで全くのぬれぎぬだったということが後日判明しました。顧問の先生2人は、本人に対し涙ながらに謝罪をしたということでございます。そのことをつけ加えて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

12番、村松輝夫議員が出席しております。

引き続き一般質問を行います。

5番、川村農夫議員。

第1問目の質問を許します。

（5番 川村農夫議員 登壇）

○5番（川村農夫議員） 議席番号5番、川村農夫でございます。去る8月9日の大雨による被害に遭われました数多くの皆様方に心よりお見舞い申し上げます。また、大雨洪水警報発

表以来災害対策本部の設置をされ、予防対策、被災者救援など広範にわたって対応に奔走されました町長初め町職員の皆様、関係者の皆様にご慰労と感謝の意を表したいと思えます。

さて、私は、このたびの豪雨災害について町内中小河川の現状を踏まえ、幾つかの点について質問いたします。

まずは、岩崎川であります。少しその歴史をひもといてみますと、岩崎川は、明治43年の大洪水記録以降も毎年のように洪水被害を及ぼし、特にも昭和22年7月、8月の大豪雨被害で水田、畑、240ヘクタールにも及ぶ冠水被害をもたらしてきたと記されております。もとより後背地、集水流域となります山々は、石英安山岩質凝灰岩で構成されており、崩壊性に富み、山は急勾配で砂れきの総流力も大きく、大量の土砂、砂れきを流下させる特徴があります。このような事態に各方面への砂防工事の陳情、請願を働きかけ、昭和23年砂防工事施工の件が国のほうで採択されております。

河川上流に位置する煙山ダムは、3村合併後の昭和33年国営雫石川沿岸農業水利事業計画の中に煙山ダムによる岩崎川の洪水調節が盛り込まれ、防災分として80万立方メートルの貯水容量を備えました。さらに、清水野ほかの用水源として2メートルのかさ上げを認められたダムであります。昭和39年度から43年度までの工事となり、昭和43年11月30日貯水開始となったと記されております。この防災ダムの築造によりまして洪水被害は、かなり解消されてきました。

しかし、このたびの5時間降水量272ミリメートルは、バックビルディング現象と言われる積乱雲の発達によるかつて経験したこのない大豪雨で、昭和22年9月15日のカザリン台風の降雨量200ミリメートルを大きく上回り、甚大な洪水被害をもたらしました。

岩崎川は、改修前、改修済みの河川整備の成果を如実に示す結果となりましたゆえ、現況河川の危険要素を早く解消するためにも早期の完成を求めていく必要があります。この岩崎川は、矢次の公民館裏までの改修計画で進められておると聞いておりますが、今回被災の岩崎川橋付近は、直下流に圃場整備前の水田地帯への用水取り入れのための取水ゲートがあり、河川は用水路としての取水高さを保持するという水路機能を備えなければなりません。よって、その岩崎川橋の川底を掘り下げても堰上げ高さまですぐに埋まってしまい、上流の河川勾配を制約してしまうなど、純粋な洪水対応の河川とは言えない状況にあります。

そこで1点目ですが、そうした水利機能の相反するものが共存するという現状から矢次の取水ゲート落差溝は、今後の圃場整備事業との関連と、それから河川改修の進度、工程、それとの関係、さらに岩崎川橋の復旧、架橋、その構造、その施工時期という関連三者

の関係からいかなる方法で取り組むのかお考えをお伺いいたします。

また、中小河川の被災状況は、降水量が通常の維持管理の範囲を超えるものであったことも否めませんが、流木や河川敷内の立木の流下などが注目視されております。管理活動の中から危機意識や改善要求があったものと推察します。

そこで、2点目ではありますが、河川敷内の堆積土砂のしゅんせつや障害となる立木や雑物除去などの通常管理について、その維持管理の適正強化を視野に今後の取り組みについてお伺いいたします。

さらに、橋の断面不足や流下水路の断面不足、橋げたとの余裕高、それから堤防の安定度など、9月の台風シーズンを想定した場合の危険箇所、危険因子の解消については、どのように取り組むお考えなのかお伺いいたします。

そして最後に、煙山ダムのダム管理と今回の対応の経緯についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 5番、川村農夫議員の8.9大雨洪水対策についてのご質問にお答えいたします。

水利機能の相反するものが共存している状況を今後どのように改善していくのかについてですが、町内には、用排水兼用の水路が多くあり、洪水に対応する排水路ではなく、農業用の用排水路としての機能を持った水路となっている箇所が多数あります。用排水分離につきましては、圃場整備事業区域では、事業の進捗に合わせ、また圃場整備未施工区域につきましては、水利機能の有無を点検するなど、用排水分離を基本として関係機関と協議を行いながら今後改善を検討してまいります。

次に、維持管理の適正強化と将来の改修への取り組み、見通しについてですが、排水路としての維持管理については、水路断面を確保するために定期的な点検を行い、土砂などの堆積物を除去するよう努めてまいります。改修への取り組み、見通しについては、改修計画に係る各種補助事業制度などの情報収集に努め、スピードアップを図ってまいります。

次に、改修前に起こり得る洪水への対応として各水路の持つ危険因子解消についての取り組みについてですが、今回の豪雨により大きく被害を受けた河川施設では、議員仰せのとおり狭小断面のため、橋梁部において堤防を越水したり、橋脚部分が洗掘されたことによる橋梁の沈下などが発生しました。このことから先ほど申し上げましたとおり、適正な維持管理をするとともに、橋梁部の護岸強化に取り組んでまいります。

次に、煙山ダムの対応経緯についてですが、当ダムは1級河川北上川水系、岩崎川をせきとめた総貯水量141万立方メートルのアースダムで昭和43年3月に農林水産省東北農政局が管理する農林水産省直轄ダムとして完成し、平成11年4月1日から町が管理を行っているものであります。

今回の大雨洪水被害における経緯についてですが、当ダムは河川からの流入経路が岩崎川水系及び大白沢川水系の2系統となっておりますが、午前9時30分ころから12時30分ころまでの約3時間の間ダムへの送電線が大雨等の影響により立木に絡まったことに伴い停電となった上、停電の間に岩崎川水系の流入計が大量の土砂流入により流失したため、同水系からの正確な流入量の測定が困難な事態となりました。このようなことからおおよその最大流入量で岩崎川水系の流入量が目測で毎秒約45トン、大白沢川水系が毎秒15トンの計60トンの流入量となりました。一方、当日のダムの放流については、かんがい期の毎秒0.32トンに対し、大雨警報に伴い毎秒1トンの放流を行っておりましたが、放流先の岩崎川の下海老沼橋において橋げたまで水位が達していたことから、河川護岸からの越流回避のため午後0時40分ころにはゲートを閉鎖し、一切の放流を停止したところですが、午後1時30分ころにはダムの水位が197メートルのハイウオーターレベルとなり、ダム洪水吐からの流下が始まり、約12時間経過後の翌8月10日、午前1時40分ころにダム洪水吐からの流下が完全に停止となるに至りました。

その間、町としてダム洪水吐からの流下に伴う危険防止措置として広報車による周知及び有線放送を通じて河川には近づかないよう注意を呼びかけるなどの広報対応を行ったところであります。

このたびの大雨災害につきましては、平成19年の大雨時の降雨量をも上回る記録的な降雨量であったことから、ダム施設の老朽化対策も含めて警報設備や回転灯の設置等についてもダム施設の直轄団体である農林水産省東北農政局北上土地改良調査管理事務所に要請を行うとともに、ダム施設のより安全かつ適切な管理運営に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 先ほどの山崎議員の質問とも重複する部分がありますけれども、再質問させていただきます。

いずれこの岩崎川橋の架橋、橋をかけること自体は、いろんな、橋だけではないいろんな

要素が絡まってきます。前倒しの検討をしなければならないことも多くあると思います。大変なことではありますが、早い復旧を目指すためにもその協議をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

それで、煙山ダムの件について再質問、3点ほどさせていただきますが、今回の流木、そしてダムの浮遊というか、浮いている木材とか、それが一気に洪水吐を流下したのではないかという憶測というか、推測が成り立つわけなのでありますが、その流木をとめる、ダム水面上で流木をとめるという方策について早急に取り組んでいただきたいものだと思いますが、これについての今後の考え、取り組み策をお伺いいたします。

それから、貯留容量80万トン、プラス2メートルのかさ上げということで141万トンの容量と答弁ありましたけれども、現在そのしゅんせつの状態はどのように進められてきて、実質容量はどれぐらいと捉えられるのか、埋まって、その141万トンが少なくなっているということはないのかについてお伺いします。

それから、3点目、ダム付近での落雷があったというふうに聞いておりましたところ、送電線トラブルによるもので停電があったということですが、ダム管理上の発電設備は備えられてあるのか、それで十分対応できたのかという点についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず第1点目の流木あるいは浮遊物の今回の洪水吐からの流下に伴います放出の件でございますけれども、まず状況的な部分の中では、通常からはまずダムのほうにも小枝等のそういったふうな枯れ枝等の部分については、当然ながら流入しているわけでございまして、そういったふうな部分につきましては、通常の簡易的には処理できる状況にはありました。今回の部分につきましては、ご説明は先ほどの町長答弁のとおりなわけでございまして、非常に想像を絶した状況になったというのは事実でございます。

そこでご質問の今後の対応についてでございますけれども、まず基本的には議員ご承知のとおり洪水吐からの越流、流下というのは本来あってはならないことなわけでございますけれども、ただ今回の異常気象的なものが今後も発生し得る要素があるとすれば、その部分については、対策を練らなければならないというふうには考えております。

そこでちょっと専門用語的に私わからない部分あるのですが、表面のごみをとどめる施設、それが網場というふうなものがあるわけでございますが、四十四田ダム等で浮きのブイが浮いているようなものがあるわけですが、そういったふうなものをまずはそれ

がきちんととどめられる対応をしなければならないのかなというふうにも考えているところでございます。この点につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、国の管理しております今北調のほう、短縮しましたが、そちらのほうにも話をしながら対応できればというふうにも考えているところでございます。

続きまして、2点目の貯水容量の確保の関係でございますけれども、現状の部分でございますが、まずは今回の大雨に伴いましてダムへの土砂の流入については、かなりの量が入っております。それで、通常の状態でございますが、やはり毎年それなりの形の中では、多少なりともダムへ土砂の流入はございますが、それで私どもでは毎年土砂の町のほうの単独予算でしゅんせつをまず行っておりました。それで、幾らかでも長期的に貯水量を確保するためにやっているわけでございますが、それでこの部分につきましては、堆砂測量も行っておりまして、当然ながら堆砂容量ということで13万立米の部分が一応の計画地ということになっておりまして、現状の部分におきましては、これは24年度の状況でございますが、全体の貯水量からいたしますと、堆砂率が8.1%でございました。

一応基準で認められます堆砂量、当然ながら多少なりとも入ってくるということがあって、それが認められます堆砂量からした場合には88%、逆に言いますと12%ほどの堆砂の部分の有余はあるということでございますが、しからばどのくらいぐらい土砂等が流入しているかという部分で平均値でいいますと、5年間の部分、過去5年間の平均値といえますと、約7,000立米ということになっておりました。となりますと、昨年まではそういう状況でございましたけれども、今回かなりの流入量、概算で見た部分ではまず2万6,000トンほど入ったのかなと見ていたのですが、実は早急にその堆砂量を調べなければならないということもありまして、調べていただいたのですが、まだ詳細は確認しておらない部分があるのですが、概略では、その倍ぐらいは入ったのではないかという部分を見ておりまして、そうなりますと、今言いました計画の量は超えてしまっているのかなというふうになっております。

となりますと、一応その正確な差し引きはしておりませんが、一応この有効貯水量が128万立米でございますので、その部分につきましては、昨年まではあったわけですが、今回の被害によりましてその部分が懸念される事項になってきたというふうに思っております。そこで、今後この部分につきましては被害状況の部分を報告しながらそのしゅんせつの部分につきましてもとり進めながら正規の管理できる体制にもっていきたいというふうにも考えているところでございます。

続きまして、3点目の停電に伴います発電装置の関係でございますが、まず従来からそれ

を想定した形の中で装置は設置しております。なおかつ毎年東北電気保安協会のほうの検査を月1回の検査をしております、当然ながらふぐあいはない状態になっておりまして、今回の部分につきましても、そういったふうなことでは発電機で対応できる状況にはなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） ただいまの答弁でしっかり理解できました。ありがとうございます。

それで、実は発災間もなくですが、議員の中での学習グループとして8月10日朝8時半から夕方6時まで被災状況の把握と現場調査を初め対策等の調査に今なお取り組んでいるところで整理しておるところであります。特別委員会も設置されましたので、委員会を通じて矢巾町の災害復旧と防災の一助となるよう努めていきたいと考えておりますが、昨年でしたか町が農地災害、土砂崩れとか農地被災に対する町単独補助分の条例が制定、設置されまして、小規模被災も救済できるという制度が町単独にあるわけですので、その辺の周知も再度農家住民に図りながら、その制度の活用とあわせてより早い復旧を進めていただきたいと思いますが、その辺についての今後の取り組み方向をお伺いして終わります。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

被災された農家の方の部分、それぞれ周知の方法の部分でございますが、まず先般農協さん主催の部分の中でそのところは調整とっておりましたけれども、まず懇談会の形の中で町のほうの部分もあわせまして被災された場合の、今議員話されました小規模災害の部分につきましての話も周知したところでございます。なおかつ既に農家組合長に対しましてこの制度の部分につきましての要綱も添付した形の中で何かあった場合の連絡の体制につきましてお願いをした経緯がございます。なおかつそれでも当然ながらわからない部分があるので、必要とした場合には、出向きながら説明会をしながらそういったふうな手続関係も説明することの部分で連絡はしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○5番（川村農夫議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

矢巾町協働の道づくり事業について質問いたします。この事業は、住民がふだん身近に使

用している生活道路の整備を促進して交通の利便を高めるものとして平成23年7月1日に施行されました。私の地元であります自治会では、平成22年8月に生活道路整備検討委員会が立ち上がりました。これは、道路の石礫飛散が農地の管理作業に支障を来すほか、土ぼこりが甚だしいなど、日常の快適さを大きく損なう原因を解消しようというものであり、未舗装である環状道路及び生活道路8路線、延べ1,545メートルの舗装事業に取り組みました。これは、緑のふるさと開発事業ともあわせての事業でありました。道路舗装改良事業となれば、路線の調査、測量設計、拡幅のための用地買収、建物、立木の補償、C B R等の土質調査、凍上防止対策、交通量からの舗装構造の検討、安全施設の設置、農道であれば、経済効果の算定など、道路構造令に沿った幅広い検討を経る必要がありました。その上、順番待ちが百二十数番目という予算上の制約もあります。

これに対して協働の道づくり事業は、前提の補助申請の事務的制約や調査設計費用もなく、地域住民の理解と合意形成さえあれば、住民主体で着手できるという早さと安さが魅力の事業であります。行政支援としては、切削アスファルト乳剤の譲渡、そしてアスファルトフィニッシャー、シンドローラー、バックホー、工事用看板、ヘルメット、安全ベストの貸与があります。まさにローカルスタンダードの見本、矢巾スタンダードの住民の手による住民のための道づくり、それを支援する行政という誇るべき協働の事業制度であります。

協働の道づくりは、長年の夢がかなったという住民に高い評価を得ていると同時に、道路愛護の基本的姿、心を込めて手入れして大切に利用していくという昔の道普請の姿がよみがえる郷土のなつかしい風景が実感できるものでもあります。この事業制度創設以来、道づくりに積極的に取り組む自治体があるとも聞いております。

平成23年に施工した土橋の場合、24年の春、25年の春と2年にわたり路面が肌荒れの様相を呈した箇所を補修する作業を行いました。路線沿線の住民の出役を得て乳剤、砂散布、転圧作業と半日足らずで済みましたが、1回の資材経費は15万円ほど要しております。道路の線形、形状のほか近道、裏通りとしての利用者の急増などにより部分的に表面の傷みが著しい場所が特定されてきました。そのような箇所は、切削剤ではない新しいバージンアスファルトによる舗装なら耐え得るものと思われれます。また、舗装したいという予定路線であっても、そこが舗装されると、地域外の車が入って、バイパス的、裏道的な利用で車が急増するという事も見込まれて踏み出せないという路線もあります。部分的補修、舗設としてのアフターケア、補完工事での対応を希望するものであります。専門的、総合的見地から適切な診断と対応を願うところですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 協働の道づくりについてのご質問にお答えいたします。

舗装されると利用車両がふえることから、新しいアスファルトによる補修工事の対応が必要となる事態への当局の対応についてですが、協働の道づくり事業につきましては、ある程度の防じん処理機能を有した舗装を目的としており、利用車両の急増には対応できない構造となっております。このことから車両等の急増による破損等につきましては、道路パトロールにより小規模な破損には対応するほか、大規模な面積での破損等が生じた際には、年次計画にて舗装オーバーレイや一部舗装新設等の対応をしていきたいと考えております。

なお、今後も地域協働による道づくりにつきましては、さらに検討し、継続して推進してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 現在の制度の中でちょっと疑問に思う点が、1点疑問に思う点がありますので、お伺いいたします。

実は、切削剤の集積されている場所が和味ということでありまして、和味というか、西部開拓線沿いということでありまして、そこから大運搬、ダンプに積み込んで施工地点まで運搬するというのが特にも4号線の東側となりますと、非常にダンプの運搬サイクルが低下してきまして、ダンプ費用にかなりの持ち出しをしなければならないという地域も生じてこようかと思えます。実際、23年の際もそういう状況がありました。この大運搬にかかる部分についての距離格差を縮めていただくようなお考えをいただければ、なお地域格差なく同じコストで道づくりができるということになるかと思えますが、お考えはございませんでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに徳田地区と不動地区と、施工場所により、やはりかなりの運搬距離の差が出ております。それで、これにつきましても、いろいろやはり町長答弁にもありましたけれども、今後検討する余地という形ではあると思えますので、今後検討してまいりますので、ご理解のほどをよろしく願います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○5番（川村農夫議員） 次に、矢巾町周縁部の振興策についてであります。

近年の矢幅駅西開発、矢幅駅前開発、そして岩手医科大学附属病院移転に伴う藤沢地域の開発など、県内町村の中で最も元気ある、勢いのある町との評判高い矢巾町であります。一方では、矢巾町西部地域の活性化や振興策を望む声が慟哭のように地の底でうずいていることも否めない現状であります。最近では、不動小学校と徳田小学校は、統合を図るときが来るとか、学区再編が必要になるなど、過疎化対策が平然とささやかれる事象もしばしば生まれてきております。学区再編を時の流れの当然とするのか、このような事態に至るまで打つ手はなかったのかというささやきもあります。医大中心で開発を重ねる視点と古くからの矢巾の農村部に息づく力が実感できない人と、町民の二層化といいますか、二分化が進んでいくのではないかと一抹の不安を抱くものであります。

川村町長の14年以上にわたる町政執行を振り返りながら西部周縁地域の振興策、常に頭の中を駆けめぐっていることと思いますが、この難題についてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 矢巾町周縁部の振興策についてのご質問にお答えいたします。

矢巾町の周縁農村対策は、どう展開するのか、この難問をどう打開するのかについてですが、本町は、盛岡広域都市計画区域であり、土地利用にあつては、国土利用計画矢巾町計画を基本に平成16年4月に本町がみずから都市計画において主導的な役割を果たすべく策定した矢巾町都市計画マスタープランにおいて、都市計画区域内の土地利用ビジョンを定めており、市街化区域につきましては、人口増加に対応した市街地整備を積極的に推進するとともに、あわせて岩手医科大学及び附属病院の移転事業に対応してきたところであり、また市街化調整区域につきましては、農用地の維持、保全に対応した農業基盤整備を推進してきたところであります。

農業を中心とした大半の地域は、市街化調整区域となっており、市街化調整区域においては、宅地化を抑制する区域とされ、土地利用においては、基本的に住宅や店舗、工場などの建築規制がありますので、市街化区域と比較して土地の開発行為や買い物などを初めとした生活の利便性などにおいて地域間の格差を感じるころも理解しているころであります。

しかしながら、調和のとれたまちづくりのためには、無秩序な開発を防ぎながら総合的で計画的な土地利用を図っていくことが大変重要であると考えているところであります。こうした中において、これまでも均衡ある本町の発展を図るため、それぞれの地域に合った基盤整備や居住環境の整備などに努めてきているところであります。

ご質問の周縁農村部の振興策につきましては、農地の集積を含めた効率的な利用と省力化を図るべく圃場整備事業を引き続き推進し、有料農地の確保に努めるとともに、地産地消の推進及び農林水産物の生産、加工、販売を総合的に展開すべく関係機関と連携し、6次産業化を推進するなど農村部の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） ご回答、全くそのとおりであるというふうに思います。

でも、あえて私の個人的考えを述べながらご所見をいただきたいというふうに思います。私は、農村の基本的存続意義は、農業に携わる生活観としての意識的な遺伝子と呼ばせてもらいますが、遺伝子を継承することにより、要は第2種兼業農家でも非農家となったサラリーマン世帯でもいいと。農村部、そこに住むことによって農村の文化や人にとって農業の営みの大切さを生活の中から身になじませることこそねらいとするところであり、永遠の目的だというふうに私は考えます。

6次産業を振興してサラリー所得をより上回ることより、まずその農村部に新居を建てて、あるいは家を改築して住んでもらう。その住みやすさ、建てやすさに始まることに注目したいというふうに思います。先ほど述べました小学校の統合問題うんぬんも少子化に至った農村部の若者の減少が進んだゆえによることだと思えます。農村部の若者後継者が家から職場に通うことをやめて、家から通うことをやめて、結婚しても実家のある農村部に住むことよりも、アパートを借りて、あるいは新興住宅地に新しい居を構えるということが近所でも複数生じておる時代であります。

ここでちょっと視点を変えてみますと、矢幅駅周辺の利便性や駅が持つ居住条件の優位性を評価したときに、北郡山地域、太田地域などは、古舘駅という住宅立地拠点があると思えます。古舘駅を中心とした住宅地を古舘駅からの半径、同心円で結んでみますと、矢巾に來れば、西郷のJR立体交差、地下道のあたりまで古舘駅からの古舘ニュータウンの距離があの辺までくるということがありますし、また逆に矢幅駅から花矢巾までの距離を古舘駅から

ふってみますと、残り200メートルか300メートルでもう花矢巾ニュータウンにくっつくというような位置関係に古館駅があります。そうすれば、古館駅から矢幅駅まで住宅地としてのベルトゾーンがつながると見ることもできます。

ここで一つ注目してほしいのは、なぜか両駅とも駅から北に住宅地が伸びていないという、これは何かの法則か何かあるのかと都市計画に詳しい方、その法則をご存じでしたならば、教えていただきたいというふうに思います。そういった見方があり、要は紫波町側からの住宅も伸びてこない、矢巾からも伸びない。6,000世帯以上あると言われる古館ニュータウンの川を超えてしまえば水田地帯、そして三枚橋のところにある紫波町稲村という地域は、北郡山地域よりもむしろ矢巾に入ったところでありますが、そこにはリバティニュータウンという宅地開発がされていると。

こういう点を考慮しますと、なぜか町境、町村境でそういう土地利用を決めるということがもっとマクロな地図座標による土地利用構想、そういう観点から見たならば、非常に異様といたしますか、合理性を欠いたように見えてしまうというのがまず地図上から見た場合の見方であります。農地法うんぬんをわからないのだろうと一蹴されてしまうかもしれませんが、私はそういう思いが常にこの周縁部に住む人間としてそういう思いが頭の中を回っております。

それから、全く別な話としまして、医大を拠点とした矢巾町の発展、それに岩手医科大学の医療技術レベルの発展を期待しながらグリーンツーリズムならぬメディカルツーリズム、そういった視点を取り入れて医療拠点としての医大を軸にしたツーリズム構想はいかがなものかというふうに思うのであります。

実は、大阪医大を卒業されたマレーシアの医師ですが、マレーシアで大学病院に勤め、さらに腕に磨きをかけた上で開業しているところに実は視察に行きました。ここには、世界じゅうから患者が家族連れで来ております。例えばその患者、お父さんが病気だということであれば、ホームステイしたりして、お父さんの治療期間中、家族は近所の産業に、生活に触れたり観光したりと、まさにメディカルツーリズムが現在あります。それに旅行会社、ツアー会社も乗っているという現実もありました。そういった見方もまるきり食中毒を起こしそうな話かもしれませんが、実はそういう視点を変えながら、これからの矢巾、そして西部周縁部の振興策についてゆっくりと酌み交わすときがあればなというふうに期待したいところであります。

要は、町のいろんな総合計画、いろんなプランの図面が計画書に盛り込まれておりますけ

れども、その地図を見て残念なのは、四角いその地図に矢巾町の境界線を黒く、しっかりと縁取りして、その中して見えないという、あそこの時点からもうちょっと広く捉えて、矢巾から触手といいますか、アンテナを、あるいは手をどう伸ばすかと、そしてどう回りを取り込むのかという視点を加えていただきたいと思うものであります。いろいろとりとめのない話をしてしまいましたけれども、ご所感があれば、お伺いできればと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まずもってただいまは本当に貴重な多岐にわたるご提言、ありがとうございます。いずれにいたしましても、私もそういう意味では、大変悩んでおります、実際のところ。今お話がありましたいわゆる小学校の減少という問題もあるわけでございますし、それから西部地区につきましては、従前からいろいろお話がありまして、西部地区活性化委員会なるもの数年前から設置いたしまして、それぞれいろんな地域からの方々を委員としてお願いして、この協議をしておるわけでございますが、なかなか即妙案が出ないといったような今実態になっておるわけでございまして、もう少しやっぱり角度を変えて、今後考えていかなければならないのかなというようにも思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、先ほどご答弁申し上げましたが、議員も全てわかっておられるもので、あえて申し上げないわけでございますが、いろいろな制約がある中において何とかということで、まずここまで市街化の拡大につきましては、本町の農村と都市の共生、そしてまた農商工の均衡ある産業の発展を念頭に考えてきたわけでございますが、その結果、そういう事態も生じておると、これも事実なわけでございますので、今後その辺をどう取り組んでいけばいいのか。今ある制度の制約の中でということは、今私自身も先ほど申し上げましたように非常に悩んでおるわけでございますので、今後いろんな機会の中でいろいろご指導を賜りたいというように思いますし、さらに今ご提言ありましたメディカルツーリズム、これはまさしく大変いい案だというように今私も思ってお聞きしたわけでございます。今実は、新聞等でおわかりのように、今メディカルメガバンク事業、これは被災市町村とのいわゆる住民の健康状態を長い間調査してまいりたいというようなことで内陸からも矢巾町と二戸市、これが参画いたしまして、今準備をしている段階でございます。そうした面では、これも医大の小川理事長からお聞きしたことがあるのですが、やはり今おっしゃったように、海外から患者が来ると、そういうことになりますと、やっぱり家族連れということになるわけでございまして、その方々をどううまく滞在していただくかということも大変重要だとい

うように言われております。

したがいまして、今いろいろご意見をちょうだいしたわけでございますので、くどいよう
でございますが、今後いろんな面で話し合いをしながら、よりよい矢巾町のさらなる発展を
願っていきたいというように思いますし、できればそれも施策の一環としてまいりたいとい
うように思っておりますので、どうぞ現状のほうもご理解いただきながら今後よろしくお願
いを申し上げまして、私からの答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で5番、川村農夫議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開を14時10分といたします。

午後 0時06分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 議席番号6番、小川文子でございます。私は、2点について質問を
させていただきます。

1点目は、8月9日の大雨洪水対策でございます。このたびの災害に当たりましては、本
当に町民の皆さんの被災された皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。また、町長初
め職員の皆さん、関係諸団体の皆さんに心からお礼を申し上げます。また、ボランティアの
方々が全国から600人を超える方がいらっしゃいまして、遠くは東京、横浜、新潟、岐阜と
県外からもいらしていただいたということで悲嘆にくれる被災者の心のなぐさめにもなっ
たものと思ひ、厚くお礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。8月9日の大雨により矢巾町内全域が大きな被
害を受けました。日ごろより安全、安心の町を目指してきた本町であります。今回のゲリ
ラ豪雨、気候変動は、何が起こるかわからない事態を招くことを町民は身をもって経験をし

ました。また、本町の課題も浮き彫りになったことから、以下伺います。

1番、安全な町をつくる上で治水が最も重要と考えるが、最も緊急かつ最重要課題としての位置づけを伺います。

2番、被災者は、家が浸水し、家具、電化製品、ボイラー、車等、大きな被害をこうむりましたが、町としての支援策を伺います。

3番、平成19年の大雨の際の煙山ダムの越流に関し、降雨量と放水量のシミュレーションを行うように提言しましたが、行ったのかどうか。また、今回越流が12時間に及んだが、放流はなされたのかについて伺います。

4番、流木対策が川の氾濫を防ぐ鍵となると考えられることから、今後の対策を伺います。

5番、避難勧告、洪水の情報が届かない町民が多数いましたが、情報伝達の検証が必要です。マスコミへの早期の情報提供、広報車のみならず消防自動車、各学校の放送設備の利用、今後は地域に放送施設設置が必要と考えます。また、エリアメールは効果的でありましたけれども、岩崎川沿線住民に危険を知らせる赤色ランプの設置はできないのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 6番、小川文子議員の8月9日の大雨洪水対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の安全な町をつくる上で治水が最も重要と考えるが、最も緊急かつ最重要課題としての位置づけについてですが、本町のまちづくりを考える上で治水対策等が最重要課題でありますことから、1級河川岩崎川ほか県管理河川につきましては、早期改修について強く要望しているところであります。

岩崎川など河川改修の状況等につきましては、15番、米倉清志議員の質問にお答えしたとおりであります。町管理河川におきましても、のり面崩壊や護岸ブロックの崩壊等により流路をふさいだことから、道路や宅地及び田畑の冠水等が発生しました。このことから町管理河川につきましても自然河川の改修等について、計画立案を行い、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

2点目の被災者の浸水による家財や車等の大きな被害に対する町の支援策についてですが、今回の大雨洪水に伴う被害は大きなものがあり、特にも住宅が浸水した世帯にとっては、大変な被害となっていることから、町といたしましても、そうした世帯に対する支援制度を検

討しているところでございます。

3点目の平成19年の大雨の際の煙山ダムの越流に関し、降雨量と放水量のシミュレーションを行うよう提言したが、行ったのかについては、町では毎年1回6月下旬の終日にわたり岩手県県土整備部河川課主管によるダム管理演習を実施しており、当演習は、ダム放流時の危害防止措置及びダムの洪水調節操作を的確に行うためのものであり、演習内容には、議員ご指摘の降雨量と放水量のシミュレーションはもとより、想定した時間雨量及び流入量に対する放流量を操作管理すると同時に貯水位の安定化をも担保するよう行っております。

また、今回洪水吐からの流下が12時間に及んだが、放流はなされたのかについては、5番、川村農夫議員の質問にお答えいたしましたとおり、当日のダムの放流については、かんがい期の毎秒0.32トンに対し、大雨警報に伴い、毎秒1トンの放流を行っていましたが、放流先の岩崎川の下海老沼橋において、橋げたまで水位が達していたことから、河川護岸からの越流回避のため、午後0時40分ころにはゲートを閉鎖し、一切の放流を停止したところでもあります。

一方、ダム水位は、午後1時30分ころには197メートルのハイウオーターレベルとなり、ダム洪水吐からの流下が始まり、約12時間経過後の翌8月10日午前10時40分ころにダム洪水吐からの流下が完全に停止となるに至りました。

4点目の木の対策が川の氾濫を防ぐ鍵となると考えられるが、今後の対策については、今回の大雨による災害は、橋を流木がふさいだことから被害を大きくした要因の一つと考えられております。これらの流木がどの場所から流れてきたのか限定することはできませんが、流木となり得る護岸の立木や伐採した木材などについて岩崎川の管理者である岩手県と連携を図りながら災害防止策を検討してまいります。

5点目の避難勧告、洪水の情報が届かない町民が多数いたことによるマスコミへの情報提供、消防車での広報活動や学校の放送設備利用、放送設備設置の必要性についてであります。マスコミへの情報提供は、8月9日の当日から県内テレビ局全社及び岩手日報社、盛岡タイムス社などへ随時取材で対応を行っております。町民への周知方法としては、広報車のみならず消防団の協力を得ながら消防車による広報活動を行ったところでもあります。

学校の放送設備におきましては、夏休み期間中ということもあり、放送は行いませんでしたが、周辺住民への有効な情報伝達手段として有効かどうか今後検討が必要であると考えております。

地域への放送施設の必要性についてであります。現在は高機能な屋外スピーカーにより

防災情報を放送する設備を有しておらないことから、J A岩手中央農業協同組合が所有する町内自治公民館に設置している屋外放送設備との連携をまずは検討しながらも情報伝達に関する空白地を補完する意味からも昨年度整備いたしました防災行政無線との接続も考慮し、停電時においても町内の全ての地域に確実に情報を伝えることができる広域伝達用防災スピーカーの設置についても国の補助制度も考えあわせながら検討しているところであります。

岩崎川沿線住民へ危険を知らせる赤色ランプなどを岩崎川に設置して危険を周知できないかという点についてであります。現在岩崎川だけでなく、町内の主要な河川であります芋沢川、太田川、大白沢川の要点箇所を常に監視し、状況によっては避難につながる情報などをいち早く住民に周知することのできる対策を検討しております。そうした対策の充実を図りながら水害に対処してまいりたいと考えておりますので、危険を知らせる赤色ランプについては、現段階では考えておらないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 何点かありますが、まず伺ってまいります。いろんな対策があるかと思いますが、まず緊急の対策としてお伺いをいたします。今の現在の状況ですと、また大雨が降れば、同じことがまず起こるだろうと想定されます。それで、台風が来る時期になりましたので、とにかく今のできる緊急の対策をまずやるべきではないかと考えます。ダムの貯水のコントロールがうまくいけば、あるいは越流ができなかったのかどうかについては、そのシミュレーションも行っているということでございましたけれども、もっと早期に放流をすれば、あるいは越流までいかないで済んだのかどうかについてまずお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず結論的な話からした場合には、ダムを空にしておく状態であれば、受け入れるキャパの部分に関しましては確保できますので、そういう観点からすれば可能かと思いますが、しかしながらダム管理規定の形の中で農業用水等の関係もまずございまして、それでそれぞれの貯水能力なり、そういったふうなものの基準がございまして、それでダム管理といたしましては、それぞれ水位の関係の部分で規定がありますので、その部分をきちんと規定内に配

慮しつつ管理しておるところでございます。

先ほど町長答弁にもありましたように、農業用水の利用につきましても放流量が規定されておりますので、そういったふうなことで管理しております。今ご質問の部分では、いや、そういう話もしてもということになるわけでございますけれども、特にも台風とか、いろんな長期、ある程度進路的なものがわかるのであれば、そういったふうな事前に当然ながら対応するようなことは対応するわけでございますけれども、今回の部分のような警報が出て警戒という形の部分でも非常に雨量の関係が予測できない部分がありまして、それでそれも短時間ということがあって、非常に対応しきれない要素は実際ありました。

ただ、いい例ではございませんけれども、今回この部分につきましては、平成19年の時と比べますと、流入量はまず倍の状態になっておったわけでございます、ですからご質問のありましたそれを教訓にという部分があったわけでございますけれども、いずれそれは毎年梅雨時期を主体に町長答弁にもありましたようにシミュレーションしながら雨量とあとは放流量の関係の部分につきまして、それぞれ関係機関の部分と連携をとりながらやっている部分がございます。いずれそういう一つの規定に基づいてやっておったものですから、今回の部分の中ではいたし方ないとは言いませんけれども、でも対応しきれないのが実態でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 流木除去というのが喫緊の課題だと思いますけれども、岩崎川の分については県、そして水辺の里については、まず町の管轄ということでございますが、大体いつごろこの流木が除去されるのか、そのめどについてお示してください。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

流木の処理ということでございますけれども、岩崎川の橋梁部が閉塞していたものにつきましては、一応撤去が終了しております。それと、水辺の里につきましては、今現在上流のほうと下流のほうから両側から撤去を始めておりまして、かなりの量でございますけれども、まだちょっと日数がかかるという形になっておりますけれども、あらかじめめどは幾らか立ってきております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 次に、煙山ダムの問題ですが、先ほどの質問でもございましたように貯水能力が落ちているということでございます。それで、越流を防ぐためには、すぐにでもこの煙山ダムのしゅんせつが必要なのではないかと思います。土砂を少しでも取り除いておけば、降雨量に対して多少等でも余裕ができると。これは、町の単費でぜひすぐにでも開始していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 議員お説のとおり、すぐやらなければならない事案でございます。そこで、今災害認定の関係の中でその手続を進めておりますけれども、通常であれば、査定を受けながらということがあるのですが、申請しつつ、即対応するような形の中で今現在手続を進めておるところでございます。いずれ認定を受けながらそれはやりますけれども、それを待つということではなく、もう暫定的でも進めていきたいというふうに考えておりましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） あといわゆる岩崎川を中心とした河川の土砂の堆積が進んでいるわけでございますけれども、この雑物の除去についても単費ですぐにでも始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

岩崎川につきましては、県管理河川ということで県のほうに土砂堆積の撤去を要請しておりますし、今現在ある程度河道掘削関係、下海老沼橋、岩崎川橋、あともう一本上流のほうも土砂堆積の関係で河道掘削を実施しているところでございます。ただ、それもどこまでやればいいのかということで、これは県のほうにお願いしているところでございます。

あと町管理河川につきましても、若干水無川とか、そこら土砂堆積して、もう水路機能がないところは、単独で今現在作業を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員）　あとは避難の関係でございます。今回水の中をかなり歩いて避難所に行った方もございます。それで、実際マンホールがふたがあいていたり何かしますと、マンホールに落ちるといふことでもありますし、雨がすごく流れているときに避難所に向かうといふことも危険を伴うこともございます。そこで、場所によっては避難所に行かないで2階がある場合は2階に避難したほうが安全といふこともございますし、各地域ごとによって危険の場所が変わると思います。そこで、本当であれば、全町を挙げた避難訓練をやって、その危険を共有することが大事かと思うのですけれども、早急に各自治会で集まりを持っていただいて、この地域ではここが危険だと、河川が崩落しているので、車で水位なんか見に行かないでくださいとか、そういう細かなことに対する注意事項を各自治会を通じて職員の方に行っていただいて、その情報をお互いに共有する場が早急に必要なのではないかと考えますが、その自治会対応についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員）　星川総務課長。

○総務課長（星川範男君）　今事前にどこが危険かとか、そういったことをまず調べておくこともいいのではないかと、その辺のところのご指導とかというふうなことのお話がありました。全くそのとおりだなというふうにも思っております。自主防災のあるところでは、そういったところも調べているところも事前にあるというふうにも聞いておりましたので、そういった事例も踏まえながら何らかの形でそういった周知を図ることを検討していきたいというふうにも思っておりますので、大変貴重なご意見だったと思います。ありがとうございます。

○議長（藤原義一議員）　ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員）　あともう一つは、西徳田の部分で下水があふれた分がございました。それで、19年のときにもマンホールから汚水が出たということがありまして、今回も同じ場所がやはりぷくぷくとふたが持ち上がって中から汚水が出ておりましたけれども、19年のときは、たしか汚水管が雨水でいっぱいになってしまっていて、見前のほうに搬送がなかなか難しいということでございましたけれども、汚水管をさらに布設するというようなお話もございましたが、そこがどうなっているのかお知らせをください。

○議長（藤原義一議員）　藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君）　ただいまのご質問ですが、平成19年の際にも下田周辺でござ

いますが、マンホールから汚水が出たということがありまして、今回も同様に、結局あそこが一番汚水が集まってきて、それから高田に県管理のポンプ場があるのですが、そちらのほうまで自然流下していきまして、その後高田から見前の都南浄化センターまで圧送されているという状況でございます。以前にもそういった答弁恐らくしたかと思いますが、高田のポンプ場から都南浄化センターまでの管の圧送管について、今1つのライン、1本のラインがあるのですが、それを2倍にするというふうなことで計画ありまして、現在地元に対して用地交渉等をしている状況でございますが、なかなか計画どおりにラインを選定できないと。国道に入れることになると、国道におさまるべき用地がないとか、いろんな問題がございます。若干難航してはおりますが、私のところで聞いているところによりますと、来年度あたりにはルートを確定させてというふうに伺ってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） ただいまではまず緊急の対策をお聞きいたしました。次に、中長期の対策でございますが、24年度の矢巾町の河川改修の予算を見てみたところ、約2,100万円になっております。今回いかに矢巾町の住宅地がこれだけ大きな被害を受けたということもございまして、やっぱり予算額としても大変少ないのではないかとことを思いました。毎回床上浸水等をしております矢次のおうちの方とか、北郡山の方とかもございまして、もうこの際、大きく予算をとりまして、今まで常襲地であったところも含めて本格的な治水対策をやるべきではないかと思っております。それについての考えをお聞きします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず北郡山堰のほうは、これは農林事業という形で実施することになっております。それと、町管理の河川というのは、まず向田川とか、あと太田川の支流関係で上流のほうになっておりまして、町管理河川がかなり少ない状況でございます。それで、今河川改修費関係で約2,100万円という予算の中では、小規模水路等の河川とか、そういう形の改修等をやっております。今後状況を見ながら、そこについては必要であれば、予算要求していくというふうな形になろうかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 北郡山堰の関係につきましてお答えいたします。

この水路につきましては、改良区の管理排水路ではあるのですが、今県のほうで事業を実施すべく3年間で今年度までに調査事業をやっております。それで、その後それを踏まえまして改修計画のその設計を得て整備を進める予定になっております。しかしながら、期間を要して、前にも水害的に発生した経緯がございまして、昨年簡易ではありますけれども、町単独で越流する場所等につきましては、かさ上げをしたり、ある程度補強等したわけがございまして、今回の分の中では、私も現場を見させていただきましたが、それでも、やはり堤防のかさ上げをしても越えた部分ありましたけれども、南側のほうにつきまして、護岸補強した部分につきましては、多少なりともまづもっていたなという部分があります。

いずれにしましても、浸水した分には変わりございませんけれども、そういう計画の中で今現在進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 床上浸水が100件を越えるということで被災された方は、大変な被害でございます。しかも、保険に入っていない方は、恐らく全部自分で直していかなければならないという状況でございます。そういう中で支援策を考えるというお答えもございましたので、本当に額は多ければ多いほうがいいのしょうけれども、本当に気持ちとしての支援ももちろん大事だと思います。それと同時に、以前やっておりました住宅リフォーム制度を今回創設といいますか、また始めて住宅をリフォームする際の補助というふうな形でこの床上浸水の方たちの援助ができないものかどうか、突然の質問でございますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。この質問で終わります。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの住宅リフォーム制度の再度執行という形でございますけれども、これについては前にも答弁しておりますが、一応3カ年の経過を見ながらやっております。今度逆に言えば被災関係になると、今度はリフォームとなるのか、それとも改修事業、リフォームとはまた別の中身になるのか、ちょっとこれは関係各課で協議しながら担当窓口等もある程度決めなければいけないと思いますので、それらについては、一応検討関係、行う必要があるのかなと思いますけれども、今時点では、ちょっとリフォーム

事業という形ではなじまないのではないのかなという形で考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、2問目にまいります。矢巾中学校跡地についてでございます。8月18日、旧矢巾中学校グラウンドで開催されました夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会は、町内外から1,350人が参加して大変盛況でありました。グラウンド周辺には駐車場も豊富にあり、まさに町民挙げての大イベントを実行するには、ここ以外には考えられないと思っています。これから町の復旧を進める上でも、何よりも町民の心を一つにし、協力の輪を広げることは大切ではないかと考えます。今後のまちづくりの重要な拠点にするべきではないでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 矢巾中学校跡地についてのご質問にお答えいたします。

グラウンド周辺には駐車場も豊富にあり、町民挙げての大イベントを実行するには、ここ以外には考えられない。今後のまちづくりの重要な拠点にするべきではないかについてですが、矢巾中学校跡地については、これまで教育施設として活用することが望ましいとの考えから、現在解体を進めている校舎部分の敷地については、学校法人龍澤学館から医療系、福祉系の専門学校を開設したいとの申し出がありましたことから、議会に対してその旨をご説明の上、現在もご協議をいただいているところであります。

町といたしましては、これまでもグラウンド部分については、矢巾中学校があるときと同様に町民が使えるグラウンドとして活用してまいりたいとご説明申し上げておりましたとおり、今後とも屋外照明施設も含めて社会教育施設として明確に位置づけをし、体力増進を図るとともに、町民が憩う場として活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 議会は、昨年9月に龍澤学館私立中学校を開校することを前提としたグラウンド使用条例を否決いたしました。そして、グラウンドは、その後答弁でもありますように社会教育施設として明確に位置づけられ、日中の全ての時間及び夜間も町民が自由に使える、体力増強を図るとともに、町民の憩える場としての活用が決まったのでございます。そして、ことしになりまして龍澤学館から新たな提案がありまして、中学校を解体した

後の跡地部分に医療系、福祉系の専門学校を開設したいと、看護師養成の社会的ニーズもあるという説明を町当局を介して受けたわけでございます。そして、平成27年4月に開校するには、ことしの5月にその結論を得たいということでありましたが、議会といたしましては、この重要な案件は、町民の声をしっかり聞き、アンケートをとるなり、広く町民の声を聞いて慎重に判断するべきである。学館の示すタイムスケジュールに合わせた拙速な判断をするべきではないという、いわゆる結論に至ったわけでございます。そして、町に対して再三町民アンケートをとるよう要望してきたところでございます。

そして、先月の8月21日の議会全員協議会でことしの4月22日に町長が龍澤学館理事長を訪問して、諸般の事情から5月までに旧矢巾中学校跡地利用の結論が出ない見込みとなったことから、平成27年4月に予定される開校は難しい状況になったことを報告したと説明を受けました。そして、ことしの6月17日に龍澤学館理事長が来庁して、町に対して旧矢巾中学校跡地の活用について申し出があったということがありました。旧矢巾中学校跡地を活用した専門学校の開校については、将来的には短大や大学を見越した構想として何としても実現したいと考えているところである。看護学科については、県の担当からの早期開設について要望もあることから教員確保などの条件が整えば、盛岡市内の施設で開設することと考えている。仮に盛岡市内の施設を活用して申請、開設したとしても、将来的には矢巾町での医療系、福祉系の学校を開設、将来的には短大、大学を見越した構想をしたいと考えているという説明がございました。

そこで再質問をさせていただきます。今回4月に町長が龍澤学館を訪れて、その後の6月に理事長からのこういう申し出があったわけでございますが、この報告がされたのが先月の8月21日で2カ月も経過してございます。大変重要な案件でございまして、もう少し早くこの情報を知らせるべきではなかったかと考えますが、2カ月経過した原因についてお答えを願いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず昨年にグラウンドの条例につきまして否決になりましたことは、そのとおりでございますが、その後に議員さんがおっしゃいました中に、その後は社会教育施設として位置づけが決まったというお話がございましたが、私どものほうで考えております社会教育施設としての位置づけといいますのは、条例化をして矢巾町グラウンド条例という、名称は仮称としても、そういったグラウンド条例という条例化をして初めて社会教育施設としての位置づけ

となるものと、こう考えてございますので、現段階では旧中学校のグラウンドにつきましては、そういったまだはっきりした社会教育施設としての位置づけがなされていないものと解釈をしております。

現時点では、今の中学校のまず附属施設という位置づけで要望があった方には、若干の使用料をいただきながら対応しているところでございますが、いわゆる社会教育施設とした場合には、総合グラウンドあるいは流通センターのグラウンドのようにちゃんとした料金規定とか、そういったものを定めた段階でそういった施設の位置づけということで考えておりますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

それから、情報の早期改善が必要ではなかったのかということでございますが、小川議員さんからは重要な条項ということでございますけれども、内容自体については、学館のその申し出自体、1月に申し出があった内容自体については、特に大きな変わりがございませんので、そういった内容ということで私どもは捉えておりました。そういった専門学校あるいは医療系の専門学校等を開設したい、あるいは将来的に短大もしくは大学等に移行してまいりたいという考え方そのものには、特に変更がないということで情報の開示は特にはしていません。そこは、その内容で議会のほうでもいろいろ特別委員会なりで議論をされている段階でしたので、特にその内容について変更ないということで報告しておりませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 看護学校については、教員確保のめどが、条件が整えば盛岡市内の施設で開設することを考えているということは、これは大きな変化ではないかと思えます。将来的には矢巾に来たいということだけでも、看護学校については、別途始めるということでございますから、これは大きな変化だと私は思います。こういうことをやはりその情報をしっかりと教えてほしいと。これだけ重要な課題でございますので、今後ともその件については、お願いしたいと思います。

再質問ですけれども、教員確保などの条件が整えば、盛岡市内の施設でということでございますが、もう少し具体的なお話があったのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 先般全員協議会でお話をさせていただいたところでございますけれども、要旨につきましては、その申し出の要旨につきましては、そのとおりでございます。

ます。それで、中学校、例えば中学校の開設については、いずれ断念をしたということがありました。それは1月にもお話しをしたとおりでございますので、そういったことになりまして、それから専門学校、看護系の学校につきましては、今おっしゃったとおりの内容でございますけれども、具体的には看護系の学校をつくるに当たっては、いずれ教職員あるいは実習する場所等が必要になりますということで、そういったもろもろの条件が整ってからではないと、正式に岩手県のほうに申請ができないというお話はございました。それで、現在条件を整えるためにさまざま医師会とか、あるいはそういった例えば医大さんとか、そういう教員の派遣だとか、あるいは病院さんで実習を受けられる病院さんとか、そういったところをいろいろ当たっていかなければならないということのお話がありました。そのことを踏まえて、そういったもろもろの条件が整えば申請をしたいというお話があったものでございますので、基本的にはちょっと要約にはなったかもしれませんが、内容的にはお話を申し上げているとおりのものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） そして、一方で今音が聞こえておりますように、矢巾中学校は解体が今進んでいるところでございます。きょうの岩手日報の声の欄にも町民からの声が出ておりましたけれども、この中学校の跡地を熱い視線で町民の方々は注視をしているというところで、いろいろ南煙山の住民説明会でも今後どうするのかという質問が出たということも伺っております。いつまでも将来的に大学が来たいと、それがいつになることなのか。それこそ本当にはっきりわからない話だと思います。それで、解体はもうことしじゅうに終わるわけですから、やはりいつまでも将来構想を待つのではなく、矢巾町として一旦その話にはピリオドを打って、町民挙げて議会も当局も一緒になって何がふさわしいのか歩みを始めるときではないかと思っております。

やはり町民からしますと、解体工事が終われば、更地になって、さて何になるのだろうかという期待が膨らんでまいります。そこで、いつまでも龍澤学館の動向を待っていますというのでは説明がつかないと思います。やっぱり一刻も早く町民の声を聞きながら対策を、構想を練る時期が来たのではないかと思っております。その点について町長のほうからお伺いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ただいまのご質問にお答えします。

ピリオドというお話が出たわけですが、私としてはもう少し時間をかけたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ということになりますと、来年更地になった段階で、間もなく更地になるかと思いますが、町民に対してもう少し時間をかけたいということと捉えて、お互いに構想について考えてまいりたいと思います。

以上で終わりにいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一でございます。

まず1問目、障がい者等への支援の充実についてをお伺いいたします。障がい福祉サービスは、長きにわたって行政処分である措置制度が行われてきましたが、2000年の社会福祉基礎構造改革により、サービスの利用者と提供者との対等な関係の確立が望まれました。これを受けて2003年度に支援費制度が導入され、措置制度から障がい者と事業者との契約に基づきサービスを利用する仕組みへと変わりました。その後、障がい者自立支援法が2005年に成立、自立支援法の見直し、改正を経て2012年障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障がい者総合支援法が2012年6月に成立し、本年4月から段階的に施行されています。

障がい者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講じることを趣旨としています。

障がい者総合支援法に基づく障がい者福祉制度は、市町村が実施主体となって行われます。対象となるのは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等で障がいの種別にかかわらず、障がい者に対しての共通のサービス提供する仕組みとなっております。そのサービスは、障がい福祉サービスなどを提供する自立支援給付と市町村、都道府県が地域の実情に応

じて柔軟に実施する地域生活支援事業の2つが大きな柱となっております。

改正後の主な自立支援給付となるものに難病等が加えられ、ほかにも障がい支援区分への名称変更、定義の改正、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業に事業内容が追加、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化などが挙げられます。

市町村地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう住民に最も身近な市町村が事業を実施します。その中には、たくさんの必須事業があります。その1つに地域活動支援センターの機能を充実、強化させるとあります。地域活動支援センターとは、障がい者等を通して、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設となっております。このような施設には、障がい者にとって、ひいては私たちにとっても大変重要な施設となっております。このような地域活動支援センターを町ではどのような位置づけで考えておられるのか。本町においての総合支援法に基づく障がい者等への支援についての充実に対しての考え、また一般的な取り組み方についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 11番、昆秀一議員の障がい者等への支援の充実についてのご質問にお答えいたします。

地域活動支援センターにおける本町の実情に応じた施設とはどのようなものと考えているのかですが、地域活動支援センターは、障がい者総合支援法の中の地域生活支援事業の市町村事業として位置づけられ、利用者の創作的活動または生産活動の機会、社会との交流促進を図るとともに、日常生活に必要な障がい福祉サービスの提供を効果的に行う事業であります。

本町における地域活動支援センターは、平成18年障がい者自立支援法施行と同時に、盛岡広域8市町村で構成する盛岡広域圏障がい者自立支援協議会で委託している相談支援事業所へ委託し、5事業所中、設備及び運営に関する基準に合致した2事業所において支援事業を行っております。地域活動支援センターの事業内容は、当事者同士の交流会、お茶会、語学教室等といった障がいの程度に応じた社会参加活動の事業を行っております。

また、本町の保健指導の一環として委託相談支援事業者と保健指導係がタイアップした出前講座どんぐりの会や町単独事業の矢巾町こころの健康相談のんびりくらぶといった障が

い者向けのセミナーを毎月開催し、地域活動支援センター事業以外の社会参加活動の支援も行っております。

さらに、利用者の生活向上、私が希望する暮らしの実現のため、本人及び相談事業者、障がい福祉サービス提供事業者と行政の連携のもとこれから必要な支援の内容や生活設計を相談するなど、広範囲な支援活動を行っております。

利用者の動向ですが、全ての事業について月平均7人の利用があり、利用に関するアンケートによりますと、おおむね良好の答えがあり、当初の目的を達成していると思われま。今後も地域活動支援センター委託事業者と支援メニューについて協議し、また既存の講座、セミナーを最大限に活用しながら継続して障がい者の社会参加の支援を講じてまいります。

次に、障がい者等への支援の充実に向けての本町の全般的な取り組みの考え方についてですが、本年4月から障がい者自立支援法から障がい者総合支援法に法律名が改正となりましたが、制度については、従来の内容を引き継ぎ、さらに平成27年度にかけ施策の段階的实施を行う予定となっております。

例えば本年度施行分として、難病患者等の障がい福祉サービスの適用、意思疎通支援事業の市町村必須化、成年後見制度の利用促進があります。また、来年度施行分として現行の障がい程度区分認定の見直し、重度訪問介護の対象拡大等があります。本町といたしましても、国の動向と障がいのある方並びにその世帯や障がい福祉事業所等のニーズを踏まえ、障がい福祉サービスの充実に向けてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者への支援の大変重要なものとして障がい年金がありますが、障がい者手帳等保持者のうち本町では何人の何%が障がい年金を受け取っているのか、ある調査によりますと、障がい年金の制度を知らずに未受給となっている障がい者が相当数いるということですが、本町においての制度の周知等もどのように行われているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

障がい年金の周知の仕方ということでございますが、それぞれ相談等いらしていただき、それから生活等の状況を聞きながら、こういう制度もありますよというような窓口ではその

ようなお話をさせていただいておりますし、それぞれ障がい者に伴う各種制度につきましてそれぞれご説明をしているつもりでございます。

ただ、障がいを持っていらっしゃる方々全てが当然ながら障がい年金を受給しているという状況にはなっておりませんので、それぞれ県の福祉総合相談センター等々と連携をとりながら、生活に困っている方々があれば、そのような制度等を利用して、やはり安定した生活をしていただくようにということでお話をさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 何人かという質問もありますが、わかりますか。

川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 済みません。そこの詳しい何%という数字、ただいま持ち合わせておりませんので、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者向けの公的介護サービスは、市町村が独自の判断において利用できる時間数を決めておるのですけれども、現在この時間数は、本町はどのような基準で判断しているのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

障がい者に対する介護の時間数ということでございますが、これにつきましては、介護というか、障がい者の認定の区分の認定審査会等々を経まして、それに応じたサービスの提供ということでそれぞれ時間等々設定をさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） あと障がい者福祉サービスだけではないのですけれども、課題として職員の慢性的な不足があると思うのですけれども、その町としての対応は、今どのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 職員の慢性的な不足ということでお話がありましたけれども、私たちといたしましては、現状でいかにして効率よくサービスが提供できるかという

ことで仕事をさせていただいておりますが、それぞれ福祉分野でいきますと、3障がい、そして高齢者、介護等々ございまして、それら全て100%満足にいくサービス等々提供できているかという、そこまではできていない部分も確かにあると思われませんが、今少数精鋭といたしますか、今現状いる中で精いっぱい努力をさせていただいている状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者のサービスは、介護サービスに比べ、サービス事業所が少なく、在宅で暮らす障がい者が困っているという声を聞きますけれども、今後この障がい者へのサービスの事業拡大が必要だと思うのですけれども、介護サービスとの兼ね合い等、介護サービスで障がい者はできないということなのですけれども、その兼ね合い等をどのように行おうとしているのかお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

はっきり言いまして矢巾町は、他市町村よりも介護並びに障がいの各事業所につきましては、ほかと比べれば充実しているのではないかなど、このように考えております。さらに、介護、高齢者事業を行っている事業者も障がい者事業にも手がけるということになっておりますので、障がい者を取り巻くそのような環境は、もうちょっとまた改善されてくるのではないかなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ということは、障がい者も高齢者の介護サービスを使えるということなのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

舌足らずで大変申しわけございませんでしたが、介護を今現在行っている事業者も、また別な組織を持って、今度障がいのほうの事業をとり行うということも出ておりますので、障がいのほうの事業者等々も若干ではあるとは思いますが、ふえてくるのではないかと、この

ように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） わかりました。障がい者サービスでデイサービスというか、ショートステイみたいに使いたいという方がいらっしゃったのですけれども、その方が町外の盛岡市の施設でしか使えないということで困っておられる方がいらっしゃるのですけれども、そういう方々にこれから今後ふやしていけるようになっていくということでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

障がい者に対する一時的なショートサービスのサービスと申しますか、というよりも総体的にそういうふうな事業者がふえてきておりますということですので、その事業者がその単一のショートステイのサービスをするかというのは、これからの状況次第なのではないのかなと考えております。

あくまでもショートステイということになりますと、要望があつて入ることになるわけですが、通常の間帯と申しますか、日中、使わないときは、当然ながらその1室なり、1床を空けているという形になると思いますので、それらは各事業者とのご相談と申しますか、お話し合いと申しますか、そういう事業のサービスも提供できるかというのは、これからの話ということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 今現在困られている方がいるということなので、早目にそういう施設ができるように進めていただきたいと思います。そして、話は変わりますけれども、ハード面においてですけれども、再三言ってきたのですけれども、役場庁舎の点字ブロック、これ前の総務課長さんが検討すると言っていたのだけれども、そのままになっているのですけれども、これはどうなっているのか。

それと、この間の参院選で投票所でスロープを設けていただいていたのですけれども、そこに段差がありまして利用できなかつたと、せっかくつくっていただいたスロープが。そういうハード面のほうも今後利用しやすいように検証していただきたいと思います。というのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 役場への点字ブロックというふうなお話でございましたが、検討いたしますというお答えをしていたということでございまして、ことし予算化はされてございませんので、今年度予算化されておられませんので、今年度すぐなるというものではありませんが、来年度に向けまして、ちょっと繰り返してみたいな感じですが、検討していきたいというふうに思っております。

それから、選挙の関係でそういったことがあったということで、ちょっと今初めてお聞きしました。貴重な1票を投じていただくのに、そういったふぐあいがあったということになれば、これはまずいというふうに思いますので、今後改善をしていきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） あと来年度、26年度3月に障がい者に対する個別のケアプランが必要になってくるということで、そうすると一人一人のケアプランを立てなければならないということで相談事業所が足りないということをお聞きしているのですけれども、今後、来年度までに相談事業所をふやしていく計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

相談事業所ということですが、今矢巾町では、新生会さんに相談事業所をお願いをいたしております、当町では、それ以外に今のところふやすというような考えは持ってございません。

基本的に障がい者の方々のケアプラン、もう既に今年度から作成開始をしております、ただ今議員おっしゃるとおり全体的には相談事業所が少なく、なかなかプランを立てられてはいないというのがそのとおり実情でございますが、当町としては、今のところ順調に作成をされているのではないかと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員の一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をい

たします。

再開を3時25分といたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き昆秀一議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） ボランティア体制の強化についてをお伺いします。

まずは、このたびの大雨により被害を受けられた方々には心よりお見舞い申し上げます。そして、職員のほか今なお復旧に当たられている方には、心より感謝、お礼を申し上げたいと思います。

さて、先般のこの大雨による災害ですが、本町においては、人的被害はなかったのは幸いとしても、床上102件、床下355件の被害は甚大であり、ほかにも土木ほか施設の復旧には時間もかかりそうです。そこで、復旧に対しては、町職員を初めたくさんの方が当たられてきたと思いますが、災害ボランティアの役割も非常に重要に思われます。今回の大雨による被災への災害ボランティアは、早急に災害ボランティアセンターを設置し、また県社協からのボランティアも派遣されたと聞きます。8月26日までに91件のボランティア要請があり、県、町内外から684名の方がボランティアに当たられたとお聞きしておりましたが、ボランティアとは、そもそもボランティア活動に携わる人のことであって、古典的定義では、自発性、無償制、利他性、先駆性と、ボランティアの柱とするのだそうです。ボランティアは、災害のほかにも介護や地域の福祉などにも市民活動へ果たす役割は大変重要であります。今後も活躍が期待されるところであります。

このような地域中心の活動から国際的な活動までボランティアの活動の内容や形態領域は多様になってきております。活動の内容も災害や福祉に限らず、教育、医療、保健、環境保護、リサイクル、国際交流、海外支援や文化活動など、多くの分野に広がってきております。また、東日本大震災の被災地に対して全国から集まったボランティア活動も風化させないためにも、本町においても改めてボランティア体制の育成など整備が必要になってくると思います。今回の大雨による被災した場所へのボランティアは、当初はなかなか集まらなかったと聞きますが、町内外のボランティアの方々が入ってくださり、非常に助かったとお聞きし

ております。町民の中には、ボランティア活動をしたいが、何をどうしたらいいのかわからないという方は、たくさんおられるのではないのでしょうか。

現在ボランティアに関しては、町社会福祉協議会が中心になってお願いしているようですが、社協の負担が大きいと思われれます。今後ボランティア活動を支援していく意味からもより一層の取り組みが必要になると思われれますが、本町のボランティアに対する支援や体制など、今後のボランティア強化に対する取り組みと、その見解についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ボランティア体制の強化についてのご質問にお答えいたします。

今後ボランティア活動を支援していく上での本町の取り組みとその見解についてですが、8月9日の豪雨の本町の災害被害に対しまして、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターに町内はもとより県内及び県外からも数多くの方々が災害ボランティアとして登録していただき、災害発生後早々に被害を受けた現場に出向き、力強い支援をいただいたことに感謝を申し上げるところでございます。

災害ボランティア登録数は、8月26日現在延べ655人となっており、善意の気持ちと力強い支援が被害を受けた方々の家屋等の復旧はもちろんのこと、心身の回復にも力をいただいているところでございます。

今回災害ボランティアに登録していただいた方の状況は、東日本大震災で被災された沿岸部の普代村消防団等を初め、山田町や宮古市等の沿岸市町村、そして二戸市からの支援、また町内においては、個人、団体、事業所、そして学生からも続々と申し出があり、当初危惧した人員不足の状況が解消されたことに対し、感謝をしております。

災害ボランティアの活動内容としては、被災した家屋からの土砂の搬出等、作業依頼件数が91件中、作業完了も89件と、日々ふえていき、継続や未着手の状況の終了に向け、支援の輪の広がりに感謝しつつ、そして期待したところでございます。

今回本町の土砂災害の復旧に力添えをいただいた災害ボランティアの存在と活躍がクローズアップされてきたところですが、それは古くは関東大震災、そして記憶に新しいところでも平成7年の阪神・淡路大震災のときの痛ましい犠牲、そして東北が甚大な被害を受けた東日本大震災の惨状にはせつけ支援した尊い経験をもとに発展してきていると聞いております。

その背景には、全国社会福祉協議会が災害ボランティアのノウハウを蓄積し、被災地の支援ニーズの把握、整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマ

ツチング活動の支援を行っており、活動支援を発展させてきた歴史があります。

今回本町の災害ボランティアセンターの設置に当たっても、本町が被災直後の混乱の中、県社会福祉協議会がいち早く駆けつけて拠点づくりに培った細かい技術的支援と人材派遣により、初動の立ち上げをスムーズに行い、継続活動の進め方についても支援を得て、活動が続いてきたところであります。

しかしながら、災害ボランティアの活動には、大きな期待が寄せられる一方でボランティア活動が被災地域の人々や他の関係者間で負担にならないよう参加者一人一人が自分自身の行動と安全に責任を持つ必要があり、ボランティア本人の自発的な意思と責任により被災地での活動に参加、行動することが基本であります。

本町のボランティア活動の状況と取り組みは、町の各関係課の事業の中で各組織ごとに時代背景とニーズを反映し、養成と活動支援を行っております。その一部として保健福祉分野における子育て、精神保健、介護、食生活改善、赤十字奉仕団、老人クラブ、声の広報等各分野のボランティア団体が存在し、各団体の特徴を生かした活動が行われております。また、学校教育分野における学校安全スクールガード、社会教育分野についても婦人団体の活動を初め音楽関係、新しくは徳丹城のガイドボランティアの活動があり、町のボランティアセンターへの登録の有無にかかわらず、たくさんの団体や個人がボランティア活動をしている状況をこの場をお借りし、改めてご紹介を申し上げます。

本町といたしましても、今回今まで経験のないほどの被害を受けており、各関係課が担当するボランティア団体会員へ災害ボランティアの存在を周知し、活動を拡大、支援していくため関係団体の会議やイベント等でも周知する支援を続けて活動の広がりを支えてきたところであり、今後もボランティア活動の輪が広がっていくことを期待するものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 第6次矢巾町総合計画基本計画によりますと、住民のボランティア活動参加を推進するとあります。現状のボランティア事業参加人数が1,224人を目標1,500人にするとありますけれども、このボランティア参加人数はどのように換算して、東日本大震災のボランティアなども人数に換算するのか。現在までに何人の参加人数があるのか。今後の目標設定もあわせてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的にボランティア数というのは、社会福祉協議会がボランティアセンターということで中軸をなしておるわけですが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、ボランティアセンターに登録していない方々、団体等も多数ございます。それから、今回も災害ボランティアということで町内の方々、多数の方、登録してボランティアをしていただいておりますが、それらの方々も含めながら、そして今度開かれますふれあい広場あるいは福祉大会等々、機会あるごとにボランティアの活動内容をご紹介をしながらボランティアの育成あるいは増加に努めていきたいなど、このように考えておりました、その一つの目標といたしまして1,500という数字を出しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） わかりました。

それで、今元気なお年寄りがふえておるわけですがけれども、介護支援ボランティアというのが今広まっているわけですがけれども、ボランティア活動をすることによって社会参加することで生きがいを感じ、健康を維持してもらえるとということでみずからが要介護状態になるという予防介護にもなり得るとして介護給付費の抑制にもつながるものと試算もあるようですけれども、そのためにもボランティア活動参加をもっと推進していく意味があると思いますが、この介護支援ボランティアというものを参加していただくような取り組みが必要だと思うのですが、どのような取り組みをしていけばいいのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

介護のボランティアということですが、矢巾町ではご存じのとおり、今介護のボランティアを団体あるいはやっている方々いらっしゃらないという状況ですが、表面上はいらっしゃいませんけれども、表面に出なくて私もやっているのだよという方々は、実際問題はいらっしゃることはいらっしゃいます。ただ、それをどこがそれでは介護のボランティア募集をすればいいのかということになりますと、それぞれ現在やっているところ等ちょっとそれぞれ勉強させていただきながら需要と供給のバランスを見ながらやっていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 町の社会福祉協議会のボランティアセンターが今ボランティア活動の拠点となって活発に活動が行われていると思うのですけれども、今以上にもっと活発にさせるために町においてボランティア支援課などというものを組織して、新しくそういう活動の支援をしていくようにしてはどうか、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今社会福祉協議会にボランティアセンターが設置してありますが、町のほうでというお話ではございますが、やはり町の福祉もそうなわけですが、社会福祉協議会と福祉団体あるいは担当課であります福祉担当課と一丸となってそういう部分をしているというふうに私どもは認識をいたしております。そのため、全て社会福祉協議会におんぶにだっこというようなことは全くもって考えておりませんし、思ってもおりません。それぞれうちのほうも各団体を持っておりますし、今回のときもボランティアが足りないというのであれば、各団体にご要請をして、それぞれ持ちつ持たれつといたしますか、そういうふうな関係を築いて今まで事業を展開しておりますので、それを町のほうで持ってきてボランティアセンター等々をやるというような考えは今のところ考えを持ち合わせていないところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 教育委員会のあり方についてお伺いいたします。

教育委員会の役割は、学校やスポーツ施設、文化施設、文化財の保護、社会教育など多岐にわたります。それらの教育行政の責任者は町長ではなく教育委員会であります。この教育委員会は、現在5名の委員によって構成されておりますが、全員が町長によって任命された人々であります。町長の部下ではなく、町長から独立した形で教育行政を仕切っていると思います。教育委員は、毎日教育委員会につめて仕事をしているわけではなく、教育委員会の事務局長として職員を束ねている教育長は、常勤の教育委員であります。残りの方々はそ

うではございません。この5人で教育行政を取り仕切っているのですが、具体的にどのように取り仕切るのか。委員が定期的に集まって会議を開き、そこでの話し合いによって決まっているとは思いますが、この委員会がどのように行われて話し合われているのか、その中身は町民にはよくわかっておりません。いじめや体罰によって亡くなる事件が相次いでから各教育委員会への批判につながっていますが、ほかの教育委員会を見ても、どうも対応が余りに遅く、一般の人の感覚とかけ離れているように感じます。一方、首長の教育行政に対する権限を強めようという動きもございます。ですが、私は問題は別のところにあるのではないかと思います。

まずお伺いしたいのですが、教育委員会の会議はどのくらい行われ、どのような内容をどう進められておられるのか。その会議の議案には、解決策の原案などをあらかじめ示されるのがほかの教育委員会では普通であるということをお伺いします。本町の教育委員会の会議においても、事務局側が整理した課題や問題点の解説を聞いてから、事務局があらかじめ考えていた解決策をめぐって論議をしておられるのかお伺いします。

このように教育委員会についての実態は、一般の人にはよくわからないのが実情だと思います。もう少し教育委員の活動や会議の内容など、町民にわかるようにできないものかお伺いします。

それから、特に住民の代表である議員に対しても教育行政をチェックしていく意味からしても、その情報を公開すべきではないかという、その点もお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 教育委員会のあり方についてのご質問にお答えいたします。

教育委員の会議は、どのくらい行われ、どのような内容になっているのかについてですが、会議は、毎月定例会が行われております。このほかにさまざまな課題へ迅速に対応できるように必要に応じ臨時会を開催しております。平成24年度には、定例会が12回、臨時会を1回、計13回の会議を開催しております。また、会議の内容につきましては、教育委員会事務事業点検評価を初め、条例等の制定、改廃、教職員の人事、各種委員の委嘱等を議案として審議しております。そのほかに教育推進計画や町内小中学校の運営状況、社会教育関係事業などについて報告を行っております。

2点目の教育委員の会議においても事務局が整理した議題や問題点の解説を聞いて、事務局が考えた解決策をめぐっての議論となっているのかについてですが、提出する議案につき

ましては、事務局が作成し、提案理由を説明しておりますが、内容についての質疑はもちろんのこと、委員各位の経験を踏まえた広い視野を持って貴重なご意見をもとに審議が行われております。

3点目の教育委員の活動や会議の内容を町民にもわかるようにできないか。また、議員に対して情報を公開できないかについてですが、教育委員会事務局事業点検評価については公表しておりますが、これまでのところ委員の活動や会議内容等の広報活動は行っていないことから、今後ホームページ上での活動内容の公表等により、開かれた委員会づくりに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 最近松江市教委が「はだしのゲン」を図書館で読めなくしているよう指示していたことがわかり、全国から批判を浴びました。この松江市教委の指示は、本来であれば、公開の教育委員会の会議にかけられるべきでありました。ところが、今回の判断は、事務局で決められており、不透明な形で判断となっていたそうです。大事なものは、まず教育委員会に大事な情報が入るようにすることです。事務局内部で判断するのではなく、外部からの目としてしっかりと教育委員会が機能できるように制度を見直していく必要があると思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大事な情報等について教育委員会に入って、それについて検討するというございですが、本町の委員会につきましては、そういう課題あるいは今のような問題あるいはこういう新しい事案が発生した場合につきましては、必ず教育委員会議会のほうに提案しております。そして、委員さん方のご意見を聞きながら決定する形になっております。そういう形で進めておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 教育委員長のご答弁では、今後ホームページ上で活動内容の公表等により開かれた委員会づくりに取り組んでまいりますとあります。今後この開かれた委員会

づくりに取り組むということで答弁はまことに心強く、ぜひとも教育委員会単独のホームページを作成して、今以上に信頼できる教育委員会にさせていただきたいと思っておりますけれども、その点、どうお考えかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 現在の本町のホームページの中に教育というところがございまして、そちらを活用しながら公表等をしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 町のホームページからのというのが、ちょっと余りにも詳しくないというか、そういうところがあります。学校なんかでは単独でつくっておられるのですけれども、小中学校では。そこら辺を考えて単独でできたらどうかなと思ったのですけれども、では考えがないということですので、今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 学校のホームページにつきましては、今ちょっと、今の状況のホームページは、ちょっと学校でも使いづらいというような形でございますので、今そちらのほうは検討しております。町のほうの教育委員会の公開につきましては、今の中での見やすいような形で使っていけるような形を進めたいと思っておりますし、今後さまざま活動等いっぱい出てきた場合については、また考えていきたいと考えておりますが、現在のところは今の中で進めたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、13番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 藤原梅昭議員 登壇）

○13番（藤原梅昭議員） 議席番号13番、藤原梅昭です。最後になりましたが、町長さんも大分お疲れのようですが、最後までひとつおつき合いのほどよろしく申し上げます。

まずは、8月9日の豪雨被害に遭われた方々へ改めてお見舞い申し上げます。災害に強い

本町としては、想定外の甚大な被害となりましたが、川村町長初め職員及び関係者の献身的な対応に対し、町民の一人として感謝申し上げます。さらに、本町消防団の活動初め普代村消防団及び山田高校を初めとした600人を超えるボランティアの方々の復旧支援には、重ねて感謝申し上げます。

また、町長、高橋県議、県知事、国会議員等、多くの方々の誠意あるご努力により、農林関係の激甚災害指定認定となり、一日でも早い復旧を望むものです。災害に強い町、安全、安心なまちづくりを取り戻すために今後も必ず起こり得ると思われる豪雨への対応状況についてお伺いいたします。

まず1つ目は、岩崎川の改修計画を前倒しに行う考えはないのかお伺いいたします。

2つ目、上海老沼地区のJR横の金網へのごみがへばりついたための冠水対策はどのようにされるのかお伺いいたします。

3つ目は、下海老沼地区のくるま堰氾濫対策はどのようにされるのかお伺いいたします。

4つ目は、矢巾1区を流れる上堰の越流対策はどのように行うのかお伺いいたします。

5つ目は、南矢幅熊野神社横の川のJR下の水抜けが悪くての冠水対策はどのようにされるのかお伺いいたします。

6つ目は、南矢幅3区矢巾跨線橋下のJR下の水抜けが悪くての冠水対策はどのようにされるのかお伺いいたします。

7つ目は、各地の土砂流入及び冠水による農作物及び農地の災害補償対応についてお伺いいたします。

8つ目は、町民への情報が乏しかったと意見が多かったが、今後の対応についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 13番、藤原梅昭議員の豪雨災害での対応状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目の岩崎川の改修計画を前倒しに行う考えについてですが、今回の災害で河川改修の早期完成及び改修区間の延伸について強く県に要望しているところであり、県におきましても改修計画のスピードアップを図るため、各種補助制度等を模索している状況と伺っております。

2点目の上海老沼地区のJ R横の金網へのごみがへばりついたための冠水対策についてですが、岩崎川の下海老沼橋上流右岸が流木等の影響で決壊し、氾濫水が急激に市街地に流入したことから、区画整理事業により鉄道との境界に設置いたしましたフェンスにごみがへばりつきましたが、洪水時の撤去作業は危険であり、二次災害を引き起こす恐れがありましたことから、とても対応できる状況ではありませんでした。

いずれにいたしましても岩崎川の河川改修が完成いたしますと、このような越流、堤防決壊等生じなくなりますことから、1点目でお答えいたしましたとおり県及び国に対しまして早期完成を強く働きかけてまいります。

3点目の下海老沼地区のくるま堰氾濫対策についてですが、J R敷地との接続部の未施工区間については、冬の着工までの間、災害防止のため土のう積みを行い、ほかにくるま堰関係で被災した箇所については、必要に応じて復旧工事を行うこととしております。

また、今回の災害によって明らかとなったくるま堰に接続している水路等の能力不足箇所については、今後その対応について関係課で検討の上、整備等を進めてまいります。

なお、くるま堰本体の改修は、平成24年度に町道大沼線の上流と下流の部分144メートルを実施し、大沼線沿いとJ R敷地との接続部約118メートルが未施工となっておりますが、この未施工の部分については、本年度の冬期間に着工を予定しており、当初計画より1年短縮し、2年で完了予定としております。

しかしながら、今回のような豪雨に対し、施設整備のみでは限界があることから、今後も適切な避難指示などとの連携による冠水対策が必要と考えております。

4点目の矢巾1区を流れる上堰の越流対策についてですが、上堰については、ルートを一部変更し、都市計画道路矢幅駅下花立線の道路下に幅2.2メートル、高さ1.2メートルのボックスカルバートを現在整備中であり、平成26年度内の完成予定となっております。この工事が完成しますと、上堰による水害は解消されるものと考えております。

5点目の南矢幅熊野神社横の川のJ R下の水抜けが悪くての冠水対策についてですが、ご指摘のありました水路は、側溝が熊野神社北側まで設置されており、既設J R横断施設まで約5メートルが未整備の状態です。現在の雨水整備計画における当該地区は、北側に整備したJ R横断施設に導く計画であり、ご指摘のありました場所を含め、未整備箇所を順次整備していくことで水抜けの悪い点は解消できるものと考えております。

6点目の南矢幅3区矢巾跨線橋下のJ R下の水抜けが悪くての冠水対策についてですが、従来の降雨では、既設横断管の能力に問題がなかったことから、整備計画には位置づけられ

ているものの、後年度での整備としておりました。しかし、今回の豪雨災害の教訓を受けて、今後は優先順位の見直しを含めた整備計画の検討を行ってまいりたいと考えております。

7点目の各地の土砂流入及び冠水による農作物及び農地の災害補償対応についてであります。被害概要については、4番、山崎道夫議員にお答えした内容のとおりであります。ご質問の補償対応につきましては、町でも初動調査は行いましたが、被害が広範囲に及び、細部まで把握しきれないこともあり、岩手中央農業協同組合において組合員を対象に書面での被害調査を実施したところであります。その調査結果をもとに8月26日に盛岡広域振興局関係部署、関係市町、盛岡地域農業共済組合、土地改良区及び岩手中央農業協同組合等の農業関係組織が一堂に会し、県央豪雨災害対策会議を開催しております。

方向性といったしましては、被害農作物においては、営農指導の徹底を行うことはもちろんのこと、出来秋の収量状況に応じた共済制度の活用などで対応することを基本としますが、現行制度では、対象とならない野菜等の園芸作物について経営継続につながる方策も検討してまいりたいと考えております。

また、水路及び農地等への土砂流入対策は、災害認定としての該当有無の区分けを行いながら各規定を踏まえ復旧に努めることとし、国や県からの補助金等各制度については、引き続き情報収集に努めてまいります。

8点目の町民への情報が乏しかったと意見が多かったが、今後の対応はについてですが、今回の災害に対しまして、より多くの町民に避難勧告、避難情報、通行どめ情報など周知する方法として携帯電話の緊急速報メールを活用し、周知を行ったところであります。また、消防団ポンプ車両や広報車での広報、岩手中央農業協同組合の有線放送による広報を行っております。こういったさまざまな手段を用いて周知を行ったわけですが、全ての町民の方へ情報を伝達する方法としては、決して完全であると言えるものではなく、全ての方へ情報提供する手段については、今後大きな課題の一つであると認識しております。

今後の対応といったしましては、現在の方法をより迅速に行うといったことはもちろんであります。高機能な屋外スピーカーによる防災情報を放送する設備を有しておらないことから、岩手中央農業協同組合が所有する町内自治公民館に設置している屋外放送設備との連携をまずは検討しながらも昨年度整備いたしました防災行政無線との接続も考慮し、停電時においても町内の全ての地域に確実に情報を伝えることができる広域伝達用防災スピーカーの設置についても、国の補助制度も考えあわせながら検討しているところであります。

また、災害時における避難につきましては、各避難所の管理者の協力も必要なことから、

今後災害が予想される事態においては、避難所の早期開設を行っていただく対策も必要であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 具体的な質問に的確なご答弁、ありがとうございました。対策につきましては、同じことを繰り返さないように、いかにスピードを上げて対応するかにかかっていると思われまます。温暖化の影響ではないかと言われる異常気象が各地で発生していますが、ことしは日本でも猛威を振るい、各地での大雨、最近では、埼玉県でも竜巻による突風被害と、きのうは栃木県でも発生したそうなのですけれども、過去の気象データからは考えられないこの経験したことのないことが頻繁に起こることを前提に、まずは住民の生命、財産を守るためにも防災対応をしっかり取るべきと思われまます、改めて川村町長さんのご決意をお伺いしたいと思ひます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうにご質問をいただいたわけでございますので、私のほうからお答えを申し上げたいというように思ひます。

まず今回の大雨洪水のやっぱり根本は、岩崎川の氾濫ということでござひます。この岩崎川の改修につきましては、平成4年に採択いただきまして、今まで延々と工事を行ってきたわけでございますが、ようやく東北本線まで河道掘削も含めましてできたわけでございます、当初は東北本線までの予定だったわけでございますが、その後それぞれ今回の一般質問でもお答えしてありますように、まずは岩崎川橋、ちょっとの下流のところまで計画が延伸する予定になっておりまして、今これからこの測量調査等に入る予定になっております。しかしながら、その上流部につきましても、やっぱり被害の跡を見ますと、まだまだやらなければならない区間が多いわけござひまして、それらも含めまして国、県のほうにもお願いしておるわけござひますが、現場を調査なされましたそれぞれ国会議員の方々あるいは霞が関の各省庁の担当官からは、最終的にはやっぱり岩崎川の改修のスピードアップしかないなど。

当初視察に見えたときは、流木が橋にひっかかったから、そのための氾濫だと、いわゆる岩崎川の改修がおくれたのでこのようなことになったということは否定しておたわけござひますが、後半になりましたら、おかげさまで国会議員あるいは各省庁の方々もやっ

ぱり岩崎川の改修を早期に実現しなければならないといったような方向になってきたよう
でございまして、その雰囲気は、私も感じたわけでございますので、そうした気持ちが萎え
ないうちに国のほうに要望を強くしてまいりたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 大変力強いご決意ありがとうございます。私も矢巾の町のど真ん
中を流れる岩崎川がそれこそ昔から暴れていますけれども、これが大きな要因だろうという
ふうにも思っておりますので、ひとつ煙山ダムとあわせて一日でも早い改修をお願いしたいな
というふうにも思います。

今回の対応については、いろいろ町民からも声が聞こえてきております。一つは、その日
のうちに消毒をしていただき、大変素早い対応に感謝しているとか、保養センターの従業員
の避難対応がすばらしかったとか、いろいろ連日の猛暑の中で連携よく対応していただいた
ということでひとつ町長さんからも職員の方、従業員の方にねぎらいの言葉をかけていただ
ければ幸いかなというふうにも思います。よろしく申し上げます。

その中で再質問いたしますが、情報の件で何点か伺います。一関市は、9月1日から防災
や行政情報を市内全域に一斉発信できる防災行政情報システムの運用が始まりました。これ
は、無線をデジタル化して市内全域に情報を一斉発信するとともに、マストと呼ばれる屋外
スピーカーを106基新設し、放送が幅広く届くようにするシステムの様です。災害時に避
難所となる27公民館へは既に設置済みと、このようなシステムが運用され始めたというこ
とで大変本町にも参考になる例かなと。ただし、ちょっとお金がかかっているようなのです
けれども、それをお金をかけないで何とかできるだけかけないで、全くかけないのではなく、
何とかその辺の参考例を見ながら改善していただければ非常にありがたいかなと思
います。

当町の区長さん方からも住民への伝達方法として広報スピーカーのない場所、これが結構
あるわけですがけれども、その場所ではスピーカーが欲しいということで早急なる検討を重
ねてお願いしたいなと、そう思います。

それと、昨日の一般質問での高橋七郎議員からの質問のあったホームページの更新ですが、
先ほどもホームページのお話があったわけですが、当町にも国内、海外問わず多様な人間が
出入りし始めております。また、二、三年後には決まるであろうI L C国際リニアコライダ
ー、これの候補地に岩手が決まったということで岩手県矢巾町もますますグローバルを意識

した対応が要求されるわけですので、町民だけでなく遠隔地への情報提供としてリアルタイムな情報発信がぜひ必要と思われませんが、早急な対応の考えをお伺いいたします。

それと、防災行政無線の配備の件ですが、昨日の一般質問の回答の中に私立保育園及び不來方高校、産業技術短大ほかへの配備については、他の方法での対応を検討するとの答弁でしたが、基本的には町営の保育園、小中学校と同じシステムでの対応をするべきと思われませんが、なぜ他の方法での対応なのか考えをお伺いいたします。

以上、お願いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず1点目と3点目につきましてお答えをしたいと思います。まず情報の関係のスピーカーの関係でございます。昨日もいろいろ答弁を申し上げましたが、矢巾町につきましては、町で持っている専用のスピーカーというのはございませんで、農協さんが設置しております各公民館のほうに設置しております屋外スピーカーというふうなことでございます。これにつきましては、今後何か所かちょっとふぐあいもあるというふうなことも聞いております。というふうなことでそれらの解消もあわせながら、まずはその農協さんのスピーカーの利用を考えていきたいというふうには思っております。

ただ、やはり停電時あるいは昨年整備しましたデジタル無線との関係、そういったものの関係がなかなかうまくいかないというふうなところも見込まれますので、さらにそれを考えながらもさらに先ほど答弁をいたしました、広域的な高性能なスピーカーもちょっと考えていきたい。ただ、先ほど藤原議員さんからもお話がありましたが、かなり額が弾むというふうなことも聞いております。ただ一関のように矢巾町は広くない、県内でも2番目に小さい、平泉町の次に小さい面積を持っている町でございますので、そんなに立てる必要はないというふうには考えておりますが、ただいかにせん最新の設備となりますので、かなり額が弾むというふうなこともありますので、まず農協さんのほうのスピーカーがどうなのかというふうなことで一応検討を進めていきたいというふうには考えております。

それから、防災行政無線の関係でございますが、現在設置しております無線につきましては、ふだんの業務にも使っております。そういったことでいろんな情報が入ったりもしますので、そういったことで行政だけというふうには考えておりましたが、今後そのあり方等につきまして、あるいは元町立の保育園等につきましては、たしかでございますが、有線放送のスピーカーも入っているはずでございます。この前地域懇談会が矢巾1区でございました。

それで、矢巾1区の公民館に避難しましたが、各公民館にはラジオもテレビもなく、非常に情報がなくて残念だったというふうな話をちょっと伺いました。そういった地域懇談会を進めているうちにちょうど7時半になりまして有線放送が鳴ったのを記憶しておりますが、公民館には有線放送が全部入っているのだなというふうなことも思いましたので、避難所に関しては、まず有線放送のほうに情報を伝えて放送していただければ、何とか情報は伝わるのかなというふうに思っておりますが、今の不来方高校とか、そういった町の施設以外のところにつきましては、ちょっと今後検討はさせていただきたいなというふうに思っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ホームページの更新あるいは運営につきましてでございますが、今ご質問でありましたとおり充実を図ってまいりたいと思っております。災害当日に当たりましては、ちょっと情報が少なかったというふうなご指摘もございまして、今後対応してまいりたいと思っておりますが、その際には、今回の場合は、企画財政課の職員も避難所対応、避難所への食料配給あるいはそういった従事もしておりまして、ちょっと手薄なところもあったこともありまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。そういったところにも配慮いたしながら今後運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。

いずれこの情報化社会あるいは非常にいろんなものが広範囲にグローバルな形で動いている世の中ですので、情報というのは、非常に大事なやっばり分野になってきております。そういう意味で情報を要はホームページ一つとっても自分たちで駆使できると、使いこなせるというレベルにならないと、それこそ話だけで終わってしまうので、その辺のレベルアップも含めてひとつ検討していただければ、もっともっと有用なホームページあるいはいろんなデジタル、今回システムを導入しているわけですから、その辺を使いこなせるというふうになると思いますので、ひとつ最重要の一つとして検討していただきたいなというふうに思います。

それから、ちょっと細かい話で申しわけないですが、土のうの件なのですけれども、きのうも土のうの話がありましたけれども、今回も袋はあったけれども、近くの公園に砂がないという話もあって、できれば公民館あるいは公園、そういう皆さんが集まるようなところに土のうのための砂を用意して欲しいとか。南矢幅1区公民館のところでは、水が入ると膨らむやつ、俗に言うパンパースに使っているような、そういう土のうもあるようなのですけれども、私初めて見ましたけれども、そういうもので要は住民が自分たちの手で何とかできると、簡単にとってはあれですけれども、自分たちの力量の範囲でできるような形でやっぱり対応しておくのが一番いいのかなと、そういうことによって情報を駆使しながら、それぞれが2万7,000人の住民が全て動けるかどうかわかりませんが、そういうところで個々で対応していけるものは対応すると、そういうことが一番早いし、確実に対応ができるというふうに思いますので、ひとつ土のうの件についても一緒に検討していただければいいのかなというふうに思います。

今回いろんな意味で先ほどよかった例も話したし、あるいはいろんな問題点も出てくると、そういうことでよかったところ、あるいは足りなかったところ、いろんなことが今回の災害時に出てきたわけですので、ひとつ今回やったことが矢巾の実力だということで、その実力をいいところも悪いところもよく認識しながら検証して、町当局、議会、住民一体になりながら、そのレベルをさらにレベルアップしていくということが一番重要なことというふうに思いますので、ひとつ今後ともその対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、東日本大震災以降の本町対応状況についての質問に移らせていただきます。

このような状況の中で忘れてならないのは、一昨年3.11の東日本大震災です。大震災からはや2年6カ月を経過しようとしております。昨年は復興元年と、本年は復興加速年ということで岩手県としても復興をさらに加速したい年ではありますが、この大惨事を風化させないためにも継続して大震災の話は続けていきたいなというふうに思っております。その上で最近の本町の対応状況をお伺ひいたします。

1つ、被災地支援状況及び本町に避難されている方々のその後の受け入れ状況についてお伺ひいたします。

2つ目、瓦れき処理の対応状況についてお伺ひいたします。

3つ目、原発事故による放射能汚染の農家及び農畜産物に対する本町の支援状況をお伺ひ

いたします。

4つ目、原発事故に対する損害賠償が問題になっていますが、対象者に対する本町の対応状況をお伺いいたします。

5つ目、原発の再稼働についていまだ国を挙げて議論されておりますが、脱原発の考えに変わりはないのかお伺いいたします。

6つ目、再生可能エネルギーの推進はどのような進捗状況になっているのかお伺いいたします。

7つ目、省エネルギーの推進状況についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 東日本大震災以降の本町対応状況についてのご質問にお答えします。

1点目の被災地支援状況及び本町に避難されている方々の受け入れ状況についてですが、被災地支援状況につきましては、本町では大震災が発生して以来、津波による甚大な被害を受けた沿岸市町村に対し、さまざまな支援を行ってまいりました。最近の対応状況といたしましては、人的支援が中心となっており、平成24年度に釜石市へ1年間の戸籍等窓口事務応援のための事務職員派遣を行ったほか、大船渡市及び陸前高田市へ延べ3日間にわたり町民の健康調査応援のため保健師の派遣を行ったところであります。本年度におきましても大槌町へ1年間の予定で固定資産税事務応援のため事務職員派遣を行っており、さらに10月から12月にかけて大槌町、陸前高田市及び宮古市へ保健師派遣を行う予定となっているところであります。

また、本町に避難している方々の受け入れ状況といたしましては、本年8月25日現在で50世帯、121名となっており、避難者の方々に対しまして11月以降となりますが、昨年度に引き続き被災者健康づくりサポート事業を活用し、保健師等が家庭訪問により健康状態や成果状況等の把握と健康支援を実施してまいります。

さらには、同事業を活用し、本年度も被災者健康応援交流事業を町社会福祉協議会へ委託して、被災者の方々を対象とした交流事業を4回実施する予定としており、1回目は7月9日に地域の老人クラブ会員と宮城県くりこま高原周辺の健康ウォーキングを実施したところ、8名の方の参加をいただきましたので、次回以降も地域の方々との交流活動を通じて心身の健康、不安の解消を図り、少しでも安定した生活が送れるよう支援をしてまいります。

2点目の瓦れき処理の対応状況についてですが、大槌町からの震災瓦れきは、盛岡・紫波

地区環境施設組合が昨年2月27日から受け入れを開始し、焼却処理を行ってまいりましたが、本年3月31日をもって終了しております。焼却処理をする可燃物がなくなったことによるもので、終了までの処理実績は、計画量7,200トンに対し、3170.26トン、執行率は44.0%となっております。

なお、大槌町からの災害廃棄物受け入れが終了したことから新たな被災地支援として本年6月3日から陸前高田市からの災害廃棄物を受け入れ、焼却処理を行っている状況であります。処理計画については、受け入れ期間が本年12月末までに1,500トンの受け入れ計画量となっており、1日約10トンが搬入され、8月22日現在248.43トンを焼却処理しております。なお、執行率は16.56%であります。

陸前高田市からの災害廃棄物受け入れに際しましては、4月27日に東徳田2区自治会で住民説明会を開催し、ご理解をいただくとともに5月20日開催の盛岡・紫波地区環境施設組合議会全員協議会においてご承認を賜ったことから、岩手県との間において災害廃棄物処理委託契約を締結し、焼却処理を開始したところであり、今後も継続して被災地支援に努めてまいりたいと存じます。

3点目の原発事故による放射能汚染の農家及び農畜産物に対する本町の支援状況についてですが、支援状況については、平成25年第1回議会定例会においてのご質問にもお答えしておりますが、補償関係につきましては、JAグループにより設立された東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会の指導で畜産及び菌茸類を中心とした賠償請求等を継続的に実施しており、風評被害の影響が大きい原木シイタケについては、岩手中央農業協同組合、同管内行政庁及び生産代表者で構成する原木シイタケ専門部会放射能対策委員会を中心に具体的対策を進めているところであります。

畜産関係においては、風評被害の払拭のため、より安全な飼料を確保することを目的として国が定めた放射性セシウムを含む飼料の暫定許容量を下回っている牧草地を対象に県の補助メニューを活用し、本年度と来年度の2カ年で除染作業を実施することとしております。

また、平成24年3月に導入した放射能測定機を引き続き活用し、農家を初めとした町民からの申請を受け、放射性物質濃度の測定を無償で実施し、より安全、安心な農産物の生産について支援しているところであります。

4点目の原発事故に対する損害賠償が問題になっているが、対象者に対する本町の対応状況についてですが、本町に該当する損害賠償としては、風評被害に伴う価格下落や利用基準値を超えた原木ほだ木に対する補償が挙げられますが、前述の東京電力原発事故農畜産物損

害賠償対策岩手県協議会の指導で四半期単位に賠償請求等を継続的に実施しているところ
であります。

5点目の原発の再稼働について国を挙げて議論されているが、脱原発の考えに変わりはない
かについてですが、平成25年第1回定例議会で答弁いたしました。新たなエネルギー政
策が求められていることを受け、本町では平成32年までの新エネルギービジョンの見直しを
行ったところであり、将来的に原発依存度を少しでも下げるよう事業を推進してまいりたい
と考えております。

6点目の再生可能エネルギーの推進の進捗状況についてですが、平成24年度においては、
家庭用太陽光発電システム設置導入助成として50戸に対し助成を行ったほか、岩手県再生可
能エネルギー設備導入等支援基金事業を活用して、公共施設4カ所に新たに太陽光発電設備
を2カ年の継続事業として実施いたし、7月31日に設置を完了しております。

また、民間による事業についてですが、年間発電量約200万キロワットアワーが見込まれる
メガソーラー施設を大字和味第1地割地内の町有地に建設中であり、来年1月からの運転開
始予定となっております。

さらに、5月7日には、矢幅駅西口公園に小型風力発電システムを寄贈していただき、夜
間照明の活用を初め、災害時にはバッテリーから電力供給が可能な設備となっているほか、
設置いただいたことにより、自然エネルギーに関する町民の意識の高揚につながるものと捉
えております。

なお、今年度も家庭用太陽光発電システム設置導入助成を継続しており、現在までに15件
の申し込みを受けているほか、岩手県再生可能エネルギー設備導入等支援基金事業を活用し、
公共施設2カ所に新たに太陽光発電設備の設置を進めており、今後も再生可能エネルギーの
推進に努めてまいります。

7点目の省エネルギーの推進状況についてですが、今年度も町広報紙に節電への取り組み
のお願いを掲載し、協力を呼びかけているほか、新たに矢巾町商工会とタイアップを図り、
町内商工業者約500会員に対し、商工会ニュースに節電の協力について掲載し、周知を図っ
たところでもあります。また、公共施設4カ所に太陽光発電設備を設置したことにより太陽光
による発電分が節電効果となるほか、災害時に点灯する室内の照明をLEDの省エネ設備と
したところでもあります。

なお、今後開催予定である町秋祭り会場において、エコカーや太陽光発電設備、エコキュ
ート、LED照明などの省エネシステムの展示と相談会を実施しながら実用化への啓発を図

ってまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。避難されている方々は、大雨での被害はなかったでしょうか。また、被災地へ支援で派遣されている職員の方々の健康状態はいかがでしょう。使命感を持って対応されていると思われませんが、本当にご苦労さまでございます。派遣職員の健康管理にも十分なフォローをお願いしたいなど、そう思います。

2点お願いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町内に避難をされている方々の今回の水害の状況ということですが、大半が流通センターにあります雇用促進住宅のほうに入居しておりますので、全て回って見たわけではありませんけれども、そういう状況もありまして、今回は免れているのではないかと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 後段の派遣職員の健康状態というふうなことでございました。現在大槌町のほうに税務関係の仕事ということで1名派遣してございます。職員につきましては、月1回こちらのほうに帰ってきまして自ら休養するようというふうな話をしてございまして、現在そのとおりの状況になっております。

それから、この前のといたしますか、8月9日は金曜日でございましたが、10日、11日、土、日とちょうど帰ってきまして、自ら復旧作業のほうにも出向いて、いろいろ汗を流して帰っていったというふうなことで、それは仕事にはなりますが、そういったこともやっただいております。いずれ健康状態は良好、精神的にも特に問題なく向こうのほうで勤務をしていただいている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 原発事故による放射能汚染では、ご答弁のとおり、いまだ大変な状況が続いております。風評被害による農産物価格の下落、販売低下だけでなく、シイタケの

原木も入手困難となっており、盛岡地方シイタケ生産振興協議会、これは矢巾の立花正さんが会長になっているわけですが、県と県議会に原木の確保支援を要請いたしました。これは、原木産地だった福島県産が使えず、本県の県南産地域の多くが放射能物質の数値が高く使えず、県北産は県外業者が高値で買い付けしているということで県内の生産者には余り物しか手に入らない状況だということでシイタケ産地である本町としての対応はどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

議員お説のとおり、先般県あるいは議会のほうに陳情したということだけは聞いておりました、内容的な部分でもそのような内容と受け取っておりました。それで、まず原木の入手状況につきましては、非常に苦しい状況にはありますが、従来からまず岩手中央農協のほうで窓口になって入手の先導を切っておったわけでございますが、今年度はちょっとあれなのですけれども、昨年度の状況についても同じような環境にあったわけでございますが、何とか要望には達することができたということは聞いておりました。しかしながら、価格の部分で通常1本180円ぐらいが210円なり230円ということで高値になっているというのが実態でございまして、そういったふうな部分につきましては、こちらのほうでもその状況については、いろいろな事業、メニューを見ながらそれを導入するかしないか、そういったふうな検討もしながら今進めているところでございます。

なお、町単独としてそういったふうな補助的なものにつきましては、今現在のところは考えておりませんが、しかしながら従来から原木導入に伴います県の事業を導入いたしまして、そういったふうな補助事業をやっておる関係上、そういったふうなものも見合わせながら対応していければというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） 時間も大分なくなってきましたので、進めたいと思います。

3点目は、農業振興についてということで農業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっておりますが、その中で平成23年3月に策定された矢巾町農業ビジョン、次世代に引き継ぐやはば型農業の実現に向けた取り組み8項目の推進状況をお伺いいたします。

1つ、適地適作矢巾ブランドの確立。

2つ、複合経営の推進。

3つ、6次産業化の推進。

4つ、食農教育の推進。

5つ、農地、農業用施設の保全。

6つ、担い手の育成。

7つ、豊かな農家生活の樹立。

8つ、消費者との交流の促進。

以上です。失礼しました。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 農業振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目の適地適作矢巾ブランドの確立については、安全、安心な売れる米づくりに向けて盛岡農業改良普及センター岩手中央農業協同組合及び盛岡地域農業共済組合の各関係機関との連携のもと水稻の完全直播栽培による低コスト化等への取り組みを行っております。また、新たな特産品開発の推進については、6次産業化推進の一環としてゆくたがりの夕べの開催により、特産品の普及を通じた販売促進を図るとともに、農商工連携の観点から町商工会との連携により、町産食材を活用した創作料理考案に向けた試作活動を行っております。

さらに、環境保全型農業の推進につきましては、化学肥料や農薬を使用しない有機農業及び主作物の栽培期間のいずれかに緑肥を作付するカバークロップの2種類の取り組みを1農家及び1営農組合にて実践を行ったところであります。

2点目の複合経営の推進については、岩手中央農業協同組合園芸協議会の活動を中心に付加価値の高い農産物の導入及び集落営農組織を地域の中核とした複合経営を推進しております。

3点目の6次産業化の推進については、1点目で述べた活動のほか、盛岡広域市町村懇談会、食・農部会における8市町村の逸品ギフトとして本町からは前述の特産焼酎ゆくたがりのほか、ブルーベリー果汁を配合したブラックベリー酢のドリンクやブルーベリーとブラックベリーのミックスジャムを盛岡広域の道の駅や東北自動車道のサービスエリア等での販売を通じて生産者の意識の高揚及び消費者との交流を図っております。

4点目の食農教育の推進については、小学生を対象とした食育体験ツアーを開催し、ブラックベリーの摘み取りとジャムづくり体験を通じて農園での生育状況を知ることができた

ほか、収穫から加工までの一連の流れを体験することにより、地産地消の推進にも寄与しております。

また、秋祭りの生活展においては、食育コーナー、食の匠コーナー等において、来場者に対する食農教育への取り組みについて幅広く紹介をしております。

5点目の農地、農業用施設の保全については、本年度が農業振興地域整備計画の定期見直しの年となっていることから、当該計画を通じて適切な農用地の保全に留意するとともに、農業委員会との共同実施による農地パトロールを通じて耕作放棄地の解消に努めるなど、適切な農地、農業用施設の保全を図ってまいります。

6点目の担い手の育成については、認定農業者や集落営農組織を対象とした各種研修会や懇談会の開催を通じて農産物の高付加価値化や所得向上に向けた取り組みへの意識啓発を行っております。また、農業後継者や女性農業者の育成に向け、家族経営協定等を通じて就農意欲の高揚を図ってまいります。

さらに、新規就農者の確保については、平成24年度から創設された青年就農給付金事業を活用して、新規就農者の早期の経営安定及び就農意欲の向上に向けた支援を行ってまいります。

7点目の豊かな農家生活の樹立については、農業経営改善支援センターによる農業経営改善計画の策定を通じた経営指導を行うとともに、農業簿記研修等により農業経営の確立及び農業所得向上に向けた支援を行ってまいります。

8点目の消費者との交流の促進については、岩手医科大学の本格移転を控え、本町農産物の利活用及び販路拡大に向けて岩手中央農業協同組合と連携の上、PR活動を行ってまいります。

また、秋祭りやお盆朝市など、さまざまな機会を捉えて安全、安心な本町農産物の販売を通じた消費者との交流及びPRに努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） あと2分58秒のようなので、早目に進めたいと思います。私は、食は国の礎で40%を切っている自給率をこれ以上上げるべきではないと思っております。理由としては、世界の人口増、2つ目に世界の飢餓の人口増、3つ目、途上国、特に人口の多い中国、インド等の生活レベルの向上、4つ目、温暖化による異常気象での生産減少と、

この食を守るためにも農業は最重要産業の一つとっております。平成23年の矢巾町農業ビジョンのアンケートを見ると、回答者の88%が50歳以上と、農業後継者がいると答えた方は39%です。33%はいないと、未定が28%、この現実をどう受けとめてどう対応しようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず今の後継者の数値的な部分につきましては、やはり懸念事項、憂慮に絶えない部分であるというふうに思っています。全国的な傾向といたしましては、議員もう既にご案内などおりな状況になっておるわけでございますが、それで昨年から進めております人・農地プランの関係の部分の中で、今後継者問題と、そして高齢化の問題がありまして、そういったようなことがクローズアップ、全面に出されて人・農地プランの策定がなされたわけでございます。それで、町内では、今29集落が作成しておりますけれども、そういったふうな所期の目的の部分につきまして矢巾町の部分につきましてもそういったふうな課題の部分には例外ではありませんので、今回の計画の部分をしっかり検証しながら、なおかつ町だけでなく、それぞれ集落の方々と意見交換しながらよりよいものに進めていければと考えておりましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で13番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

保留していた点があるそうですので、川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 先ほど昆秀一議員の障がい年金の人数あるいはパーセントということで保留しておりましたので、お話を申し上げますが、今3障がい手帳を持っている方、1,168人いらっしゃいます。それで、今国民年金で障がい年金を受給なさっている方が今現在で272人ということになります。ところが、障がい年金は、障がい手帳等持っていなければ年金を受けられないかという、そうではございませんので、それに対するパーセントというのは、ちょっと難しい部分がありますが、あえてぶつけてみますと、1,168人に対する272人というのは23%ぐらいになります。多分予想ですが、障がい年金を受給して手帳を持っている方々というのは、多分20%ぐらいではないのかなということで予想いたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） これをもって一般質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、明日は決算審査特別委員会の詳細説明が午前10時から本議場であるとのことであり
ますので、申し添えます。

本日はこれをもって散会します。大変ご苦労さまでございました。

午後 4時53分 散会

平成25年第3回矢巾町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年9月20日（金）午後1時開議

議事日程（第4号）

- 第 1 報告第 7 号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
- 第 2 議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第10 議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第11 議案第69号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第13 議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第16 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
- 第17 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第18 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第19 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第20 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

- 第 2 1 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 2 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 3 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 4 災害対策調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 5 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	齊 藤 正 範 議員	2 番	藤 原 由 巳 議員
3 番	村 松 信 一 議員	4 番	山 崎 道 夫 議員
5 番	川 村 農 夫 議員	6 番	小 川 文 子 議員
7 番	谷 上 哲 議員	8 番	廣 田 光 男 議員
9 番	秋 篠 忠 夫 議員	10 番	芦 生 健 勝 議員
11 番	昆 秀 一 議員	12 番	村 松 輝 夫 議員
13 番	藤 原 梅 昭 議員	14 番	川 村 よし子 議員
15 番	米 倉 清 志 議員	16 番	高 橋 七 郎 議員
17 番	長谷川 和 男 議員	18 番	藤 原 義 一 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	川 村 光 朗 君	副 町 長	女 鹿 春 夫 君
総 務 課 長	星 川 範 男 君	企画財政課長	秋 篠 孝 一 君
税 務 課 長	中 村 滋 君	生きがい推進課 長	川 村 勝 弘 君
兼会計管理者		農 林 課 長	高 橋 和 代 志 君
住 民 課 長	山 本 良 司 君	兼農業委員局長 農 務 局 長	

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 佐藤武君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会 高橋義幸君
会 長

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根 澤 のぞみ 君

係 長 吉 田 徹 君

午後 1時00分 開議

- 議長(藤原義一議員) ただいまから去る6日から休会しておりました本会議を開会します。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
-

議事日程の報告

- 議長(藤原義一議員) 本日の日程に入ります。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

日程第1 報告第7号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分
の報告について

- 議長(藤原義一議員) 日程第1、報告第7号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

(職員朗読)

- 議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

- 町長(川村光朗君) 報告第7号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について提案理由の説明を申し上げます。

今回発生した事故は、ただいま議案を朗読したとおりであります。場所は、宮城県仙台市青葉区中央3丁目2番1号の青葉通プラザ内駐車場でございまして、立体駐車場内エレベーターから職員が公用車を出し、ギアをパーキングに入れたものと思ひ、運転席から離れたところ、ギアがドライブに入った状態であったことから、車両が前方に動き出し、駐車場の扉に衝突し、損傷させた物損事故であります。

現地で事故原因の検証を行いました。立体駐車場内で職員が公用車をエレベーターから出し、回転台に停止させた際に、回転台の縁の部分とタイヤの溝がかみ合い、一時的に車両が停止した状態となったこととあわせて、公用車のギアがハンドルの横についてあるタイプのものであり、ギアの確認がしづらい面もあったことから、運転していた職員の判断の誤り

を生じさせたものと考えております。

駐車場損傷に係る賠償金については、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済で行っておりまして、共済の査定から駐車場の修理代金、総額77万9,650円を支払うものであり、全額共済金で賄うものであります。

なお、賠償金のうち修理の進捗状況により、共済の内払金制度を活用し、既に共済から直接61万6,900円を支払っております。今後職員による公用車の運転については、運転操作の確認を徹底するなど、安全運転のための細心の注意に意を配してまいる所存であります。

なお、この専決処分に関しましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき行ったものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

以上をもって報告第7号を終わります。

日程第2 議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算認定について

日程第 8 議案第 66 号 平成 24 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 67 号 平成 24 年度矢巾町水道事業会計決算認定について

○議長（藤原義一議員） 次、日程第 2、議案第 60 号 平成 24 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 3、議案第 61 号 平成 24 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 4、議案第 62 号 平成 24 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 5、議案第 63 号 平成 24 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 6、議案第 64 号 平成 24 年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 7、議案第 65 号 平成 24 年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8、議案第 66 号 平成 24 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 9、議案第 67 号 平成 24 年度矢巾町水道事業会計決算認定についての 8 議案については、決算審査特別委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

廣田光男決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 廣田光男議員 登壇）

○決算審査特別委員長（廣田光男議員） 決算審査特別委員会審査報告書。

本審査委員会に付託されました下記議案は、審査の結果、次の意見を付して原案を認定すべきものと決定したので、報告いたします。

1、議案第 60 号 平成 24 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について。2、議案第 61 号 平成 24 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。3、議案第 62 号 平成 24 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。4、議案第 63 号 平成 24 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。5、議案第 64 号 平成 24 年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、議案第 65 号 平成 24 年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、議案第 66 号 平成 24 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。8、議案第 67 号 平成 24 年度矢巾町水道事業会計決算認定について。

記。Ⅰ、一般会計について。

最近の国内情勢を見ると、安倍内閣は、景気浮揚策を次々に打ち出し、経済の安定を図っ

ている。しかし、女性の社会進出や急進的な経済改革、中韓との関係改善及び五輪に向けた外国語の習得など、多大な課題を抱えていることも事実である。

県政においては、東日本大震災による復興が思うように進まないことや8.9大雨の大災害に対する対応と厳しい状況にある中、被災住民のため一日も早い復興に取り組んでいる。

現在このような状況下にあるが、平成24年度一般会計の歳入は、地方交付税の減や町債発行の減により、対前年度比10億7,500万円余減の104億100万円余となった。

歳出は、矢巾中学校建設事業が終了したことや財政調整基金の取り崩しがなかったことなどにより、対前年度比12億1,900万円余減の99億2,800万円余となった。

少子化に対応するため、子ども手当や児童手当の支給とあわせこずかた保育園の創設などにより、一層の子育て環境の整備が促進されたことは、今後の本町人材育成に果たす効果が大きく、評価する。

災害に強いまちづくりに取り組むため、防災行政無線設備の整備事業に取り組んだことは、今後の防災対策を効果的に展開する上で大変重要なことであり、このことにより安全、安心な生活環境の改善に大いに寄与するものと期待される。

8月9日に発生した大雨大災害による被害に対して早期復旧対策に取り組むため、改めて費用対効果の検証を行い、1日も早い災害に強い抜本的防災対策を展開されるよう今後の対応に大いに期待する。

以下、次の諸点について意見を添える。

1、土地利用は、藤沢、中村地区の造成工事が順調に進んでいる。現在本町の人口は2万7,000人弱となっており、第6次総合計画後期基本計画の人口指標3万人に向けて医大関連のアクセス道路や上下水道などの居住環境の整備をなお一層促進されたい。

現在ウエストヒルズ広宮沢の誘致企業は52社、保留地販売及び換地使用面積は63.7%である。厳しい経済情勢が続く中、引き続き情報収集や企業訪問に努めるとともに、組合などと連携し、誘致に努力されたい。

矢巾スマートインターチェンジ関連事業は、本年6月に連結許可を受け、今後医療の中核である医大附属病院の連絡道路としての重要性が高まることから開設に向けた準備を進められたい。

2、農政施策は、国が展開する就農支援策に積極的に取り組んでいくために新規就農者や定年帰農を希望する人たちに向けた施策を充実させることが必要であることから、鋭意支援されたい。

農業体質強化基盤整備促進事業の導入により、水田の有効な利活用を図り、複合作物経営を推奨した。今後においても、水田体質強化に一層取り組まれない。

3、学校教育は、安全対策と環境整備の充実を図ることで工事が進められていた矢巾中学校が平成24年度事業をもって完工した。

社会教育は、文化会館（田園ホール）の舞台音響設備の改修工事により施設の維持向上が図られた。特に県内公共ホール初のフルデジタル化の音響設備であり、活用効果が期待される。徳丹城造営1200年に当たり、これまでの調査研究の成果を活用した記念イベントなどを開催し、史跡のPRができたものの、将来に向けた取り組みが課題である。

II、国民健康保険事業特別会計について。

歳入は、収入未済額が年々減少してきているものの依然として多く、今後高齢化社会の進展とも関連することから、さらなる徴収努力が望まれる。

歳出は、療養給付費に占める調剤費は、ジェネリック医薬品の利用率が向上しており、望ましい傾向であり、さらなる拡大を望む。特定健康診査受診率は伸び悩んでいるが、特に40、50歳代が低く、対策が望まれる。

III、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計について。

介護保険事業は、第1号被保険者が5,580人で対前年度比5.8%増と、本事業開始以来の増となっており、これに伴い保険給付費も6.9%と大幅増となった。こうした中、国は、特養の入所制限や要支援者向けサービスを市町村事業移行に向け、介護保険法を改正すべく準備に入っており、本町としても今後十分な対応を講じられるよう望む。

後期高齢者事業は、対象者2,786人と対前年度比2.6%増、決算も同様に歳入5.4%、歳出5.8%増と、今後さらなる増加が見込まれている。本事業は、広域連合が運営主体ではあるが、現在の高い収納率を維持し、医療費の適正化など、安定した運営を図られたい。

IV、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計について。

下水道普及率は、県内2番目の94.2%となった。しかし、浄化槽の普及率は40.1%と低いことから、今後普及率向上に向け努力されたい。また、一部未接続があることから、接続促進に努められたい。両事業会計とも平成25年度から企業会計に移行することから、より効率的な事業運営を望む。

V、矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計について。

駅西地区事業は、事業費ベースで85.8%の進捗率となり、安全で快適な市街化形成を図ることにより、町民の利便性は大きく向上した。今後保留地販売に努力されたい。駅前地区事

業は、事業費ベースで35.6%の進捗率となっており、建物移転や道路築造、敷地造成及び上下水道管布設工事などの基盤整備が順調に進んでいる。

今後施設整備に係る工事費の節約を図り、整備計画に沿って遅滞なく工事を進め、本町表玄関としての駅前広場や複合施設などを含めた中心市街地の活性化を図られるよう努められたい。また、複合施設の基本設計に当たっては、町の将来を見据え、ニーズなどを勘案して規模と内容について十分検討し、計画するよう強く望む。

VI、水道事業会計について。

給水人口の伸び悩みや節水機器の普及などによる厳しい状況の中で給水収益が増となったことなどにより、当年度純利益は対前年度比60.4%増加し、経営は良好な状況が続いている。

しかし、年間の無効水量が44.2%増加し、有収率は1.9%減少の93.1%となった。この要因は、東日本大震災も影響の一因と推定されるが、今後も計画的な漏水調査の実施などにより有収率の向上に努められたい。今後災害時の給水体制の確保に努めるとともに、給水人口の動向に留意し、老朽化した給排水管の取りかえや施設の更新などに十分配慮し、安全で安心な水の安定供給に努められたい。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、決算審査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計を一括して行いたいと思います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、川村よし子議員。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、私は、平成24年度決算会計の反対討論をいたします。

地方自治体の役割の大事な仕事の一つは、大型開発より住民の命をどう守るかとは私は理解しております。これまで経験したことがないような8.9豪雨災害を経験しましたが、社会保障制度の大改悪が消費税増税と同時に進められようとしております。社会保障国民会議がまとめた報告書は、社会保障のあらゆる分野で公平性や自己責任という言葉を使い、国民負担の大幅な増加と給付削減、制度改悪などで盛り込まれております。

8月21日には、安倍内閣がスケジュール、プログラム法案として閣議決定されました。そ

こで議案第60号、平成24年度矢巾町一般会計決算、議案第61号、平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計決算、議案第63号、平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計決算に反対し、討論に参加いたします。

まず1点目、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入額は、基金が少ない中で住民負担を軽減するためにも法定外繰り入れを開始する決断をするべきです。国民健康保険制度は、全ての住民に医療を保障する制度です。社会保障国民会議報告書は、地域ごとの実情に応じた医療提供体制を構築する、再構築するとして都道府県が地域医療ビジョンを作成することを求めています。あわせて国民健康保険の財政運営責任を現在の市町村から都道府県に移行するとし、国保の広域化の準備が進められています。これによって国民健康保険制度の権限と責任を都道府県に任せ、これまで国が担っていた責任を放棄し、都道府県単位での医療費削減を狙うものです。国保財政の都道府県への移行は、国保税の引き上げにつながります。

矢巾町は、平成24年度は、岩手県一高い国保税ですから、他の市町村は、矢巾町の国保税に合わせる形にならざるを得ない状況が今起きております。矢巾町は、医療機関が身近にあり、健康に気を遣う方々が多く居住しています。このような中で中小企業で働く方々、経営上やむを得なく社会保険から国保に切りかわる方、また仕事の都合上、国民健康保険に移行せざるを得ない方、また国保税が高くて支払えないので、保険に未加入の方など理由はさまざまですが、国保加入をしていない方がふえています。これは、国民皆保険制度を破壊することが始めていると思います。ですので、今すぐにでも一般会計からの繰り入れをふやし、国保税の引き下げをし、誰でもが国保保険に加入しやすく、そして医療にかかれるようにすることが求められています。

2点目は、年少扶養控除の廃止や勤労世帯の可処分所得の低下による親から子への貧困の連鎖、子どもの貧困が大きな問題になり、子育て支援が大きく取り組まなければならない状況になっています。その点では、就学援助の充実では、小中学校のPTA会費、生徒会費を盛り込んだことは、ひとり親家庭には助かる制度で評価いたします。しかし、子どもの医療費無料化の制度を国、県に要望しているにもかかわらず、それを実際に支援をしていないことは、私は今の時点では、県内22市町村が拡大してきているにもかかわらず具体的に支援していないことに疑問を感じます。

3点目、健康で長生きしたいと考える、また答える高齢者が大半です。高齢化社会の介護予防事業を日常の中に取り入れていくのが今重要ではないかと考えます。高齢者の医療を確保する法律に基づき日本一健康な町やはばを目指し、被保険者の生活習慣病の早期発見と重

症化の予防に取り組んでおります。そして、受診率は42.6%と半分以下です。しかし、この受診率が問題ではなく、給付費の内容の検証と高齢者になっても元気で生活できる日常生活の見直し支援が一層必要と考えます。例えば町内の循環バスを無料にするとか、農産物を産直に出品する高齢者をふやしていくとか、健康福祉大会の事業をふやしていくことが必要ではないでしょうか。

後期高齢者医療保険制度では、根本的に高齢者人口がふえて、医療給付費が高くなれば、第1号被保険者の保険料が高くなる仕組み、これ自体が問題であり、制度は廃止するしか方法はありません。

以上、3点から討論に参加させていただきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

15番、米倉清志議員。

（15番 米倉清志議員 登壇）

○15番（米倉清志議員） 15番、米倉清志でございます。私は、平成24年度一般会計及び6特別会計、水道事業会計について賛成の立場から討論をいたします。

第6次矢巾町総合計画後期基本計画2年目の平成24年度は、依然として厳しい経済状況であります。東日本大震災の復興を進めている中において、政府の景気浮揚対策が効果を見せ始めております。そのような状況の中、本町においては、中心市街地である矢幅駅周辺土地地区画整理事業として、矢幅駅西地区、駅前地区の工事も計画に沿って遅滞なく進められ、上赤林、煙山、南煙山、下北、高田地区の下水道整備事業などのインフラ整備が計画的に進められました。特定健診、特定保健指導及びヘルスアップ事業は、生活習慣病予防に効果的な事業であり、町民の健康増進に大きな期待があらわれ始めていると認識しております。

次に、決算状況についてであります。一般会計並びに6特別会計、水道事業会計の決算額の合計は、歳入で183億4,400万円余と対前年度比8億4,800万円余の減。また、歳出では177億2,600万円余と、同じく9億900万円余の減となっております。これは矢巾中学校の移転改築事業が完了したことによるものであります。しかしながら、特筆すべきは、これらの全ての会計において黒字決算であり、ふだんの努力により健全な財政運営がなされたものと認められるところであります。

以上のことから平成24年度の一般会計並びに6特別会計、水道事業会計に賛成し、討論いたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、反対討論ありますか。

6番、小川文子議員。

(6番 小川文子議員 登壇)

○6番(小川文子議員) 6番、小川文子でございます。私は、一般会計及び各特別会計、そして水道、下水道会計に反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、国及び県からの移行事務が膨大な中、日々努力されております町職員の皆様に対して感謝を申し上げます。また、このたび私の知人が庁舎を訪れましたけれども、町職員の対応が大変よかったと。そしてまた、ごみ箱を見たら、段ボールを使ってごみ箱にしていたということで大変感銘を受けて帰りました。私たちが日ごろ気がつかないようなことをきめ細かくやられているということに対しては感謝を申し上げたいと思います。

さて、全国の大雨豪雨、竜巻被害は、異常気象が常態化したかのようです。矢巾町も床上浸水102戸等大災害に見舞われました。矢巾町のこれからのまちづくりにとって治水が最重要課題となってまいりました。予算を大幅に増額し、再び被害に遭わない万全の対策を構築する必要があります。国や県に強く要望するとともに、町独自として可能な限りの対策を講ずることが必要だと思います。そのためにも予算をしっかりととり、今回の被害の状況を検証し、できるところから直ちに行動に移すことが必要だと思います。当局はもとより議会も一丸となって知恵を絞り、対策に反映させていかなければならないものと強く感じております。

さて、反対討論の本題に入らせていただきます。私は、反対討論に参加するに当たりまして、町政のよりよい改革を求め、また誰もが安心して住み続けられる矢巾町を目指すためにこの機会を生かしたいと考えています。改善の第1点目は、町政運営にさらなる住民の声を反映させるということでございます。これからの町政運営は、多様な住民のニーズに応じていく必要があります、それは時代とともに日々刻々と変わりゆくものです。10年前の計画は計画として尊重しながら社会情勢、経済情勢の変化に機敏に対応する必要があります。

そのことからいきますと、矢幅駅周辺開発事業、これは事業費総額200億円を超えますけれども、リーマンショック以降の経済悪化の情勢があっても、また3.11の大地震が起こっても、この事業規模及び中身の変更には言及されてきませんでした。また、多目的ホール、複合施設が今問題になっておりますけれども、計画どおり複合施設を建てるということでございますけれども、維持管理費を含めこの複合施設は30億円を超えるお金を要するものでございます。今大雨被害に見舞われ、復興しなければならない、そのためにこの30億円を使わないで復興支援のほうに回す必要があるのではないかと考えます。

駅が多目的ホールはつくられましたけれども、ほとんどこの5年間使われるのを見たこと

がございません。つくってから考えるのではなく、つくる前にしっかりと住民のニーズを把握し、検討する必要があるかと思います。複合施設を駅前開発の一体のものとして捉えず、独自のものとして考える必要があるのではないのでしょうか。本当に必要になったときにつくっても間に合うと思います。

次は、町営住宅ですけれども、現在かなりの町営住宅が老朽してございます。しかし、矢巾町第6次総合計画の中には、町営住宅の改築の予定はありません。矢巾住宅、風張住宅、高田住宅と、50年を経えておまして、近隣の市町村にこのような町営住宅を今は見ることはなくなりました。医大も来て、新しいまちづくりをしている矢巾町にとって、この町営住宅をこのまま放置することは健康で文化的な最低限度の生活を送るという憲法第25条の精神にも反するものではないでしょうか。早急に年次計画を立てて、改築の計画を進められたいと思います。

次に、矢巾中学校跡地関連のことでございます。町民アンケートをとって、町民の声を広く集め、施策に反映してほしいという議会からの重ねての要望に対し、いまだに町民にアンケートをとるつもりはないという立場でございます。区長、コミュニティ会長会議で意見を聞いたことは一歩前進だと思いますけれども、それをもってしてアンケートをとる必要がないという理由になるものではありません。私は、この点も強く指摘をしておきたいと思いません。

最後に、矢巾町の税務行政についてです。24年度は、児童手当を全額差し押さえされた元町民からの訴訟が起きました。児童手当は、差し押さえをしてはならないものです。それは、どのような理由をもってしても許されるものではないと思います。また、年金の全額差し押さえも同様です。税の公平性を強調されますけれども、憲法で保障された生存権を脅かす恐れがある場合においては、この行使は行き過ぎた税務行政と言わざるを得ません。税務担当者のご苦労は理解できるつもりですけれども、せめて生活費を残して差し押さえをすることを強く求めるものです。

以上、指摘して私の反対討論といたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

5番、川村農夫議員。

（5番 川村農夫議員 登壇）

○5番（川村農夫議員） 議席番号5番、川村農夫でございます。私は、議案第60号から議案第67号の平成24年度一般会計ほか各特別会計並びに水道事業会計の認定に当たり、賛成の討

論をいたします。

平成24年度は、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の2年度目という中で東日本大震災の処理や政権交代が行われるなど、政情不安定の中において自治体判断による委任事務の増大や自治体条例化など、職員が抱える行政事務は増加の一途をたどっていきました。公共土木に包括される駅周辺区画整理事業や汚水整備事業、医大関連の行政の取り組みがありました。その着実な業務推進によって、その進捗をなしたことは、適正なものであり、これを多とするものであります。健康長寿日本一の町を掲げ、特定健診、特定保健指導の推進は、福祉事業とともに、その日々の努力を傾注した姿は、町民の評するところであります。税収の確保においても、収納率を向上、維持していることは、「仁は過ぐ可く、義は過ぐ可からず」の成果としてその労を多とするものであります。

決算状況においては、一般会計ほか6特別会計の歳入歳出全ての会計においてプラスであることは、財政運営に鋭意努力されたことと評価し、多とするものであります。しかし、黒字が自治体会計の本来の利となるものかを問いただすことを忘れてはなりません。去る8月9日、そして9月16日の大雨災害を目の当たりにして、予防防災施策の推進に議会としての責任も重く受けとめたところであり、復旧事業の早期実現に進むべきことをここに改めて確認して、平成24年度の一般会計並びに6特別会計及び水道事業会計の決算認定の賛成討論といたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。日程第2、議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号 平成24年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第65号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第66号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第67号 平成24年度矢巾町水道事業会計決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長(藤原義一議員) 日程第10、議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度決算における剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の全額1億3,010万4,835円を減債積立金として処分するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第68号 平成24年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第69号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第69号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の

減少の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

岩手県自治会館管理組合につきましては、規約により県内の町村で構成することとなっていることから、平成26年1月1日に構成団体である滝沢村が滝沢市に移行することに伴い滝沢村を除くことについて地方自治法第286条第1項の規定により、岩手県自治会館管理組合から協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第69号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第69号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第12、議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第2分団第7部に配備する車両でありまして、現在使用している消防ポンプ自動車は、平成元年12月に購入した車両で既に23年を経過し、能力低下が著しいことから更新を行うものであります。

今回更新をする消防ポンプ自動車の概要であります。車両の選定に当たりましては、矢巾町消防団を初め地元関係機関と協議を行い、現在配備されている消防ポンプ自動車と同型の2トン車ベースのCD-I型四輪駆動車とし、冬期間等の安全面に配慮するとともに、省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の艤装仕様を取りつけた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号に基づき随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボデーの4社を選定し、9月17日に見積もり合わせを執行した結果、最低価格である株式会社ダイトクに決定し、一金1,720万円に5%の消費税を加算した金額、一金1,806万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決

されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時15分といたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第13 議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）
について

○議長（藤原義一議員） 日程第13、議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、8月9日に発生した大雨洪水災害に伴う復旧事業経費及び当該災害見舞金交付所要額を含む関連事業経費並びに物損事故損害賠償金について補正するものであります。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金に公共土木施設災害復旧費負担金及び農林施設災害復旧費負担金、20款町債に公共土木施設災害復旧事業債及び農林施設災害復旧事業債を新設補正し、また17款繰入金に財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、2款総務費に豪雨災害対策事業、3款民生費に社会福祉総務事業、11款災害復旧費に農林施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億978万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9,920万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可

決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。第2表の地方債の補正でございます。追加の補正でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明をいたします。災害復旧事業4億1,460万円、普通貸借または証券発行、年6.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率、政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

11ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明を申し上げます。11款分担金及び負担金、1項負担金、3目農林水産業費負担金173万8,000円、節に参りまして農業費負担金同額で説明欄のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金4億3,932万8,000円、節に参りまして公共土木施設災害復旧費負担金2億8,097万3,000円、農林施設災害復旧費負担金1億5,835万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございますが、8月9日の大雨洪水被害に係る災害復旧に対する負担金でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,395万4,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。先般専決処分第3号によりまして補正予算の財源として1億4,234万8,000円の繰り越しをしておるところでありまして、大雨洪水災害復旧としては1億9,630万2,000円の繰り入れとなるものでございます。今回繰り入れをいたしますと、残高につきましては17億879万9,000円となるものでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入16万2,000円、節に参りまして雑入で同額、説明欄のとおりでございます。

20款町債、1項町債、3目災害復旧債4億1,460万円、節に参りまして公共土木施設災害復旧事業債3億460万円、農林施設災害復旧事業債1億1,000万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。さきの8月9日の災害復旧費に係る町債でございます。

15ページをお開き願います。歳出に参ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管

理費2,513万7,000円、節に参りまして需用費7万4,000円、委託料2,490万円、補償補てん及び賠償金16万3,000円で説明欄記載のとおりでございますが、下段の災害初動対応業務委託料2,490万円につきましては、岩崎川の煙山ダム上流部の流木撤去作業の増によるものでございます。

9目コミュニティ対策費△106万1,000円、節に参りまして報償費△4万4,000円、需用費△85万4,000円、役務費△2万4,000円、委託料△4万4,000円、使用料及び賃借料△9万5,000円でございます。説明欄記載のとおりでございますが、町民運動会の中止による減でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,560万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。小規模災害見舞金ということでございまして、8月9日の大雨洪水被害を受けた方に対する見舞金でございます。住家が半壊に相当する床上浸水被害者の方には10万円、半壊相当以下の床上浸水被害者の方には5万円を、床下浸水の被害の方には2万円の支給をするものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費497万5,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄記載のとおりでございますが、営農継続支援補助金497万5,000円ですが、野菜生産農家等の被災者に対する経費の一部支援を行うものでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費28万8,000円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄記載のとおりでございます。消防施設費210万9,000円、節に参りまして委託料106万8,000円、使用料及び賃借料1,000円、負担金、補助及び交付金104万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費2億7,654万6,000円、節に参りまして委託料1,482万2,000円、工事請負費2億5,605万4,000円、負担金、補助及び交付金567万円で説明欄記載のとおりでございますが、工事請負費につきましては、煙山ダムのしゅんせつ工事2億629万1,000円などの復旧工事費となっているものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費5億7,655万2,000円、節に参りまして旅費5万1,000円、委託料9,405万1,000円、工事請負費4億8,245万円で説明欄記載のとおりでございますが、道路橋梁災害復旧の工事請負費ですが、主な歳出といたしましては、安庭線の山王茶屋前橋の7,000万円、それから赤林室岡線、いわゆる岩崎川橋が1億3,000万円、そのほか町道細峠線2,500万円、町道西部開拓線1,800万円などの道路や橋梁の復

旧工事費となっているものであります。河川復旧費の工事請負費 1 億1,230万円の主なものとして、町の 1 級河川の岩崎川に6,000万円、太田川支流に2,500万円、向田川に800万円などの河川の復旧工事費となっているものでございます。

ページを返していただきまして、3 項厚生労働施設災害復旧費、1 目民生施設災害復旧費 35万8,000円、節に参りまして需用費25万8,000円、使用料及び賃貸料 1 万9,000円、原材料費 3 万7,000円、備品購入費 4 万4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

4 項その他公共施設災害復旧費、1 目その他公共施設災害復旧費134万3,000円、節に参りまして需用費49万2,000円、工事請負費85万1,000円で説明欄記載のとおりでございます。

5 項文教施設災害復旧費、1 目公立学校施設災害復旧費478万5,000円、節に参りまして工事請負費同額でございまして、煙山小学校、矢巾中学校、矢巾北中学校のグラウンド等の復旧工事費となるものでございます。2 目社会教育施設災害復旧費315万円、節に参りまして工事請負費同額で説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問します。

まず第1点目は、ページ数で15ページの社会福祉総務事業費の小規模災害見舞金のところですが、床上10万円ということが、出されることは賛成なのですが、少ないのではないかなということでもちょっとお伺いします。床上になられた方々は2段階になっていきますけれども、5万円と10万円なのですが、どのような試算で10万円になったのかお伺いします。

それから、2点目なのですが、ページ数で17ページの公共土木施設災害復旧事業の増のところの5カ所ぐらい道路、それから河川の説明がありましたけれども、期間は、近くに住んでいる住民、交通のいろいろあれだと思っておりますけれども、住民からもいつごろに直

すのか、そして期間はどのくらいかかるのかとか、そういう説明を聞くのですけれども、どうなっているのか詳しく、わかる範囲でお願いします。

それから、3点目なのですけれども、ページ数で18ページです。民生施設災害復旧費の増なのですけれども、高齢者の方々から老人クラブで1カ月に1回、保養センターを利用しているのだけれども、保養センターは、やっぱり自分たちにはすごく欠かせないものだということで早く改善してほしいということが言われているのですけれども、この金額では改善、なかなかできないと思うのですけれども、見通しとか、それからもし保養センターができれば、違う施設で老人クラブというか、高齢者の方々元気な長生きできるような方策とか考えていましたらお知らせ願います。

そして、その保養センター、今指定管理者でやっているのですけれども、職員とかもいると思うのですけれども、どのようになっているのかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問の1点目と3点目につきましてお答えを申し上げます。

1点目の小規模災害見舞金、先ほど朗読しましたとおり床下浸水2万円、床上浸水5万円、そして床の浸水面積20%以上が10万円ということに提案をさせていただいているわけですが、これの試算はどういうふうなものかということでお話がありましたが、基本的には矢巾町で初めてこういうふうな見舞金の制度をつくるということで近隣市町村等々の現在やっている市町村を参考にさせていただきましたが、しかしはっきり言わせて、見舞金ですので、通常であれば1万円、2万円、そういうふうなものが見舞金というふうな制度になっております。それで、矢巾町におきましては、なかなか、町長も話をしておりますが、このような大災害というのがなかったものですので、こういうときにこそ、やはり皆さんの少しでも再建のお手伝いとしてご援助するためということでこのような金額を設定をさせていただいております。近隣の町村の金額を話しますとちょっと差し支えがありますので、お話しませんが、これは近隣の町村に比べますと、非常に高い金額ではないのかなと、このように考えております。ちょっと試算の答えにはなっていないかもしれませんが、一つは近隣町村のそのような制度を参考にさせていただいております。

それから、3点目の保養センターの今回提案いたしましたこの金額につきましては、現在の保養センターを維持するための金額で、再建するための金額ということではないことはご

理解を願いたいと思います。再建につきましては、前回といいますよりも前の一般質問等々でもお話をしましたが、現在保険がどれぐらいおりるかという算定が今月の末までには出るようになっておりますので、それをもちまして再建計画を立てたいなど、このように考えております。

それから、それでは保養センター、今老人クラブさん等をお願いしましていろいろ介護予防教室等を行っておりますが、何か代替の策は考えているのかということですが、今環境施設組合のほうとちょっと協議をいたしております、もしもよければ保養センター再開するまでの間、環境施設組合のふれあい館を借りて、同じような事業ができないかということは今協議をしているところでございますので、もうしばらくお待ちいただければなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 2点目の公共土木災害の中で道路橋梁関係、期間はどのくらいかかるのかの詳細ということでございますけれども、一応これら災害申請しております、災害の査定が10月の後半にございます。それらに基づきまして、今盛んと積算をやっているところでございます。ただ、もう既に通行どめ解除しております町道の西部開拓線、田沢温水ため池のところの土砂崩壊については、土のう等で積んで処理しておりますし、あと町道南昌山線で林業試験場のところ、あそこの水無川で舗装壊れたところ、ここについては復旧してもう通行どめ解除しているという状況でございます。その他、復旧等で若干通行どめ等をやっているところは、まず解除できる見込みですが、一番問題なのは橋梁関係でございます。橋梁で通行どめしている場所が今大きいところでは山王茶屋前橋、それと岩崎川橋、それと芋沢川橋というところがちょっと大きいところで、特にも大きいのが岩崎川橋でございますが、これについては災害査定もそのとおりですけれども、できれば仮復旧ということで仮設橋なりを設置できればなどということ今現在協議しているところでございます。そうしますと、まず年度内には仮橋関係とか、それらであればまずできるでしょうけれども、橋梁関係につきましては、本復旧となると、やはり落橋からいきますと、年度内ぎりぎりかなという形で考えております。

あとその他の町道につきましても、やはりできるものについては、早急に発注かけて、発注といっても、やっぱり査定終わってからですから11月になると思うのですけれども、やって年度内には完成したいという形で考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 先ほど3点目の保養センターの関係で指定管理者制度の件を落としておりましたので、大変申しわけありません。お話をさせていただきます。指定管理者につきましては、今まだ矢巾観光開発株式会社とそのまま継続をいたしております。今営業はいたしていないわけですが、それぞれ再開に向けて掃除等々やっておりますので、最後の指定管理料の件につきましては、それぞれ最後のほう、最終、年度末になりましたら、矢巾観光開発株式会社と協議をいたしまして精算をしたいなど、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 橋梁と道路の話は今お聞きしましたので、大体理解ができました。それから、16ページの野菜栽培農家への被害を受けた方たちに対する補助金、これは非常に感謝を申し上げたいというふうに思います。いわゆる複合経営を目指してそれぞれ努力をしている農家が、今回かなり被害を受けました。それで、相当ショックを受けている方もおりますので、そういう意味では、非常に配慮のある予算の措置だというふうに感謝を申し上げたいと思います。

それから、流木撤去が15ページにありましたが、かなりの流木だったであろうというふうに思いますが、ほとんど撤去は完了したであろうというふうに思いますが、もう既に流木については、完全に撤去されたのかどうか、その点をまずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、あとダムの関係なのですが、どの程度のダムのしゅんせつを予定しているのか、その点、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） それでは、私のほうから1点目の岩崎川の流木の撤去について答弁させていただきたいと思います。

流木の撤去につきましては、予定といたしましては、あすで完全に終わる予定になっております。それから、撤去した今後の作業でございますが、撤去した流木の処理方法について今後チップにするとか、それこそ搬出して持っていくとかというふうなことで相談する予定

になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目のご質問でございますが、ダムへのしゅんせつ量の関係でございましたが、今回毎年、まずダムのしゅんせつの部分につきましては測量しておりまして、それで今回それを早めまして測定したわけでございますが、その結果でございますけれども、5万4,287立米、このくらい流入しておりました。それらの部分につきましてはしゅんせつをしたい考えでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 見舞金やら、あと野菜農家への見舞金、これがやっぱり、この辺については特段の配慮をいただきまして大変ありがとうございます。その見舞金がいつまでにどういう形で、要は本人たちの手元にわたるかというのをまず一つ確認したいなというふうに思います。

それから、あと今ダムの話があったわけなのですけれども、ダムの流木は、見たところ、大分撤去されたようなのですけれども、先日、内容を見ると、それこそ根こそぎ流れてきている内容と、あと切り倒したやつが流れてきているというような、そんなような感じに見受けられたのですけれども、その切り倒した内容について、今後それこそどのような対応をすればいいのか、この前も話あったようなのですけれども、今後についてどのように対応を考えているか、その辺のところを教えてください。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、1点目のうちのほうでやっている小規模災害見舞金、どのような予定でやるかということでございますが、今考えておりますのは、10月1日の区長配布にこのような制度をつくりましたというお知らせを全戸配布したいなと思っております。それから、町のホームページ、それから有線放送等々機関を通じてお知らせをして、10月1日から、その日からそれぞれ受け付けをしたいなど、このように考えております。ただし、受け付けの際に、税務課で発行しております罹災証明を添付してやる予定をしておりますので、税務課のほうから罹災証明を持ってきて、うちのほうで受け付けをすると

というような形を考えております。できるだけ受け付けをした際には、それぞれ早急に振り込みをいたすような手続に持っていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） ご質問にお答えいたします。

まず1点目の農業生産振興対策の関係の部分でございますが、この部分につきましての支払い時期、方法等の関係でございますけれども、今回この分につきましてご可決いただければの話ですけれども、後につきまして事務手続を進めるわけでございますが、以外に県のほうの同じような形の中で県単の事業もまずあります。あと農協のほうでも単独でそのように考えているということも伺っておりました。それで、今回の部分につきましては、独自の形の中で算出させていただきましたけれども、いずれこの部分につきましても連携をとりながら、まず1回調整しながら進めてまいりたいと思っておりますし、当然ながらこの補助金の趣旨につきましては、再建を目指すものでございますから遅くできませんので、その辺は早目に進めるようにしたいと考えているものでございます。

ちょっと時期につきましては、いつまでということはこちらでは言いかねますけれども、いずれ早目に進めたいと思っております。

次、2点目の今回の水害を教訓といたしまして、倒伐した、伐倒した部分の流木の管理体制ということなわけでございますけれども、まずは森林の管理の関係、伐採の関係につきましては、一応町のほうにも届け出なり、そういったふうな制度がございますので、制度というよりは義務がありますので、そういったふうに独自でやられる場合につきましては、こちらのほうで把握できるわけでございますが、そうした場合に、今回の教訓を踏まえて管理の部分につきましてもきちんと話をしながらその辺の徹底を図るようにしたいと思います。

あとは、この届け出は、一応1ヘクタールとなりますから、それ以下の部分で出てくるわけでございますので、この辺につきましては、広報等にも所有者の管理ということのもので周知を図ってまいりたいと思っております。と申しますのは、詳細な部分につきましては、ちょっと把握できない部分もありますので、その部分につきましては、いずれ山を管理している方々への周知の部分が一番大切かなと思っておりましたので、そのように努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） このたびの16日の大雨の際に、下海老沼橋のあそこからの水を川の水をポンプで吸い上げて北側の田んぼのほうに排水といいますか、放流したということをお聞きしましたけれども、幸い稲刈りが済んでいる田んぼでございましたので、今後の台風のことを考えますと、すごくいい方法だったのではないかと思います。田んぼの所有者へのお礼といいますか、今後ちょっとかなり広範囲に放水が及ぶ範囲が起きる可能性があるかと思えますけれども、今後の考えをお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのは8月9日の件ですね。

（「16日」の声あり）

○道路都市課長（藤原由徳君） 下海老沼橋ではやっておりません。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 18号の台風の関係でしょうか。

（「はい」の声あり）

○区画整理課長（細川賢一君） 下海老沼橋ではなく、駅西のいわゆる8月9日の教訓を受けまして一部駅西の区画整理事業地内で水路がちょっと未完成、側溝がまだ未完成のところはやはり一番先に前回も増水いたしましたので、もう台風が来るということで朝一早くその対策を講じまして、ちょっと土のうを積みまして、宅内に入らないように小型のポンプで別の水路のほうに排水をしたという経過がございます。これは、年度内に水路が完成いたしますと、それは解消もされますし、さらに一部低いところには暗渠もやりましょうということで地権者とも話し合いをしてございます。そういった対策をいち早く講じたということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを

起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第71号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第14、議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、8月9日に発生した大雨洪水災害に伴う復旧事業経費について補正するものであります。補正の内容ですが、資本的収入及び支出のうち支出の第3次拡張事業費に増額補正を行うこととし、資本的収入及び支出のうち支出を4,741万5,000円増額して総額を6億3,040万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) 町長の命によりまして議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)の詳細について説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画(第3号)を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。

それでは、資本的収入及び支出の支出、1款資本的支出4,741万5,000円、1項建設改良費

同額、3目第3次拡張事業費同額、節に参りまして委託料1,826万1,000円、工事請負費2,915万4,000円。

今回の補正は、8月9日大雨洪水災害の復旧に係るものでございますが、今回の補正の具体的な内容といたしましては、岩崎川橋、山王茶屋前橋等の落橋に伴いまして応急工事を実施いたしました。それらにかかわるもの及び今年度内の施工を予定しておる本復旧分に係る工事費、またこれらに伴う設計委託料となっております。

以上で議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第72号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、8月9日に発生した大雨洪水災害に伴う復旧事業経費について補正するものであります。補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の管渠費及び雨水管渠費、2款農業集落排水事業費用の管渠費をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道資本的支出の管渠建設改良費、2款農業集落排水資本的支出の処理場建設改良費をそれぞれ増額するものであります。

補正予定額は、収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の管渠費を425万円増額し、雨水管渠費を65万円増額し、総額を6億1,635万1,000円とし、2款農業集落排水事業費用の管渠費を685万円増額して、総額を4億3,035万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道資本的支出の管渠建設改良費を226万1,000円増額して、総額を8億1,720万3,000円とし、2款農業集落排水資本的支出の処理場建設改良費を4,339万6,000円増額し、総額を3億320万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細について説明いたします。

それでは、3ページをお開き願います。平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第3号）を水道事業会計の例によって説明いたします。

それでは、収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用490万円、1項営業費用同額、1目管渠費425万円、節に参りまして委託料100万円、修繕費325万円、2目雨水管渠費65万円、節に参りまして委託料45万円、修繕費20万円。

2款農業集落排水事業費用685万円、1項営業費用同額、2目管渠費同額、節に参りまして委託料45万円、修繕費640万円、これらは8月9日、大雨洪水災害に係る修繕と委託となっております。下水道関係につきましては、管渠そのものが蛇行、破損等とならない場合は、災害復旧の対象とならないものでございますので、単独費による修繕及び委託をこの収益的収

入及び支出の支出で計上いたしましたものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の支出、1款公共下水道資本的支出226万1,000円、1項建設改良費同額、1目管渠建設改良費同額、節に参りまして委託料62万円、工事請負費164万1,000円。

4ページに参りまして、2款農業集落排水資本的支出4,339万6,000円、2項農業集落排水処理場建設改良費同額、1目処理場建設改良費同額、節に参りまして委託料199万6,000円、工事請負費4,140万円。これらも8月9日大雨洪水災害に係る応急工事及び本復旧工事とそれらに伴います委託となっております。

公共下水道につきましては、広宮沢第1地割デイサービスセンター悠和荘の北側に位置します宅地に係る管路、延長50メートルの本復旧工事と、その設計委託料となっておりますし、農業集落排水につきましては、矢次処理場及び下赤林浄化センターの応急工事及び本復旧工事と、その改修設計委託料となっております。

以上で議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的支出及び資本的支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第73号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。
川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） ただいま議長さんのお許しを賜りましたので、貴重な時間を割愛いただきまして一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずもって今定例会、9月3日の招集、きょうまで18日間の長丁場でございます。大変議員各位にはご苦労さまでございました。特にも今回は、8月9日の大雨洪水の被害を受けての一般質問でも7人の議員の皆さん方からご質問、そしてまたご提言を賜ったわけでございます。いずれにいたしましてもその際にもご答弁申し上げておるわけでございますが、各関係機関、団体と連携を密にいたしまして、いわゆるオール矢巾で復旧、復興に全力を傾注してまいり所存でございますので、どうぞ議員の皆さんにおかれましても今後ともご指導を賜りたいというように思うところでございます。

そしてまた、この9月定例会は、通称決算議会とも言われておるわけでございます。一般会計を含む8つの会計、全て原案どおりご認定を賜ったわけでございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。そしてまた、決算審査特別委員会の審査報告書にありますように、今後25年度の予算執行につきましては、それに意を体しまして進めてまいりたいというように思っておりますし、さらには26年度の予算編成に当たりましてもこれらをできるものは反映をさせていただきたいというように思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩します。

川村町長ほか参与の方々も退席されて結構です。

午後 3時14分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開します。

-
- 日程第16 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
- 日程第17 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 日程第18 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 日程第19 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 日程第20 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 日程第21 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 日程第22 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 日程第23 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 日程第24 災害対策調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第16、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について、日程第17、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第18、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第19、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第20、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第21、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第22、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第23、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第24、災害対策調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、この9議案は会議規則第37条の規定に基づき一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第16から日程第24については、一括上程することに決定しました。

なお、申し出の朗読は省略いたします。

委員長の補足説明がありましたなら、これを許します。

議会運営委員会、高橋七郎委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 総務常任委員会、米倉清志委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 産業建設常任委員会、芦生健勝委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 教育民生常任委員会、村松輝夫委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 議会だより特別委員会、山崎道夫委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会、長谷川和男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 矢巾中学校建設調査特別委員会、長谷川和男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 議会改革特別委員会、廣田光男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 災害対策調査特別委員会、長谷川和男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) お諮りします。

日程第16、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第18、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会産業建設常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第20、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会だより特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第21、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第22、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長よりの申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾中学校建設調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第23、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長よりの申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第24、災害対策調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長よりの申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、災害対策調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第25 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

○議長（藤原義一議員） 日程第25、議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて。

これは、定例会ごとに上程し、皆さんからご承認を賜っておりますが、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することに決定いたしました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって今期定例会に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成25年第3回矢巾町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員